

災害に強い水産地域づくりマニュアル
～迅速な復速興まちづくり編～

令和5年3月

水産庁漁港漁場整備部

目 次

1. 水産地域の復興まちづくりの基本的考え方	
(1) 目 的	1
(2) 取組主体	3
(3) 想定される災害	4
(4) 対象地区	5
(5) 基本的留意事項	7
1) 機能的・空間的一体性への配慮	7
2) 土地利用の適正化による被害の防止	8
3) 水産地域（集落など）の孤立への対応	11
4) 地域の生活・コミュニティの継続の対応	12
(6) 本マニュアルの位置付けと構成	14
2. 復興まちづくり計画の策定	16
2-1 現状把握	17
(1) データや資料の収集	18
(2) 地域特性や課題に関する共通認識の形成	20
(3) 地籍調査の実施	21
(4) 仮設住宅や移転候補地のリスト化	22
2-2 事前復興計画の策定と運用	23
2-2-1 事前復興計画の策定	26
(1) 対象地区の特定	28
(2) 体制整備	32
(3) 災害の想定と課題の抽出	34
(4) 事前復興の考え方・基本方針（ビジョン）の整理	35
(5) 事前復興計画図（マスタープラン）の作成	38
(6) 実現化手法	42
2-2-2 事前復興計画の運用	50
(1) 各種上位計画等への反映	51
(2) 先行的な事業実施	52
(3) 計画の見直し・修正	54
(4) 復興まちづくりのシミュレーションと模擬訓練	55
2-3 災害時の対応（災害・被災実態の把握）	59
(1) 災害・被害状況の把握	60
(2) 情報収集と発信	62
(3) 対口支援や受援体制の確立・運用	64
2-4 復興まちづくり計画の策定（事前復興計画の見直し・修正）	65
(1) 復旧・復興体制の再構築	67
(2) 事前の被害想定との相違の確認	68
(3) 復旧・復興に向けた課題抽出	69
(4) 事前復興計画の見直し・修正	70

3. 事後の持続的な地域の維持・振興	74
3-1 事前の取組	76
(1) 地域振興の継続的な取り組み	78
(2) 地域の意思を束ねるまちづくり組織の育成	79
(3) 行政と水産地域住民組織の協働関係の構築	80
(4) 受援窓口や対口支援	82
(5) 交流人口の創出によるネットワーク形成	83
(6) 複数の漁港漁村を単位とした地域力や漁港機能の強化	84
3-2 事後の取組	86

1. 水産地域の復興まちづくりの基本的考え方

(1) 目的

【基本的考え方】

水産地域の復興まちづくりとは、行政と漁業者・水産関係者を含めた地域住民が連携・協働して、想定される大規模自然災害に強いまちづくりをめざす、事前準備から現実的な復興計画を策定・実践するプロセスを言います。

東日本大震災における水産地域の復興まちづくりのプロセスを振り返ると、被災後の極度に混乱した時期に復旧・復興作業をスタートさせることや、水産地域の将来を見通した復興まちづくり計画を策定し、それを実行することの難しさが確認されました。

このような教訓から、復興まちづくりの主体である行政や漁業者・水産関係者を含めた地域住民組織が、事前段階から想定される地震・津波及び風水害など大規模自然災害後の水産地域の復興まちづくりの具体的な進め方や留意点をしっかり理解し、確実に実践しておくことが、水産地域の復興まちづくりを迅速に進めることにつながります。

【解説】

水産地域の復興まちづくりとは、住民を始め地域や行政が一体となって取り組むソフトを含めた復興の概念をいう。阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓から明らかなように、“まち”の復興は、行政単独による道路、公園の整備や、住民個々の責任に委ねた建物の修理や建て替えを行うだけでは、必ずしも十分ではなく、住民を始め地域や行政が一体となって取り組む必要がある。

切迫性が叫ばれる南海トラフ地震や日本海溝・千島海溝地震をはじめとした大規模地震・津波や発生頻度を増す風水害等の自然災害の被害を想定し、全国の市町村における防災・減災及び事前復興計画に関する取組が進められている。しかし、市町村全域を対象としたものが多く、個別の地域、とりわけ水産地域における取組は少ないのが実情である。

一方、沿岸部に立地する水産地域は、その資源依存型立地特性^{※1}から、その多くが山がちで急峻な地形に家屋や生産関連施設などが高密度に立地するとともに、離島・辺地など地理的孤立性が高いため、自然災害に対する脆弱性が高い。従って、水産地域における、より具体的な防災・減災及び復興まちづくりの取組を推進することが、喫緊の重要課題となっている。

【留意事項】

東日本大震災の復興・復旧のプロセスを概観すると、大規模な地震・津波被災直後の混乱期に、水産地域の中長期的将来を見通した住民満足度の高い復興まちづくり計画を、迅速に策定、実行することには非常な困難が伴うことが明らかとなった。

また、結果として復興まちづくりの過程で、地域住民の合意形成を含めた計画に関わるさまざまな取組に多大の時間を要したこともあり、復興関連事業が完成した時には既に計画のフレームである漁業生産や定住人口などに関する指標が極端に縮減し、当初計画が過剰になってしまった例も少なくない。

本マニュアルでは、主に東日本大震災での教訓に学び、行政（市町村など）や漁業者・水産関係者を含めた地域住民組織などの主体が、水産地域における大規模地震・津波を始めとする自然災害に対する復興まちづくりを迅速かつ適切に進めるための具体的検討方法と留意点について、特に、事前準備（とりわけ、事前復興計画の策定）の重要性に着目しながら時系列（災害予防時、被災時、災害復旧・復興時）に沿ってとりまとめている。

なお、復興まちづくりも“まちづくり”の一環であるという認識に加え、全国の水産地域の地理的、経済社会的条件が多様であるという視点から、本マニュアルの活用にあたっては、それぞれの対象地域の独自性や特徴を踏まえた柔軟な対応と、事後の地域維持・発展を展望した取組が期待される。

水産地域の復興まちづくりのプロセスの全体像を下図に示す。

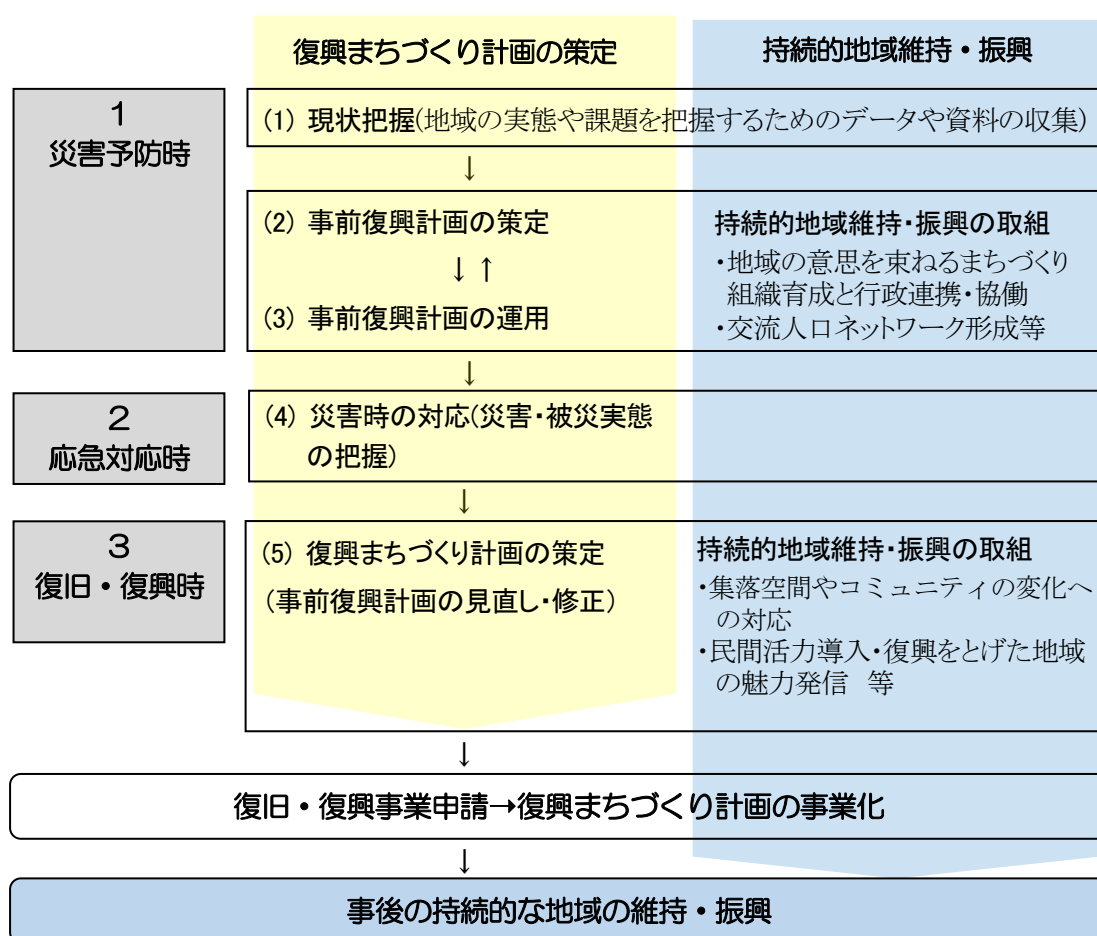


図 1-1 水産地域の復興まちづくりのプロセスの全体像

※1. 資源依存型立地特性については、災害に強い水産地域づくりガイドラインのIV-3「2-1 漁村の特徴と水産地域の復興まちづくりの基本的理念 (1) 水産地域の特徴の理解と留意点の1) 資源に依存した立地特性」を参照されたい

(2) 取組主体

【基本的考え方】

水産地域の復興まちづくりをすすめていくためには、行政と、地域の産業を支える漁業者、水産関係者及び自治会など地域住民組織が一体となって取り組むことが重要です。その際、必要に応じて、有識者など外部支援者の参加も検討することが、有効な効果を生む可能性があります。

【解説】

水産地域の復興まちづくりの取組主体は、基本的には、検討対象となる災害が想定される水産地域に関わる行政（市町村職員など）及び漁業者や漁協（支所）職員、水産関係者、自治会など住民組織が中心となることが有効である。地域の有する問題や課題によっては、外部有識者（大学教員など研究者、専門コンサルタントなど）の招聘や参加も有効な結果を生むきっかけになる可能性があり、国や民間のアドバイザーや有識者情報を収集しておくことも考慮しておく必要がある。更に、議論や合意形成をスムーズに進めるために、地域の実情に明るい市町村や漁協（支所）職員などがファシリテーターを務めることが有効な場合もあり、地域内で人材を育成しておくことも重要である。

なお、水産地域の場合、産業活動を含めた地域運営を担う伝統的で強固な共同体的地域コミュニティが存在する 경우가多く、既存のコミュニティ機能を維持・補強することで、復興まちづくりの取組主体の意思決定や合意形成能力を強化することも重要な視点である。

取組主体の構築による議論の場の創出は、特に、地震・津波など大規模自然災害発生の危険が想定されているものの、水産地域の復興まちづくりに向けた事前復興計画を始めとする事前準備が未だ進んでいない地域における関係者の意識啓発と具体的取組推進という視点も重要な目的のひとつである。

【留意事項】

復興まちづくりでは、大規模地震・津波等の自然災害の脅威が迫っていると認識されながら、現時点で未だ事前復興準備（特に、事前復興計画策定などの取組）が進んでいない地域における、積極的な利活用を期待するものである。

その際、一般に復興まちづくりの議論が、「暮らしの復興」に重点を置くことが多く、一般住民の「産業（水産業）復興」に対する関心が薄い場合が多いこと、一般住民と漁業者の生活時間の違いなどの理由から、漁協や漁業者の参加が限られる場合も見られる。そのような場合には、漁業・水産業復興や漁家の高台移転など「産業（水産業用）復興」に関する要望や計画方針などについて、漁協や漁業者による部会的な意見交換の場を設けて議論し、代表者がその結果を取組主体による全体会議で報告したり、漁業者が参加しやすい会議時間の設定などの工夫することが望ましい。

一方、水産地域の復興まちづくりが多様で横断的な分野にまたがる^{※2}ことから、行政にあつては、水産振興地域を主たる事業範囲とする漁業・水産、漁港漁村整備担当部署は言うまでもなく、防災、都市計画部署との連携を視野に置いておく必要がある。また、防災・減災まちづくりの地域側の主体となる漁業者・水産関係者、住民により構成される組織は、行政との信頼性の高いカウンターパートとしての能力と機能を有することが期待される同時に、漁業者、水

産関係者側と一般住民との利害関係を最小化する継続的な組織内の意思疎通に配慮しておくことが望ましい。

地域の有する独自の問題や課題によっては、有識者など外部支援者（大学教員など研究者、専門コンサルタントなど）が検討組織に招聘、参加することで有効な結果を生むきっかけになる可能性があり、国や民間のアドバイザーや有識者情報を収集しておくことも考慮しておくことが望ましい。更に、議論や合意形成をスムーズに進めるために、地域の実情に明るい市町村や漁協（支所）職員などがファシリテーターを務めることが有効な場合もあり、地域内で人材を育成しておくことも重要である。その場合、これら外部支援者・人材も本マニュアルの利用対象者となる。

※2. 水産地域の復興まちづくりが多様で横断的な分野にまたがる点については、本マニュアルの(6)本マニュアルの位置付けと構成の「図 1-4 水産地域の主な特徴」及び「災害に強い水産地域づくりガイドラインのIV-3」を参照されたい

(3) 想定される災害

【基本的考え方】

発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震・津波及び台風、高潮、集中豪雨など風水害を想定して、水産地域の復興まちづくりに取り組む必要があります。

【解説】

復興まちづくりは、最終的には多くの人命・財産に直接関わるものであり、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震・津波及び、近年、その規模や頻度が拡大しつつある台風、高潮、集中豪雨などの風水害を想定する。

まずは、大規模地震・津波を始め、風水害に関する公的なハザードマップや被害想定の有無を確認する必要がある。

水産地域の場合、地形条件や規模、漁業形態等、生産・生活基盤の集積が多様であることから、きめ細かな災害想定が重要である。

【留意事項】

想定する災害は、最大クラスと想定するが、近年、それぞれの災害について、最新の技術や状況の変化を踏まえて、国などで頻繁に、最新の規模や被害想定を公表している。

従って、水産地域の復興まちづくり、とりわけ事前復興計画策定に当たっては、信頼性の高い最新情報を収集、確認する必要がある。

(4) 対象地区

【基本的考え方】

想定される自然災害に直面する水産地域（個別の漁港と集落または、復興まちづくり単位として適切と判断される複数の漁港や集落にまたがる範囲）を復興まちづくりの対象地区とすることが望ましい。一方、地域の中核都市を形成する水産都市を除外するものではなく、必要に応じて検討対象となります。

【解説】

大規模な地震・津波などの自然災害により大きな被害が想定され、復興にあたり面的な整備が必要となる水産地域（個別の漁港と集落または、復興単位として適切と判断される複数の漁港漁村にまたがる範囲）を対象地区とする。東日本大震災における水産地域の復興事例でも、複数漁港・集落を復興単位とした取組が見られる。

対象地区は、中小水産地域だけに限定する必要はなく、地域中核都市である水産都市も水産地域という地域概念に含まれ、必要に応じて対象となり得る。

なお、対象地区の漁業操業状況や漁港、集落の立地、社会経済状況の縮減傾向等を考慮し、事前に関係者間で、被災後の漁港や集落など生産や生活に関わる機能再編や集約の可能性などに関する議論と合意形成が得られた場合、将来的な地域の再編・集約を想定した対象地区の選定が重要となる。

一方、水産地域の復興まちづくりの推進に当たっては、被災が大規模で広範囲に及ぶ場合、上記対象地区での現場復興だけでなく、各段階で他自治体や水産地域との広域連携や協力関係を有した復興まちづくりの体制づくりも重要である。

加えて、近隣漁港・集落間で被災状況が異なる場合、被災が軽度な水産関係施設や機能の相互利用などの面での連携も視野に入れておく。

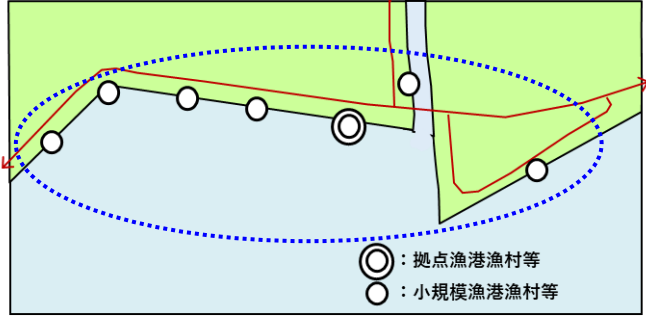
【留意事項】

- ・基本的に対象地区は、個別の漁港漁村や、復興単位として適切と判断される複数の漁港漁村単位とするが、現実には、復興単位は、自治単によって行政地区や地形、歴史的条件などで決定される場合も多い。そのような場合は、地域や自治体の対象地区設定が優先される。
- ・一方、水産地域の社会経済状況を既存データで把握する場合、漁港背後集落調査や漁港港勢調査、漁業センサスの関連情報が役にたつ。しかし、単一又は複数の漁港、漁村（漁港背後集落等）に限らない対象地区が設定される場合には、上記の資料を活用すると同時に、適切な情報（調査区別の国勢調査や住民基本台帳調査など）の把握、整理が重要になる。
- ・複数の漁港漁村単位や規模の大きい水産都市を対象地区と設定する場合、立地する漁港漁村数が多くなるため、全体の復興と同時に、きめ細かな個の復興、あるいは漁港機能や漁村の再編・集約等の議論も必要となる可能性が高い。従って、復興に向けて、複数・広域で構成される漁港漁村の漁業共同組合や自治会等の協働、連携体制の構築が重要になる。



(単独漁港漁村イメージ)

一般的にイメージされる単一の漁港と漁港との生産活動上の関連が強い背後集落から構成される水産地域であり、いわゆる漁業集落（漁業センサス）や漁港背後集落（水産庁漁港漁場整備部）に近い空間構成単位である。



(複数漁港漁村復興単位イメージ)

漁業生産活動（漁場利用や操業）の共通性を有し、水産物集出荷などの流通加工上の一体性を持つ拠点漁港漁村と小規模な生産基礎単位である複数の漁港漁村から形成される空間構成単位イメージである。

※漁業生産や人口規模の縮減傾向から、将来的な漁港機能や集落機能の再編・集約が事前想定される水産地域が想定される。

図 1-2 対象地区のイメージ

(5) 基本的留意事項

1) 機能的空間的一体性への配慮

【基本的考え方】

水産地域の復興まちづくりに当たっては、水産地域の立地特性や産業・生活・自然環境の機能的・空間的一体性に十分配慮した取組が求められます。

【解説】

水産地域は、資源依存的な立地特性を背景に、漁業生産や水産業は地先の海域(漁場)の資源状況に規定され、資源を育む海域環境は背後の山林や流入河川などの自然環境に影響される。更に、漁業者や水産関係者の生活が海辺に成立することにより生産の効率化や漁場の資源管理に結びつくといった、産業と生活と自然環境が、相互に補完しながら一体的に成立するという基本的な空間形成上の特徴を持っている。

このような水産地域の地域特性から、一般に、比較的狭い空間範囲にさまざまな官民の生活・産業・防災インフラが集中して集積している場合が多い。

一方、東日本大震災の教訓に学べば、これらの機能を担保する空間や施設の事業主体や所管は、官民にわたりさまざまに異なることから、往々にして個別ばらばらに検討や計画が進められ、本来、水産地域が有すべき一体性が損なわれた事例も多く見られる。

従って、水産地域の復興まちづくりに当たり、水産地域が被災後も適切に維持されていくためには、それぞれの機能や空間・施設配置がバラバラに検討され、計画されることは避けなければならないし、具体的な事業の選択・実施に当たっては多種多様な所管の異なる事業間調整に配慮する必要がある。

その際、行政は、なるべく窓口を一本化したり、所管部署間の連携をとりながら、復興まちづくり取組主体に担当部署が所管する事業をばらばらに説明するのではなく、対象地域に関連するさまざまな事業の内容や制度、メリット、デメリットなどをとりまとめて住民等関係者に説明し、理解を得るといった方法が求められる。

【留意事項】

水産地域は、都市や農山村とは異なる独自の特徴を有している。特に、復興まちづくりに当たって配慮すべき水産地域の独自性を列挙すれば、以下のとおりである(詳細は、ガイドライン 2-1. 水産地域の特徴と水産地域の復興まちづくりの基本理念参照)。

- ①資源に依存した立地特性
- ②立地や空間特性の多様性
- ③産業・生活・自然環境の一体性と相互補完性
- ④社会経済指標の縮減傾向
- ⑤狭い空間にさまざまな社会資本が集中して立地

2) 土地利用の適正化による被害の防止

【基本的考え方】

水産地域の復興まちづくりに当たっては、地震・津波を始め大規模自然災害による被害の拡大防止に加え、被害の軽減も重要です。

このため、土地利用の再編・高度化等による被害の低減のために、事前に取り組むべき災害予防として、以下の事項が必要です。

- ・水産地域のゾーニング
- ・建物構造形式の工夫
- ・漁港施設及び生活環境に係る施設等の適切な配置

【解説】

災害に強い水産地域づくりには、災害リスクを正しく認識し、「避難」「減災」という視点を持ち、災害リスクと必要なハード・ソフトが一体となった総合的な対策を進めることが必要である。

こうした考え方をもとに、水産地域における大規模地震・津波を始めとした自然災害の被害軽減に向けて、人的・物的被害を最小限にするような工夫をするべきである。

- ・漁港施設や集落環境に係る各施設等は、災害時のリスクを低減できるよう配置することが望ましい。このため、水産地域を災害リスク低減の観点から津波高と地盤高の関係と背後地形等を考慮しゾーンに分類して、議論を進めることが、検討を容易にし、相互理解につながる。
- ・一般的に、水産地域は、災害に対する安全性と立地する各種施設等を考慮すると、概ね4つのゾーン（①堤外ゾーン、②堤内(低地)ゾーン、③堤内(高地)ゾーン、④高台ゾーン）に分類することができる。
- ・このため、水産地域の津波被害の軽減のための計画策定にあたっては、これら4つのゾーンの特性（災害リスク、各種利用への適性、利用する上で必要な防災・減災対策等）を十分に整理・把握した上で、各施設等の配置計画を検討することが重要である。その際、低地を利用する場合については、ピロティ化や鉄筋コンクリート構造など耐浪性の向上対策を図るとともに、周辺に避難のための施設を確保することが有効である。

なお、想定を超える高潮対策についても、同様の考え方により対応可能である。

【留意事項】

地震・津波を始めとした大規模自然災害による被害の拡大防止に加え、被害の軽減も重要である。このため、土地利用の再編・高度化等による被害の低減のために事前に取り組むべき災害予防として、以下の取組が有効である。

- ・土地利用の適正化による被害の防止
- ・水産地域のゾーニング
- ・建物構造形式の工夫
- ・漁港施設及び生活環境に係る施設等の適切な配置

これらの水産地域の災害被害の拡大防止、低減に向けた、水産地域の空間特性に応じたゾーン区分と、それぞれのゾーン毎の利用上の留意点（建物構造形式の工夫、漁港施設及び生活環境に係る施設等の適切な配置）の考え方について、以下図表（表 1-1 及び図 I-3）に示す。

表 1-1 水産地域の 4 つのゾーンの考え方

ゾーン区分	ゾーン特性	利用上の留意点
① 堤外ゾーン	漁業において海と陸をつなぐ場であり、漁港施設が集積する防潮堤の外にあるゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・居住地には適さない。 ・漁業関連施設を立地させる場合、ピロティ化や鉄筋コンクリート構造など耐波性の向上対策や電気系統施設・設備の高所化を図ると共に、周辺に避難のための施設を確保する。
② 堤内（低地）ゾーン	防潮堤の背後で、防潮堤の高さよりも低い場所にあるゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・居住については津波防災の観点からは避けることが望ましいが、漁業活動上の利便性等の理由から住まざるを得ない場合には、住居の高層化等の対策を図る。 ・漁業関連施設を位置させる場合、ピロティ化や鉄筋コンクリート構造など耐波性の向上対策や電気系統施設・設備の高所化を図る。 ・各施設の周辺に避難ビル、避難動線の確保など避難対策の万全を図る。
③ 堤内（高地）ゾーン	防潮堤の背後で、防潮堤の高さよりも高い場所であつ既存の水産地域内または近接した場所にあるゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・堤内（高地）ゾーンの中には、最大クラスの津波で浸水する可能性がある場所と浸水する可能性が低い場所が存在する。 ・盛り土、切り土により高地を確保する場合には、地震、豪雨等による災害リスクに対しても留意する。 ・防潮堤で守られているとはいえ、これを超える津波が来襲する可能性もあることから最大クラスの津波で浸水する可能性がある場所については、避難路の整備等避難動線の確保など避難対策の万全を図る。 ・最大クラスの津波で浸水する可能性が低い場所であっても、それ以上の津波の可能性が否定できないため、最悪の場合に備えて、避難について留意する必要がある。
④ 高台ゾーン	既存の漁業集落から離れた場所にある高台のゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・津波リスクの観点からは、住居を始め、公共施設を位置づけることが望ましい。 ・地震、豪雨等による災害リスクに対して留意する。 ・新たに大規模な開発を行う場合には、周辺環境の保全等に配慮することが必要である。

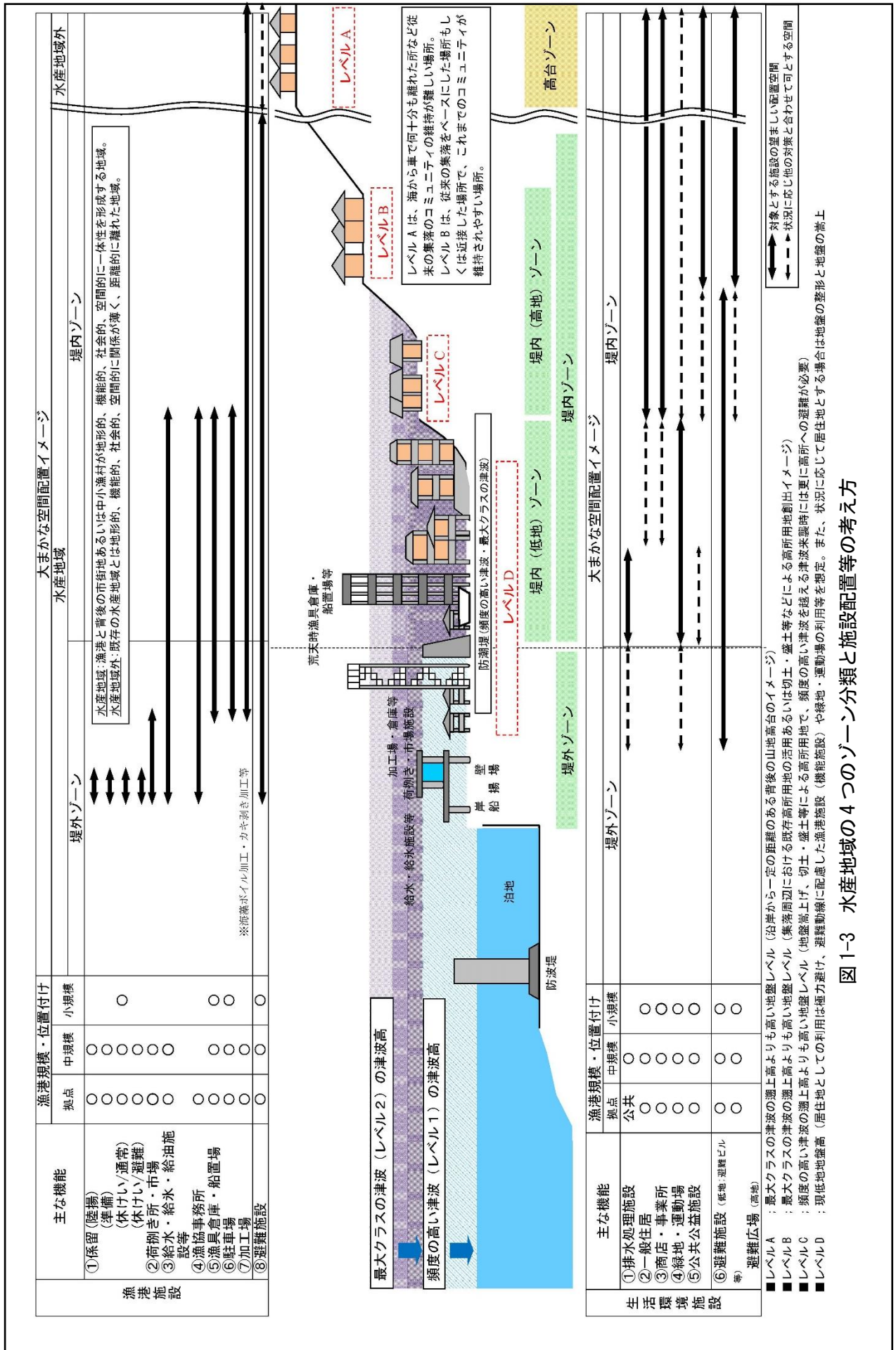


図 1-3 水産地域の 4 つのゾーン分類と施設配置等の考え方

3) 水産地域（集落など）の孤立への対応

【基本的考え方】

水産地域は、離島、半島などの条件不利地域に立地する 경우가多く、災害が発生した場合、外部から孤立しやすく、緊急避難、救援・救助活動等に支障を来たします。

このため、水産地域の孤立防止のために事前に取り組むべき災害予防として、孤立に強い水産地域（集落等）づくりが必要です。

【解説】

孤立する危険性がある水産地域（集落など）においては、平時（災害予防時）から、主に以下のことに取り組むことが必要である。

- 1) 水、食料等の生活物資、テント、簡易トイレ、医薬品、暖房器具などの緊急物資、さらには各種燃料などのリストアップ、数量の想定を行い、物資毎に備蓄する。
- 2) 家庭、自主防災組織等による自主的な備蓄を進める。
- 3) 集落内で共有して利用することとなる物資については、漁港内にある上屋施設なども積極的に活用する。
- 4) 災害発生時にも集落内への電力供給が可能なように非常用電源を確保する。
- 5) 共助の視点から、近隣集落間での人的交流による情報共有体制を共有するためのしくみづくりを行う。
- 6) ヘリポートに使用できるオープンスペースを確保するなどの集落づくりを進める。

【留意事項】

水産地域は離島、半島等の条件不利地域に立地する 경우가多く、災害が発生した場合、水産地域は外部から孤立しやすく、緊急避難、救援・救助活動等に支障を来たことになる。このため、水産地域の孤立防止のために事前に取り組むべき災害予防として、主に以下の事項が重要となる。

- ・ 孤立する危険性のある水産地域（集落等）の把握
- ・ 物理的孤立の防止対策（孤立水産地域（集落等）と外部との複数のアクセス手段の確保）
- ・ 情報孤立の防止対策（孤立水産地域（集落等）と外部との通信の確保）
- ・ 孤立に強い水産地域（集落等）づくり など

加えて、災害発生時には、ライフライン（電気、水道、ガス等）がストップする危険性があり、非常時の安全なライフラインの継続の問題は、平時（災害予防時）から考えておく必要がある。

4) 地域の生活・コミュニティの継続の対応

【基本的考え方】

災害発生時には、ライフライン（電気、水道、ガス等）がストップする危険性があり、非常時の安全なライフラインの継続の問題は、平時（災害予防時）から考えておく必要があります。

また、地域コミュニティは、災害発生後の地域の復旧・復興において重要な役割を果たすことから、その継続は欠かせないものです。

このため、可能な限り生活を維持しつつ、既存コミュニティを壊さないよう、地域の生活・コミュニティの継続のため、事前に取り組むべき災害予防として、生活・コミュニティの継続のための支援ネットワークづくりが必要です。

【解説】

東日本大震災や阪神大震災など、これまでの災害を通じて学んだ教訓のひとつに、災害時におけるボランティアやNPOなどの活動が、被災地の人々の生活・地域コミュニティの維持を図る上で重要な役割を担っている点がある。

このため、水産地域の復興まちづくりに当たっては、水産地域防災協議会などが主体となって、場合によっては、部会的な位置付けを持つ復興まちづくり取組主体（※ガイドライン1-2参照）が、平時（災害予防時）から、災害ボランティアやNPOなどとの支援ネットワークを構築しておくとともに、災害時における支援の受け入れについて、検討するなど、地域での受け入れ体制を整えておくことが望ましい。

なお、当該活動に関しては、災害時でもお互いの機能や役割が継続できるよう、災害時の行動計画等が連携して作成されている必要がある。

【留意事項】

地域コミュニティは、災害発生時の避難やその後の地域の復旧・復興において重要な役割を果たすことから、その継続は欠かせないものであることを十分理解しておく必要がある。このため、可能な限り従前の生活を維持しつつ、既存コミュニティを壊さないよう、地域の生活・コミュニティの継続のため、事前に取り組むべき災害予防として、主に以下の事項が考えられる。

・災害発生後の地域の生活継続への対応

水産地域の復興まちづくりに、大きな役割を果たす地域のコミュニティを維持するためには、被災後の住民の域外流出を最小限に抑える必要がある。そのためには、被災住民、被災コミュニティを受け入れる一次避難場所、復興計画と整合を持った仮設住宅の整備による、生活継続の取組に留意する。

・集落存続のためのコミュニティの継続への対応

水産地域の復興まちづくりにおいて、従前の集落コミュニティが維持・継続されるよう、仮設住宅の整備に当たっては、できる限り旧集落コミュニティが過剰に分散せず、まとまって収容できる規模や場所などを事前に想定、選択する。

・生活・コミュニティの継続のための支援ネットワークづくり

地域の生活継続、コミュニティの維持・継続の効果をあげるためには、更に、水産地域の既存又は新たに創設する「防災協議会」などが主体となって、場合によっては、部会的な位置付けの「復興まちづくり取組主体」が、平時（災害予防時）の活動として、域内外の災害ボランティアやNPOなどとの情報交換や被災時の支援ネットワークを事前に構築しておく効果的である。

また、地域コミュニティ内の「復興まちづくり取組主体」は、域内外の支援ネットワークを活用し、災害時における具体的な支援受け入れの方法について検討、調整するなど、地域側の支援受け入れ体制を整えておくことが重要である。

(6) 本マニュアルの位置付けと構成

本マニュアルは、「災害に強い水産地域づくりガイドライン（令和5年改定版）」の「IV-3 迅速な復興まちづくり」の基本的な考え方を前提に、被災地域の持続的地域維持・振興に配慮しつつ、災害予防時に着手すべき事前復興計画から、応急対応時に実際の災害・被災を確認し、復旧・復興時に事前復興計画の見直し・修正により現実的な復興まちづくり計画を策定する一般的な一連の具体的な検討内容と留意点など計画策定手順を記載している。

東日本大震災における水産地域の復興まちづくりのプロセスの教訓から、計画策定主体である行政や漁業者・水産関係者と地域住民組織で構成される利用者（団体）が、水産地域独自の特徴を十分理解した上で、水産地域の復興まちづくりが、“まちづくり”の一環であり、持続的地域維持・振興無しに真の復興はないという点を理解した上で、特に災害予防時における事前復興計画の策定を重視しながら、時系列に沿った各段階での取組の検討事項と留意点を明らかにする。

特に、水産地域の特徴について関係者間で十分理解を深め、共有した上で、復興まちづくりに取り組むことが重要である

（※右図及び「災害に強い水産地域づくりガイドライン（令和3年度改定版）」の「IV-3 迅速な復興まちづくり」の「2-1 漁村の特徴と水産地域の復興まちづくりの基本的理念」部分を参照されたい）。

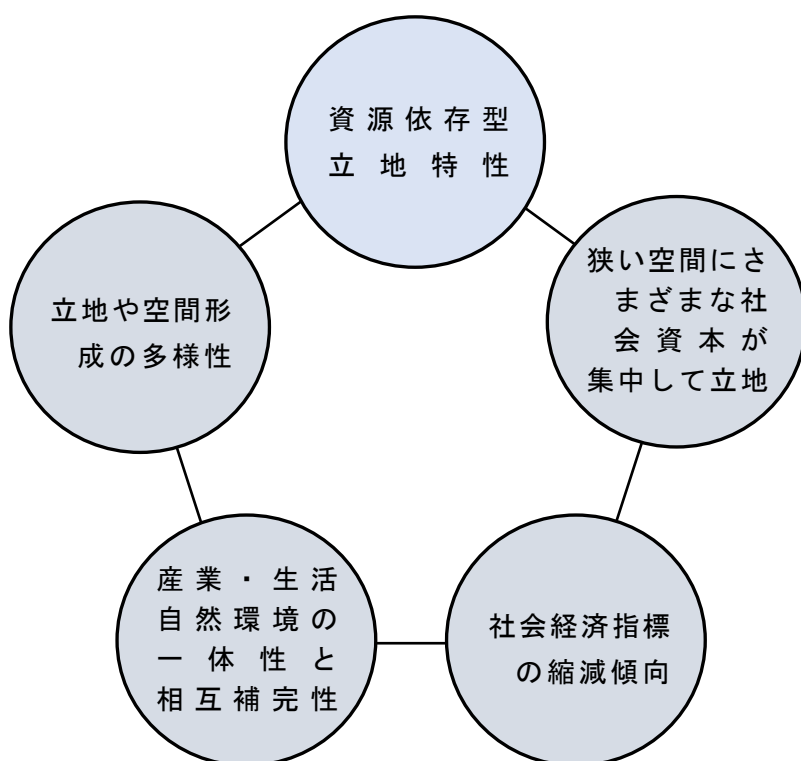


図 1-4 水産地域の主な特徴

このような前提で、本マニュアルの構成を以下に示す。

災害に強い水産地域づくりガイドライン（令和3年度改定版）
Ⅳ-3. 迅速な復興まちづくり→復興まちづくり計画策定策定マニュアル

2. 復興まちづくり計画

2-1. 現状把握

●データや資料の収集・地域特性や課題の共通認識形成・仮設住宅や移転候補地リスト化等
※特に、地籍調査の事前実施が重要（具体的な復興まちづくりの基礎資料となる）



（事前復興計画策定と運用）

2-2-1. 事前復興計画の策定

大規模自然災害を想定し、行政と地域住民組織が連携・協働して災害が発生した場合にどのような復興を目指すのかについて、事前に計画を立てるための検討事項と留意点を解説。

- ①対象地区の特定
- ②体制整備（行政との協働体制含む）
- ③災害の想定と課題の抽出
- ④事前復興の考え方・基本方針（ビジョン）の整理
- ⑤事前復興計画図（マスタープラン）の作成



2-2-2. 事前復興計画の運用

策定した事前復興計画を、行政の上位計画に位置付け、状況の変化に応じて柔軟に見直し・修正するなど計画の現実性を常に担保しておくための検討事項と留意点を解説。

- ①各種上位計画等への反映
- ②先行的な事業実施
- ③計画の見直し・修正
- ④復興まちづくりのシミュレーションと模擬訓練



2-3. 災害時の対応（事前復興計画の想定と現実の被災状況の相違の確認）

実際の災害や被災規模や内容は、現実的な復興まちづくり計画の下敷きとなる事前復興計画の前提条件と異なることが考えられ、その相違を明らかにし、事前復興計画の見直し・修正の基礎情報となる状況把握と情報発信のための検討事項と留意点を解説。

- ①災害・被災状況の把握
- ②情報収集と発信



2-4. 復興まちづくり計画の策定（事前復興計画の見直し・修正）

実際の災害・被災状況を踏まえて、現実的な水産地域の復興まちづくり計画（事業計画を含む）策定のための検討事項と留意点を解説。

- ①復旧・復興体制の再構築
- ②事前計画被害想定との相違確認
- ③復旧・復興に向けた課題抽出
- ④事前復興計画の見直し・修正（事業計画含む）



3. 持続的地域維持・振興

事後の地域の持続的維持・発展に向けた取組の検討事項と留意点を、①事前の取組と、②事後の取組に分けて解説。

注-図中の番号は、本マニュアルの表題・項目番号を表す

図 1-5 本マニュアルの構成

2. 復興まちづくり計画の策定

【基本的考え方】

東日本大震災からの学びからも明らかなように、水産地域の復興まちづくり計画の策定にとって、事前復興計画を策定しておくことが効果的です。その際、大まかな事業化手法及び、外部応援を適切に受け入れる対口支援準備や受援計画も必要です。

ここで、事前復興計画は、災害を想定して策定するため、実際の災害や被害規模や内容によっては、計画や事業化手法の見直しや修正が必要になります。イメージトレーニングなどを通じて、仮設住宅整備位置や計画自体の精査につながる、いわば、復興準備の取組も重要な視点です。

被災時に災害・被災状況を早急かつ正確に把握すると同時に、事前復興計画策定の前提条件との相違を明確にし、現実の復興計画と事業化計画（事業間調整含む）に反映させていくことが重要になります。

このような、事前、被災時、復旧・復興時ごとに復興まちづくり計画について効果的な取組をつなげていくことで、被災後にいちから計画づくりや事業計画に着手する方法に比べ、圧倒的に迅速かつ住民満足度の高い計画につながるようになります。

- (1) 現状把握
- (2) 事前復興計画の策定と運用
- (3) 災害時の対応(災害・被災実態の把握)
- (4) 復興まちづくり計画の策定（事前復興計画の見直し・修正）

【留意事項】

水産地域の復興まちづくり計画の策定に当たって、事前復興計画(事業計画イメージ、受援計画含む)を策定しておくことが効果的である。

事前復興計画とは、最終的な被災後の復興計画の下敷きとなる計画で、前もって策定しておくことが、事後の復興計画を迅速に進めることにつながる。

従って、事前防災計画が策定されているか、あるいはその内容が現実的なものになっているかなどの前提を確認した上で、計画自体が無かったり、現実的内容になっていない場合は、改めて事前復興計画の対象となる地区を選定し、計画策定主体（※一般的には、行政、漁業・水産業関係者及び地域住民組織）を決め、想定される災害の規模や内容を踏まえつつ地域の現状を把握して事前復興まちづくりのイメージと事前復興計画図を策定し、関係者間で共有すると共に、策定した事前復興計画は、行政の上位計画に反映するとともに、時間経過の中で日々変化する対象地区の社会経済状況に応じて、定期的に計画や事業化方針の内容などの見直しや修正作業を繰り返すことも不可欠である。

また、事前復興計画の中から優先的に実施可能なものは、その実現可能性に応じて、積極的に、選択的に実施していくことも有効であり、関係者が常々事前復興計画に基づいたイメージトレーニングに取り組むことも事前復興計画の精度を上げることにつながる。

事前復興計画が策定されていれば、被災後の現実的な復興計画の策定は、迅速かつ適切に進むことになる。なぜならば、復興まちづくりに関する地域の実情に応じた課題解決方策について一定の方向性や空間的な計画方針が、既に行政（市町村）と漁業・水産関係者を含めた地域住民組織の間で合意されているからである。

2-1 現状把握

【基本的考え方】

事前（災害予防時）に、水産地域の復興まちづくり計画及び持続的地域の維持・振興への取組に向けて、地域の正確な現状に関する情報収集と調査を実施します。

水産地域の社会経済条件や地理的条件は多様なので、それぞれの地域特性に応じて、被災後に選択可能な整備や復旧・復興のプロセスが大きく異なります。

そのため、地域特性に関わるデータや資料を収集、整理した集落カルテを作成し、関係者間の共通認識を形成していく必要があります。

- (1) データや資料の収集
- (2) 地域特性や課題に関する共通認識の形成
- (3) 地籍調査の実施
- (4) 仮設住宅や移転住宅候補地のリスト化

【解説】

現状把握は、事前復興計画策定の前提情報の収集・整理であると同時に、持続的な地域維持・振興のための取組に向けた基礎資料の把握の両方の目的と役割がある。

【留意事項】

- ・現状把握は、事前復興計画策定の前提情報の収集・整理であると同時に、持続的な地域維持・振興のための取組に向けた基礎資料の把握の両方の目的と役割がある。
- ・復旧・復興段階において、例えば都市計画による地域指定や当該地域の漁家人口等によって選択可能な事業制度が異なることがある。
- ・地形条件は、非浸水区域の広がり具合や住宅移転適地が集落内に存在するかどうかなど被災後の土地利用に影響するため、復旧復興のプロセスが大きく変わる。
- ・住民が地域特性について理解を深め、共通認識を形成しておくことで、地域の実情に合った事前復興計画の策定や、早期の復旧復興につながる円滑な合意形成を導くことが可能となる。
- ・地域特性を把握することで、当該地域の魅力や課題が明らかとなり、持続的な地域維持・振興へとつなげていくための基盤となる。

(1) データや資料の収集

水産地域における適確な復興まちづくり及び、事後の継続的地域の維持・振興のために、それらの目的に応じた適切かつ正確なデータや情報を収集することが重要である。その際、AIやドローンなどの最新技術を活用して正確な地域の現状を把握することが効果的である。

- ① 統計データの収集
- ② 地形情報や空間情報の収集
- ③ 地域特性や地域資源の整理

【留意事項】

水産地域の事前復興計画の策定を含めた持続的地域維持・振興に向けて、対象地域の正確な現状を把握する。

水産地域では、立地や人口規模、地形条件などに応じて被災後に選択可能な空間整備や復旧復興のプロセスが大きく変わる。また、災害に強い水産地域を形成していく上では、防災・減災や事前復興の取り組みと並行して、地域の持続的な地域維持・振興を図っていくことが重要であり、活用可能な地域資源や地域の魅力を理解しておく必要がある。そのため、地域特性に関わるデータや資料を収集、整理した集落カルテを作成し、共通認識を形成する。

特に、復興まちづくり計画策定の基礎条件として、土地利用や所有状況が複雑な水産地域においては、地籍調査に加え、文化財・埋蔵文化財などに関する調査が重要である。

- ・水産地域では、過疎高齢化が進行している地域も多く、将来的にも人口減少が継続することが想定されるため、被災後の復旧復興において適正な整備が図られるためにも地域の実情を正確に把握しておくことが重要である。
- ・人口動態は経年的に変化していくため、定期的に情報をアップデートしていくことが望ましい。
- ・水産地域の持続的な地域維持・振興においては水産資源や漁業形態も重要な地域資源となるため、水産資源や漁業に関わる資料収集も有効である。

【検討内容】

① 統計データの収集

- ・人口規模や世帯規模、漁業就業者数等の統計データを収集整理し、地域の現状を把握するとともに、将来的な人口動態や漁家人口比率等の人口構造予測を行う。一般的には、人口・世帯数については、対象地区に合致した調査区単位の国勢調査データ(5年に1回実施)を使用するが、対象地区の範囲によっては、当該市町村の住民基本台帳や、漁港背後集落調査(水産庁)を使用してもよい。漁業就業者数については、上記の漁港背後集落調査や区域設定を確認の上、漁業センサス、あるいは漁協情報などを活用する。

② 地形情報や空間情報の収集

- ・集落の被害特性に大きく影響する地形条件を把握するため、地形図や地質図等を備えておく。

- ・ハザードマップや建物被害調査を確認し、想定される被害の程度、浸水区域と非浸水区域の広がり、避難が困難になる細街路、避難場所の確保といった被災直後の課題から、仮設住宅や移転住宅の適地の有無などを確認する。
- ・事前復興計画の策定や被災後の復旧復興において必要となる住宅地図や土地利用図、道路現況図、各種インフラ台帳等の図面データを収集しておく。

③ 地域特性や地域資源の整理

- ・集落の地形地質に関わるデータや、歴史文化資源、自然環境資源、地域固有の水産資源や漁業に関わる情報等を整理し、水産地域の持続的な維持・発展のための活用可能な地域の魅力を理解する。

必要データ	利用内容	事前準備	データ利用段階		
			初期対応	調査計画	事業計画・事業実施
被災直後の航空写真	・津波浸水区域の特定 ・津波シミュレーションによる今後の津波浸水リスクの把握		●		
浸水範囲の現地状況	・建物被害状況の把握 ・応急仮設住宅必要概数の把握 ・津波シミュレーションによる今後の津波浸水リスクの把握		●		
津波浸水深の状況	・津波シミュレーションによる今後の津波浸水リスクの把握			●	
都市計画基礎調査	・応急建設住宅団地整備用地の調査	●	●		
	・仮設店舗・工場団地整備用地の調査	●			
	・被災前の土地利用状況（面積・都市施設状況・公共交通状況等）の把握	●		●	●
・事業不適格地の把握（埋蔵文化財包蔵地、農振農用地分布、保安林分布）	●		●	●	
公有財産台帳	・応急建設住宅団地整備用地の調査	●	●		
登記簿	・仮設店舗・工場団地整備用地の調査	●	●		
固定資産課税台帳		●	●		
都道府県公有地・国有地の照会		●	●		
空き住戸数	・応急借上げ住宅として供給可能性のある住戸の戸数把握	●	●		
空き住宅所有者意向			●		
住宅の応急危険度判定	・応急借上げ住宅として供給可能性のある住戸の精査		●		
物件状況の確認			●		
洪水・土砂災害等の災害危険箇所	・津波以外の災害リスクの把握	●		●	
被災世帯所在地・世帯構成等	・住民の生活再建意向の把握			●	
地区別人口（年齢階層別）	・被災地区における将来人口推計	●		●	
地区別世帯数（構成別）				●	
都市計画マスタープラン等の都市計画関連の上位計画	・被災地区の将来の都市像や担うべき都市機能などの検討	●		●	
住民組織の状況	・コミュニティ形成状況の把握	●		●	
防災施設等の被害状況／復旧方針／整備計画	・復興まちづくり関連事業との調整を図るべき施設の把握			●	●
インフラ施設の被害状況／復旧方針／整備計画				●	●
公共施設・ライフラインの被害状況／復旧方針／整備計画				●	●
地権者情報	・事業計画等の合意形成	●		●	●
不動産鑑定標準価格	・被災宅地買い取りを伴う事業における概算事業費の算定や被災者との合意形成				●
応急仮設住宅入居意向	・応急仮設住宅ニーズ把握に基づく必要戸数の精査		●		
事業者情報	・仮設店舗・工場ニーズ把握調査の実施	●	●		

資料-津波被害からの復興まちづくりガイダンス／国土交通省

図 2-1-1 各段階で必要となるデータ・情報（イメージ）

(2) 地域特性や課題に関する共通認識の形成

適切かつ正確なデータや情報を収集・整理し、関係者間で地域特性や復興まちづくり及び持続的な地域維持・振興に向けた共通認識を形成する。

- ① 想定される被害の理解
- ② 地域特性や地域資源の理解
- ③ 模型や GIS の活用
- ④ 継続的な住民意向の把握

【留意事項】

- ・住民自ら地域特性や集落に固有の特徴について理解を深め、望ましい将来像や地域振興の方法等についての議論を継続していくことが重要である。
- ・日々の地域行事やまちづくりの取り組みの一環として、集落の課題や魅力について議論を継続していくことで、共通認識を形成しておくことが望ましい。

【検討内容】

① 想定される被害の理解

- ・ハザードマップをもとに、想定される被害の程度、浸水区域や浸水深、建物の倒壊のおそれのある区域、土砂災害が想定される区域、避難場所の位置などについて住民が理解できるように、まち歩きを実施したり、冊子の配布や説明会を開催する。
- ・過去の被災履歴や被害の状況などの資料を整理しておくことで、災害を経験していない若い世代の理解を深めることもできる。

② 地域特性や地域資源の理解

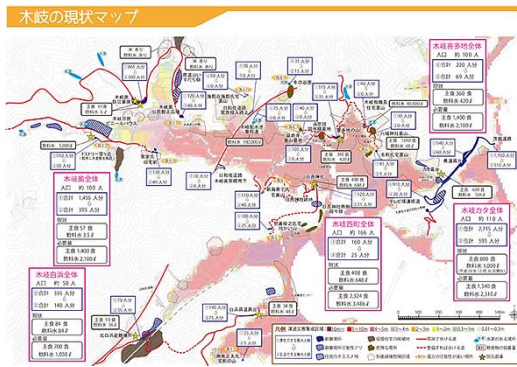
- ・日々のまちづくりの取り組み収集したデータや資料をもとに、集落が受け継いできた生活文化や歴史資源、大切にしたい場所や風景、地域の豊かさなどについて共通認識を形成しておく。
- ・地域固有の水産資源や漁業形態についての理解を深め、地域の魅力として認識できるように共通認識を形成しておく。
- ・集落の様々な情報を地図上に整理した集落現況図を作成することも有効である。

③ 模型や GIS の活用

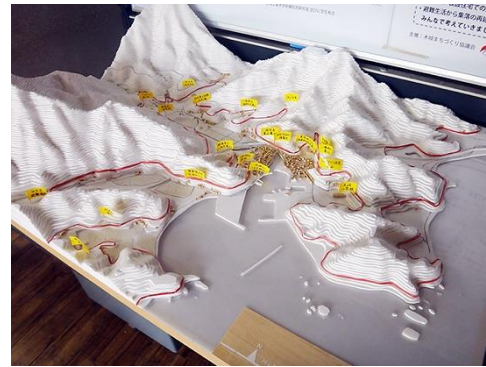
- ・模型や3次元GISの活用によって集落地形を立体的に可視化することで、住民が分かりやすく理解できるような方法を検討する。
- ・GISなどデジタル情報を活用し、適切にデータを保管することにより、被災時の重要な資料の散逸を防ぐことも可能である。

④ 継続的な住民意向の把握

- ・事前復興計画の策定や、被災後の早期の復旧復興を導くために、被災後の居住地選択や望ましい集落像などに関する住民意向を定期的に把握していく。
- ・その場合、「暮らし」に関心の高い一般住民と「産業の維持・振興」に関心の高い水産関係者では、その意向や要望が異なる場合が多く、双方の考え方や関心について常々お互いの理解を深める関係を維持しておくことが重要である。



資料-木岐地区防災まちづくり計画
図 2-1-2 集落現況図のイメージ



資料-制作：芝浦工業大学佐藤宏亮研究室
図 2-1-3 浸水区域を示す模型の制作例

(3) 地籍調査の実施

復興まちづくりにおいては、さまざまな施設整備用地の選択など土地利用計画が軸となるため、計画を現実的に推進するに当たって、事前の地籍調査は不可欠である。更に、文化財や埋蔵文化財についても事前に調査しておくことが重要である。

- ① 地籍調査の実施（地籍調査が実施されていない場合）
- ② 復興まちづくり計画の重要な土地利用計画エリアにおける文化財・埋蔵文化財調査

【留意事項】

- ・水産地域は土地区画や所有状況が複雑な場合が多く、地籍調査が実施されていないことも多いため、地籍調査の実施の有無や権利関係の整理状況等を確認しておくことが重要である。
- ・被災が想定されるエリアのみならず、仮設住宅や移転住宅の候補地となる土地についても確認しておくことが望ましい。

【検討内容】

- ① 地籍調査の実施（地籍調査が実施されていない場合）
 - ・事業を実施する段階において、仮設住宅や移転住宅の候補地の土地所有者が不明だと、復興事業の進捗に大きく影響する。地籍調査が実施されていない場合には地籍調査を実施し、土地・建物の権利関係、所有者の整理をしておく。
- ② 復興まちづくり計画の重要な土地利用計画エリアにおける文化財・埋蔵文化財調査
 - ・古くから人間が居住していたことが見込まれるエリアでは、事前に埋蔵文化財調査を実施しておくことも有効である。

※参考資料：所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン(第3版)／令和元年12月／所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策に関する検討会

(4) 仮設住宅や移転住宅候補地のリスト化

被災後の混乱期に、復興まちづくり計画と整合がとれないような仮設住宅の整備は、コミュニティの崩壊や復興自体を遅らせることになるため、事前に、仮設住宅や移転先候補地のリストを作成しておくことが重要である。

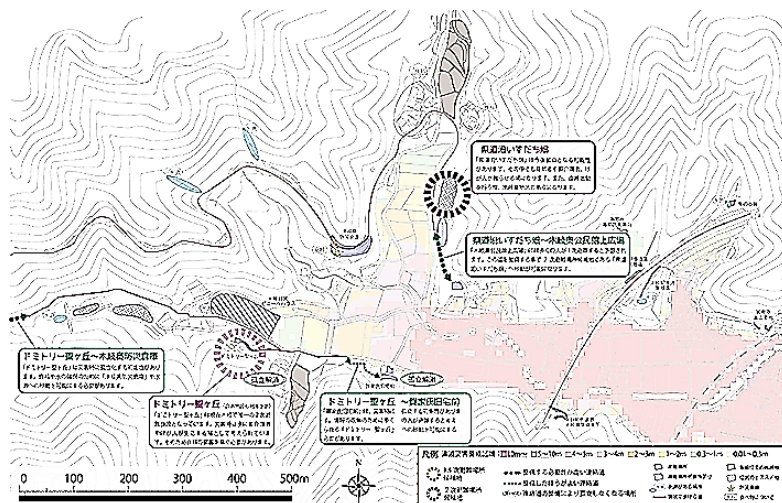
- ① 仮設住宅や移転住宅候補地のリスト化
- ② 仮設住宅や移転候補地の適地選定
- ③ 模型やGISの活用

【留意事項】

- ・水産地域の地形条件によっては、仮設住宅や移転住宅の適地が既存集落から離れてしまうことも想定されるため、被災後の集落全体の空間整備と一体的に検討しておくことが重要である。
- ・水産地域は土地区画や所有状況が複雑な場合が多く、仮設住宅や移転住宅の候補地が複数の地権者の所有する土地にまたがることも想定されるため、地籍調査をもとに境界を把握しておくことが重要である。

【検討内容】

- ① 仮設住宅や移転住宅候補地のリスト化
 - ・被災後の住まいの復旧復興を円滑に進めていくために、事前に仮設住宅や移転住宅の適地となり得る候補地をリスト化しておく。
- ② 仮設住宅や移転候補地の適地選定
 - ・住民意向調査やワークショップなどの方法を用いて仮設住宅や移転住宅の適地について住民相互の共通認識を形成する。
 - ・事業を実施する段階において所有者の理解が得られないと、復旧復興事業の進捗に大きく影響する。地権者との調整を行い、被災後の利用方針にかかわる同意書や協定書を作成しておくことが有効である。
- ③ 模型やGISの活用
 - ・仮設住宅や移転住宅適地などの検討においては、模型や3次元GISを活用して集落地形を立体的に可視化することで、住民が分かりやすく理解できるような方法を検討する。



2-2 事前復興計画の策定と運用

【基本的考え方】

被災直後の混乱期に、復興まちづくりに関する調査・計画策定作業をスタートすることが多大の時間と労力を要することは、東日本大震災の最も重要な教訓と言えます。既に、水産地域を単位とした必要十分な事前復興計画が策定されていない場合は、以下の取組が必要です。

災害予防時に、行政と漁業・水産関係者、関係住民が連携・協働して、正確に地域の現状・課題を収集・把握した上で、事前復興計画を策定することが、その後の迅速で住民満足度の高い復興まちづくりにつながります。

その際、計画を実現するために必要となる複数省庁にまたがる関係事業の選択・連携イメージを共有しておくこと、外部支援の適切な受入れ体制構築に資する対口支援準備や受援計画を策定しておくことも重要です。

同時に、事前復興計画を行政の上位計画に位置付け、計画に沿ったイメージトレーニングの実施などの運用も、その後の復興まちづくりプロセスにつなげていくために不可欠な、いわば事前準備ともいえる取組です。

- (1) 事前復興計画の策定
- (2) 事前復興計画の運用

事前復興計画の策定と運用の基本的な作業手順は、以下のとおりである。

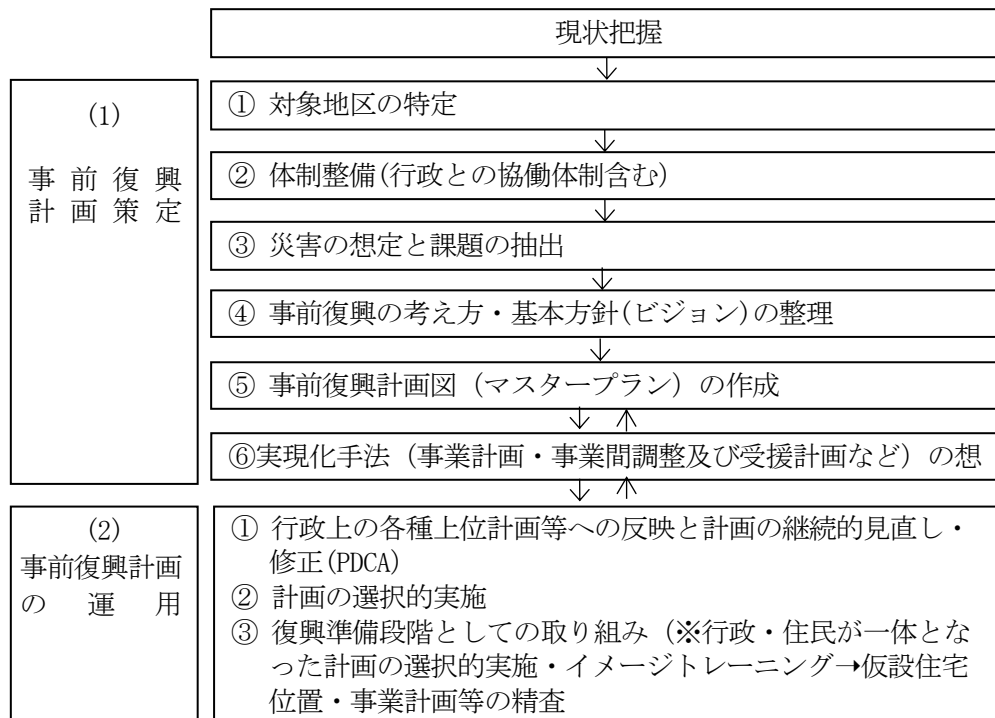


図 2-2-1 事前復興計画策定と運用の基本的な手順

【留意事項】

(1) 事前復興計画の策定

水産地域を単位とした必要十分な事前復興計画が策定されていない場合、災害予防時に、防災や減災の取組を行っていても、被害を完全に防ぐことは困難である。そのため、平時の災害予防時から、防災や減災対策に取り組むことにより、現実の被害をできる限り最小限に抑える努力並行して、事前復興計画を策定しておくことが事後の現実的復興まちづくりの円滑な策定と実践にとって有効である。

事前復興計画とは、既存のハザードマップや災害想定を確認しつつ、想定される大規模自然災害を想定し、その上で災害が発生した際にどのような復興を目指すのかについて事前に計画を立てることである。このような事前復興計画づくりは、行政とともに、既存集落等水産地域の住民組織、すなわちコミュニティが主体となって実施することになり、現実的な復興まちづくりの円滑な推進に資すると同時に、結果として、復興・復旧に不可欠な地域の生活・コミュニティ継続への意識が高まることが期待できる。

事前復興計画策手に当たって、具体的には、既往資料（統計情報や地図、ハザードマップ他）の収集整理の他、地籍調査など事前復興計画づくりに不可欠な調査の実施やAIやドローンなどの最新技術を活用した正確な地域の現状を把握すると同時に、災害発生時に想定される課題を整理した上で、復興に関する考え方・基本方針を整理する。

更に、空間利用と基盤整備のあり方を具体的に図にした事前復興計画図（マスタープラン）を策定し、それを実現するための事業手法についても整理しておく。

なお、計画実現のための事業手法については、水産地域の復興まちづくりの要素が多岐にわたるため、漁業集落防災機能強化事業など水産庁所管事業に加え、関係する他省庁の事業の選択と組合せをイメージしておくことが重要である。それぞれの地区の事前復興計画の実現に向けた事業選択と組合せ及び事業間調整方針を、事前に検討しておくことが、最終的な復興計画策定とその実現を迅速に進めるために有効である。

更に、復興交付金事業に係る効果促進事業は東日本大震災復興時に低地部の嵩上げや利用促進などに有効に機能した実績もあり、合わせて検討しておく。

その際、特に、被害の防止対策としての土地利用の適正化や、集落等水産地域の孤立への対応方針、復興計画・実施の基礎条件となる土地利用現状や地籍調査、文化財や埋蔵文化財の有無や場所などの正確な情報を事前に把握しておくことが重要である。

これらの事前情報の整理は、被災直後の土地利用とかかわりの大きい仮設住宅の位置決定や、関係者の賛否が分かれやすく復興まちづくり全体の進捗に影響を及ぼしがちな防潮堤のあり方、早期の再開が必要になる水産加工場他水産関連施設の被災直後の配置や土地利用規制の緩和のあり方などについて、その後の復興計画との整合を保ちながら取り組む際に有効である。

また、実際の被災後には、被災市町村では、限られた人員・体制で、短期間に膨大な災害対応業務が発生するため、外部からのさまざまな立場の応援人員を受け入れることになるが、応援団体などが多種多様にわたるため、被災市町村で全体を把握しきれず混乱が生じる例が東日本大震災の現場でもみられた。従って、外部からの応援を迅速・的確に受け入れて情報共有や

各種調整を行うため、「対口支援」準備に加え、「受援体制」構築のための「受援計画」を事前に策定しておくことが望ましい。

「対口支援」とは、被災市区町村を1対1で担当する団体が、自己完結的に支援を行う方式大規模災害で被災した自治体のパートナーとして特定の自治体を決めて職員を派遣する方法（※総務省の「応急対策職員派遣制度に関する運用マニュアル：令和3年5月）を言い、「受援体制」とは、受援計画の策定等により応援を円滑受け入れる体制を言い、応援要請先の指定や応援要請の手順など外部からの人的・物的支援を円滑に受け入れるための体制（※内閣府の「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」について：令和2年4月策定）を言う。

なお、事前復興計画を実施していくための復興プロセスについては、適確なタイムラインを記載し、担当者が実施手順を速やかに理解することを促すことに留意する。

(2) 事前復興計画の運用

策定した事前復興計画は、行政の上位計画（地域防災計画の地区計画や都市計画マスタープランなど）に反映することで行政的な位置づけを明確にするとともに、時間経過に伴い変化する対象地域の社会・経済状況に柔軟に対応した計画の見直し・修正を繰り返すことで、計画の現実性を担保しておくことが重要である。

また、計画の一部でも実現可能性が高く、優先度が高いと判断されるものについては、積極的、選択的に迅速に実施することが考えられる。加えて、計画の見直し・修正とも関わるが、事前復興計画に記載された内容について、関係者（行政及び漁業・水産関係者、地域住民など）により被災後を想定したイメージトレーニング（机上、事前訓練などにより、安全な避難路や避難場所、安全安心な復興まちづくりの姿を共有する）を実施することが、ハード・ソフトの防災力を高めていくことにつながる。

いわば、事前準備に係る被災後の計画と整合性を持った具体的な仮設住宅整備位置や水産加工場などの経営継続のための臨時的低地利用緩和の可能性などを検討しておくことが効果的である。

2-2-1. 事前復興計画の策定

(1) 事前復興計画の必要性と意義

事前復興計画とは、既存のハザードマップや災害想定を確認しつつ、想定される大規模自然災害が発生した際にどのような復興を目指すのかについて、事前に計画を立てることである。

必要十分な水産地域の事前復興計画が策定されていない場合、事前災害予防時に、防災や減災の取組を行っていても、実際に大規模自然災害が発生した場合に被害を完全に防ぐことは困難である。

そのため、平時の事前災害予防時から、防災や減災対策に取り組むことにより現実の被害をできる限り最小限に抑える努力と並行して、事前復興計画を策定しておくことが、事後の現実的復興まちづくりの円滑な策定と実践にとって有効である。

このような事前復興計画づくりは、行政とともに、既存集落等水産地域の住民組織、すなわちコミュニティが主体となって実施することになり、現実的な復興まちづくりの円滑な推進に資すると同時に、結果として、復興・復旧に不可欠な地域の生活・コミュニティ継続への意識が高まることが期待できる。

(2) 事前復興計画策定の手順

事前復興計画策定の手順は、前図（図-IV-3-10 参照）のとおりである。計画策定に当たって、具体的には、①対象地区の選定と体制（行政との協働体制構築含む）を整備し、現況把握した情報・資料（人口及び年齢構造、世帯数、漁業・水産業など関連する社会経済関連の統計情報や地図、ハザードマップ他）の収集整理の他、地籍調査や文化財、埋蔵文化財などの有無や場所に関する事前復興計画づくりに不可欠な調査等）をもとに、②災害を想定し課題を実整理する。

これらの作業後、③事前復興の考え方・基本方針（ビジョン）を整理し、そのビジョンに基づき、④事前復興計画図（マスタープラン）を作成する。

更に、策定した事前復興計画を実現するための、⑤実現化手法（事業計画・事業間調整方針や適切な支援者窓口構築のための受援計画の作成など）を想定する。

【留意事項】

- ・計画策定に当たっては、一般住民や水産関係者にその趣旨や目的を理解してもらい、信頼関係を伴う協力体制の構築などに向けて、丁寧な説明に時間をかけることが最終的な計画策定を円滑に進めることにつながる。
- ・事前復興計画は、地震・津波他大規模自然災害が発生する前に、あらかじめ被害を想定して立案する計画であることから、被災後に立案する復興計画とは異なり、十分な時間をかけ、合意形成を行いながら立案することができ、迅速な復興まちづくりに有効である。
- ・対象地域で発生することが想定される地震・津波など大規模自然災害の被害についてはハザードマップにより被害の想定を行った上で、望ましい復興後の姿を検討し、計画書としてまとめておく。

- ・計画策定にあたっては、被災後の地域社会の復興の姿（住まい、暮らし、産業）を想定した上で、復興まちづくりのイメージを共有することが重要である。一般に住民側は、「暮らしの復興」に向けた住宅などの高台移転に関心が集中しがちであるのに対し、水産関係者は、漁港の復旧や漁港周辺低地部の復旧・復興や、一部機能（漁協事務所、冷凍冷蔵施設、漁具倉庫、水産加工機能など）の高台への移転分散といった面に関心が高い場合が多い。つまり、高台移転先について、双方の要望がバッティングすることもあり、適切な低地利用の促進の面も含めて、で双方の意見や要望を丁寧に聞き、議論を重ねて、復興まちづくりのイメージの共有につなげていくことが重要である。
- ・また、事前復興計画は空間整備の考え方を計画図として作成する。その際、計画図には、都市基盤、土地利用、土地利用規制、事業手法の想定を記載しておくことが重要である。

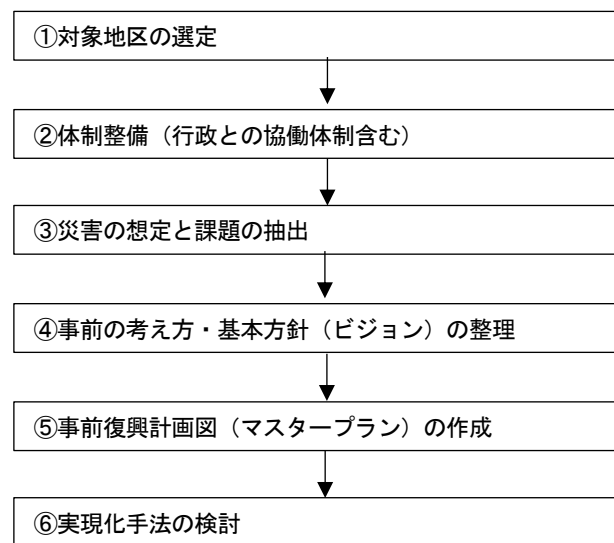


図 2-2-2 事前復興計画の基本的策定フロー

(1) 対象地区の特定

まず、水産地域の事前復興計画を策定する範囲を決める必要がある。

検討にあたっては、漁港及び集落や水産関連施設の立地範囲を基本にしつつ、自治体における自治単位としての地域や、地形など生活圏など生業と生活、自然条件をなども加味して総合的観点から判断して定める。

(実施項目)

- 水産地域の特定
- 事前復興計画の単位の設定
- 広域的なまちづくり単位の検討

【留意事項】

- 大規模な地震・津波などの自然災害により大きな被害が想定され、復興にあたり面的な整備が必要となる水産地域（個別の漁港及び集落または、復興単位として適切と判断される複数の漁港漁村にまたがる範囲）を基本的な対象地区とする。
- また、必ずしも漁港及び背後集落の区域に限定するのではなく、当該自治体の計画における地域単位など、社会的・生活圏的な範囲にも留意する。
- 事前復興計画は、防災・減災まちづくりのあり方を示す性格もあることから、地震・津波他自然災害に対する防災を考える際のまとまり、避難などのあり方を考える際のまとまりなどのあり方にも留意する。
- 東日本大震災における水産地域の復興計画の多くは、個々の漁港及び漁港背後集落の範囲に限定された計画である場合が多かったが、これは復興事業の事業計画単位としての意味が強かったためである。事前復興計画の場合は、地域の生活の継続や安全確保のための総合的な計画である側面が大きいため、計画単位を広く設定することも選択肢としてある点にも留意する。
- 全国の水産地域では漁業生産や漁業就業者を含めた集落人口の縮減傾向から、将来的な漁港機能や集落の再編・集約が議論されている地域もある。そのような議論について、関係者間の合意形成が図られている場合は、復興まちづくり後の再編・集約の可能性を念頭においた複数の漁港・集落の範囲を対象地区とすることが望ましい。
- 事前に、それぞれの水産地域の置かれた実態を踏まえた漁港・集落の集約・統合型の復興まちづくりの必要性や可能性について、行政、漁業者や漁協、水産関係者などを含めた地域住民組織間での議論と合意形成が重要である。東日本大震災の場合、対象地域が広範にわたった反面、全国有数の好漁場を形成していたことで、水産地域復興の前提となる漁業再生が比較的スムーズに進んだが、全国の水産地域を概観すると、漁業や地域の社会経済状況の縮減傾向が著しく、将来的な漁業や地域の維持・運営が危惧される事例も多くみられた。

【検討内容】

①水産地域の特定

- ・水産地域（漁港及び集落または、復興単位として適切と判断される複数の漁港・集落にまたがる範囲）を特定する。
- ・漁業生産上、あるいは生活圏として近隣の水産地域との一体性が認められる場合には、一体の計画単位としても良い。（例えば湾内の複数の漁港・集落を単位とするなど）

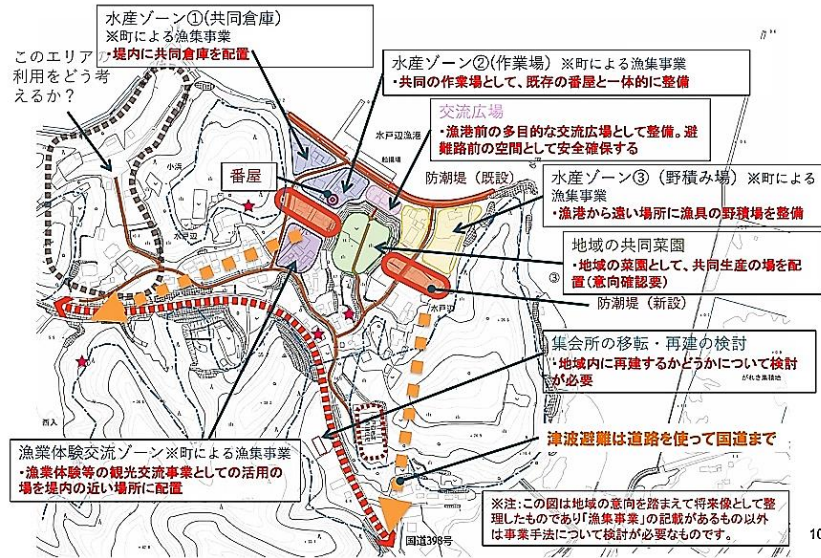


図 2-2-3 水産圏域として水産地域を捉える場合の例（宮城県石巻圏域総合水産基盤事業計画）

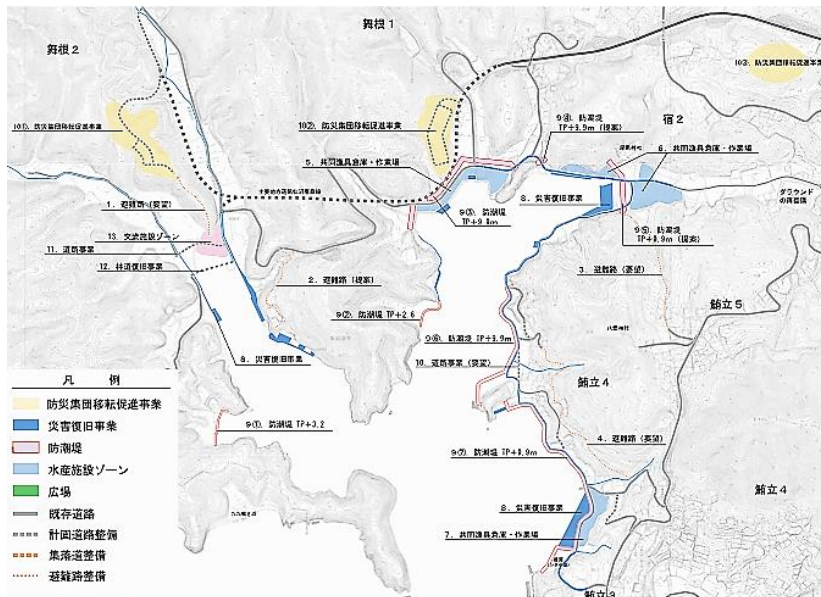


図 2-2-4 複数の漁港・漁村の計画を一体表記する例（気仙沼市漁集計画事業図）

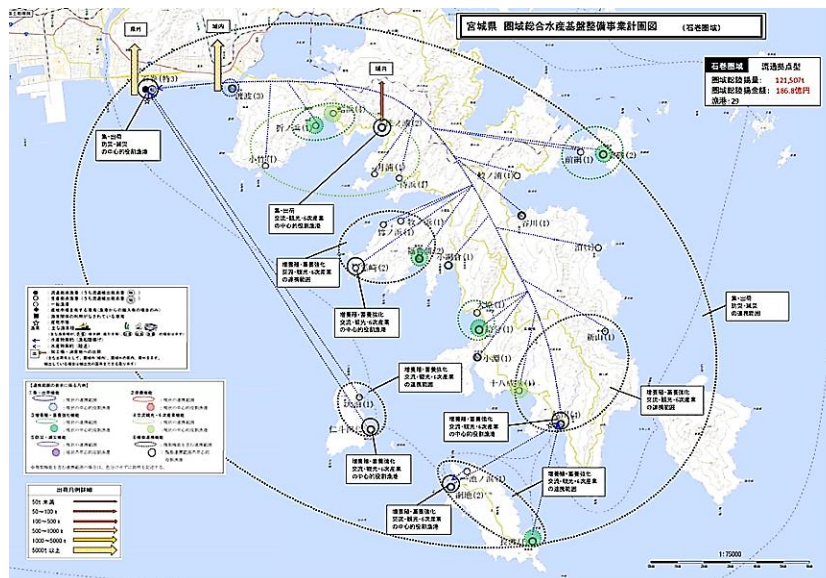


図 2-2-5 単一の漁港・漁村を対象とする場合の例（南三陸町水戸辺地区検討図）

②事前復興計画の単位の設定

- 自治会や町会などの社会的単位、行政計画（総合計画や都市マスタープランなど）の行政単位、水産関連事業の施業範囲や産業間連携上のつながりや一体性、地形特性などを考慮し、一体の地域として復興を考えるべき地域の単位を抽出する。
- なお小規模な自治体において、行政区域全体で事前復興計画を立案することが望ましい場合には、計画区域を行政区域全体としてもよい。

③広域的なまちづくり単位の検討

- ・自治体レベルの事前復興計画を超えて、相互の情報共有や連携を通じた広域的に復興まちづくりを考え、各段階で相互補完的な機能を発揮していくための単位の検討する。
- ・更に近隣漁港・漁村との連携・役割分担・協働に配慮する。
- ・具体的には圏域ないし県レベルの単位で主に都道府県の役割を規定することが想定されるが、例えば広域道路交通ネットワークや、水産基盤や水産施設の位置づけや分担などを検討することがある。

【参照すべき計画・情報】

- ・総合計画・都市マスタープラン等における地域区分
- ・旧町村界、部落界、自治会・町会単位
- ・自然環境（地形や河川流域等）
- ・漁業地区（漁業センサス）、漁業集落（漁業センサス）、漁港背後集落（水産庁漁漁場整備部調査）等
- ・広域行政計画（都道府県総合計画、水産機能連携図；漁港機能役割分担・連携等）

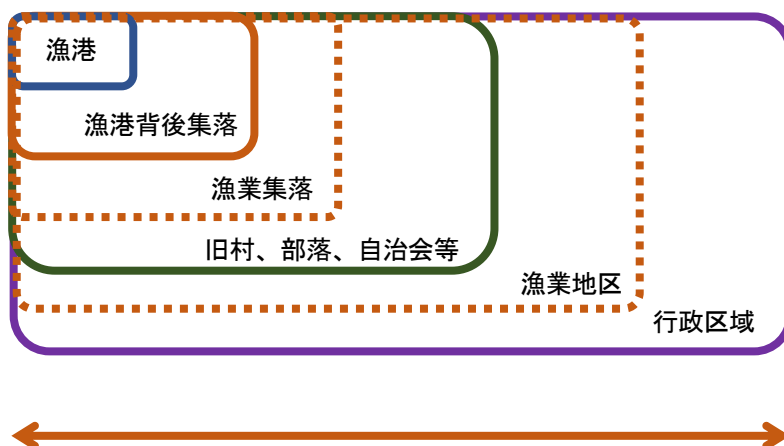


図 2-2-6 基礎的事前復興計画の対象単位検討の範囲選択肢の大まかなイメージ図

(2) 体制整備

水産地域の事前復興計画を策定するために必要な検討主体を明確にし、その体制を構築する。通常、行政内部の体制と漁業者・水産関係者、地域住民組織に加え、関係者による検討体制の構築が必要となる。

(実施項目)

- ・庁内体制の整備
- ・関係主体の構成の検討

【留意事項】

- ・復興に関する検討事項は、生活、生業の全てに関わるため、行政内部の体制は、水産関連部局を中心に産業、生活、都市計画やまちづくり、自治に関する横断的な組織構成とすることに留意する。
- ・検討主体は、行政と漁業者・水産関係者、地域住民組織が中心になるが、外部主体についても同様の配慮が必要であり、商業をはじめとする産業主体、その他各種分野の地域組織など、復興の過程で合意形成が必要な主体を参加させることにより、検討できる体制を構築する。水産地域の場合、漁業者だけが居住している訳ではなく、多様な立場や職業の人や世帯が混住している場合が多いため、復興方針や意見に相違が生じることも多く、事前に相互理解と合意形成のしくみをつくっておくことが重要である。
- ・地域の社会経済的な特性から必要な検討主体は異なることに留意する。例えば、観光業が共存する地域においては、観光・宿泊事業者を参加させることも考えられる。
- ・水産や都市計画・まちづくりの外部有識者など専門家の関与が可能な場合は、検討体制に組み入れることが望ましい。このような専門家は、事前に限らず事後の復興計画まちづくりにも寄与するケースが多く、外部専門家やアドバイザーの受援窓口や対口支援体制の確立に留意する。
- ・東日本大震災の場合、特に多くの復興対象地域を擁した反面、行政職員自体の不足が顕著な場合、個々の水産地域のきめ細かな復興計画づくりに支障をきたした事例も見られることから、事前の取組が重要である。
- ・事前、事後の復興まちづくり計画策定時において、外部専門家や有識者が貢献するケースも多いが、実際に彼らが復興まちづくり計画の現場に入った東日本大震災の例を顧みると、大いに寄与した事例と、対行政間調整などの面でマイナスに働いた事例の双方がみられるため、平時から地域とのマッチングに配慮した外部支援者との関係を構築することが望ましい。
- ・復興まちづくりの体制整備に当たっては、水産地域独自の強固な伝統的共同体を下地とした信頼性の高いカウンターパートの確保に留意する。東日本大震災の復興にあたり、水産地域の混住化が進んでいる反面、歴史的な漁村共同体の立地が、計画策定やその実施に関する合意形成に大いに寄与し、地域の共同体と復興事業主体である行政との風通しのよい連携体制が整ったことで、住民の満足度の高い計画・実践につながった事例が多くみられたことも事実である。
- ・全国的には、漁業の縮減と過疎・高齢化の進行、地域の混住化など、かつての水産地域の強固な水産地域共同体の機能を低下している場合も多い点にも留意する。

【検討内容】

① 庁内体制の整備

- ・事前復興計画の主幹課を定め、必要な関係部局による検討組織を組成する。
- ・水産関連、防災関連、都市計画やまちづくり関連、住宅政策関連、観光関連、環境関連などの部局が想定される。

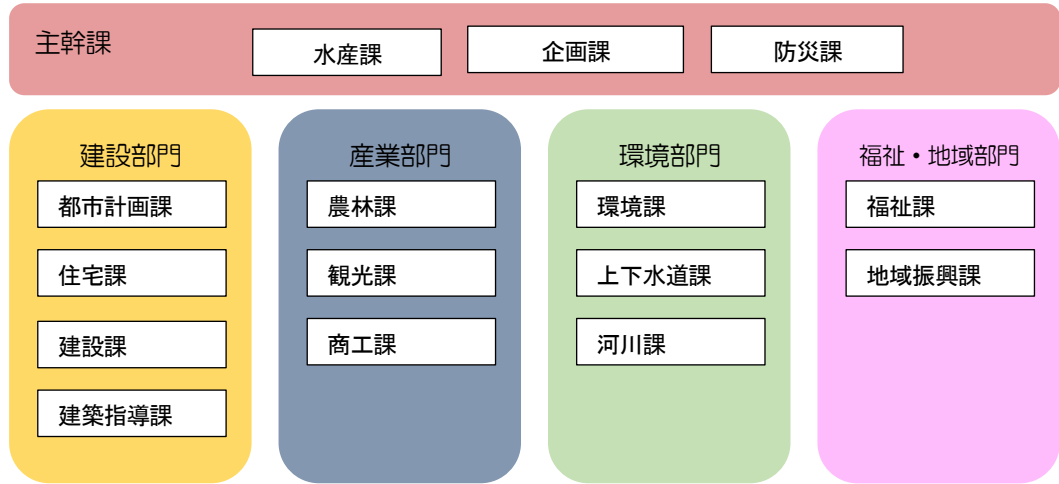


図 2-2-7 行政組織構成イメージ例

② 関係主体の構成の検討

- ・地域に所属する関係主体の構成を検討する。
- ・地域自治組織、水産業関係組織の他、漁協、水産加工業、農業など産業関連主体、地域に根ざした各分野の活動組織（福祉系、生活サービス系、まちづくり系、その他）の組織など必要な主体を抽出する。
- ・可能であれば専門家の参加を要請する。漁業、漁村、水産関連の専門家、まちづくりの専門家が参加することが望ましい。

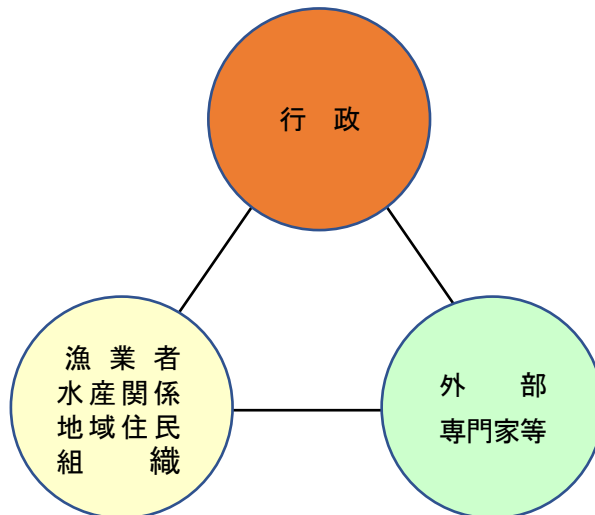


図 2-2-8 検討体制（関係主体）の構成イメージ

(3) 災害の想定と課題の抽出

事前復興計画を策定する前提条件として、発生が予測される自然災害の最大の被害想定を作成した上で、発生時に想定される課題を整理する。

(実施項目)

- ・ 想定する災害の種類及び規模の想定
- ・ 災害時の課題の抽出

【留意事項】

- ・ 被害の範囲と同時に被害の内容について、行政で既にハザードマップや被害想定資料が整備されている場合は、それらを活用・整理し、それらの情報整理を踏まえた課題を設定する。水産地域の立地や地理的条件、空間形成は多様なため、災害想定に当たっては、水産地域の多様性に応じたさまざまな被害の可能性をきめ細かに検討しておくことが望ましい。
- ・ その際、被災者の避難場所の想定や被災直後のインフラの被害状況などについても想定し、被災直後に直面する課題と、復興過程における課題を併せて想定しておくことが重要である。
- ・ 水産地域の最大の立地特性は、資源依存型という点にある。従って、水産地域の事後の漁業・水産業を含めた地域維持・振興にとって、漁港や水産関連施設、流通加工施設及び漁場（特に、定置網や養殖生簀など設置型の漁具など）の被災想定と課題の整理は重要である。
※3
- ・ 災害は、当該地域の社会トレンドを加速させる特性があることに留意し、現時点で地域社会に発生している課題から整理していくことが重要である。

※3. 漁業・水産関係の被害想定や課題の検討の詳細については、別途「災害に強い水産地域づくりマニュアル～水産物の生産・流通機能の確保編」を参照されたい。

【検討内容】

① 想定する災害の種類及び規模の想定

- ・ 各種ハザード情報及び被害想定 of 整理（都道府県が作成している基礎情報、災害想定に関する調査等も活用する）
- ・ 被害想定は、人的被害、家屋被害、インフラに関する被害、産業基盤に関する被害、公共施設の被害、自然環境面の被害等に整理すると分かりやすい。

② 災害時の課題の抽出

- ・ 現時点の地域社会における課題を整理する。
- ・ 災害発生時に発生する短期的な課題（復旧にかかる課題）を整理する
- ・ 復興にむけ中長期的な課題となる事を検討する。この際、現時点で地域社会において発生している課題がどのように変化するかを想定し、課題を整理する。

なお、災害発生時の主な課題の整理例を次表(表 2-2-1)に示す。

表 2-2-1 災害発生時の課題の整理例

課題項目		短期課題	中期対応課題
避難	避難所		
	仮設住宅建設場所		
	集会機能の確保		
基盤	道路		
	上下水道		
	排水		
	応急道路		
	瓦礫対応（方法・場所）		
産業	漁港復旧		
	漁場復旧		
	作業場の確保		
	漁具・漁船確保		
住まい 地域	住宅再建の場所・手法		
	コミュニティ継続		

(4) 事前復興の考え方・基本方針（ビジョン）の整理

事前復興計画を立案する前に、被災後にどのような地域社会を目指すかについて、住まい、生業、暮らしなどの観点から、地域の将来のイメージを検討する。

（実施項目）

- ・基本方針や考え方（住まい、生業、暮らしのあり方）の検討
- ・防災方針の検討
- ・復興まちづくりのパターンイメージの検討

【留意事項】

- ・事前復興の考え方・基本方針（ビジョン）の整理に当たっては、持続的な再生産資源や漁場の維持と継続的利用を担保する漁業自体の維持を前提に、生産施設、住環境施設、自然環境との調和とその関係性や配置に留意する。東日本大震災の復興にあたり、多くの場合、住宅の高台移転が選択され、資源に依存し、海辺に立地する漁港施設など生産施設や機能と生活空間が分断したため、日常的漁業操業や生産活動の利便性や適切な資源利用や管理などに支障が生じた事例も見られた点も教訓として生かすことが望ましい。
- ・復興において最も重要なのは、災害後にどのような地域社会を形成していくか、誰のための復興なのかのイメージの共有である。空間計画や事業手法は、それを実現するための手段であることに留意する。

- ・水産地域の立地や空間及び社会経済条件は、極めて多様であるため、復興まちづくりに当たっては、対象地域それぞれの立地や地理的条件、空間形成特性、規模、景観等の独自性に応じたレディメイドではないオーダーメイドの復興まちづくりの発想（一般解はない）に留意する。東日本大震災の場合、一部の水産地域では、その立地や空間形成（景観・環境条件含む）の多様性よりも、復興事業選択による一律な計画手法導入が優先し、地域性の喪失や地形の大幅な改変につながった事例が見られた。
- ・対象となる水産地域の社会経済面の被災後の復興方針イメージを明確にしておくとともに、復旧・復興時の計画策定の際には、漁業生産や人口・世帯規模などの社会経済指標に関する適切な予測をもとに、過剰整備を回避することに留意する。東日本大震災の復興にあたり、復興計画策定時の計画フレームは、被災前の漁業や被災直後の人口・世帯規模の現状維持を基本とする場合が多く、結果的に過剰投資になった事例も見られた点を教訓としなければならない。
- ・事前復興計画の方針として、大規模な防潮堤整備選択の有無、選択する場合の規模・高さ・形状などについては、住民意向の相違や事業実施段階の全体工程への波及が大きいため、事前復興計画策定時に、行政と地域住民組織間の合意形成が重要である。
- ・検討にあたっては、行政を始め、地域に根ざす各種の主体がこの検討に加わり、十分な検討時間を取って合意形成していくことが重要である。その際、水産地域それぞれの独自性や文化に基づく郷土愛や誇りを基本とした復興まちづくりに留意することで、事後の地域維持や振興に結び付く可能性が高まる。

【検討内容】

① 基本方針や考え方（住まい、生業、暮らしのあり方）の検討

- ・復興後にどのような地域社会をめざすのか、そのあり方や姿を検討する。
- ・その観点として、住まい、生業、暮らしをどのようにしていくのかから検討していくと議論が行いやすい。
- ・特に大規模自然災害にあつては、被害が甚大になるため、地域を離れる住民が多く発生することも多くみられ、地域社会や生業の住み続けられなくなること、生業の担い手も減少することが想定され、その前提での復興の考え方を検討することが重要になる。

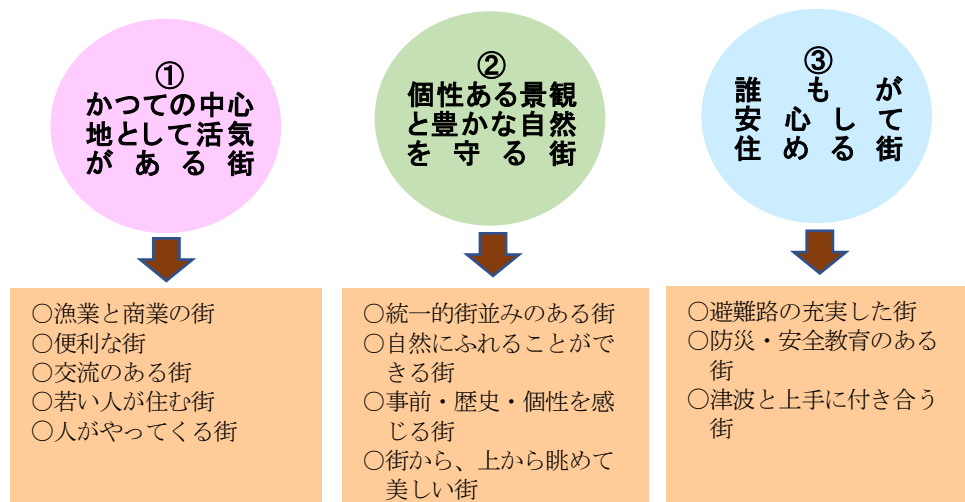


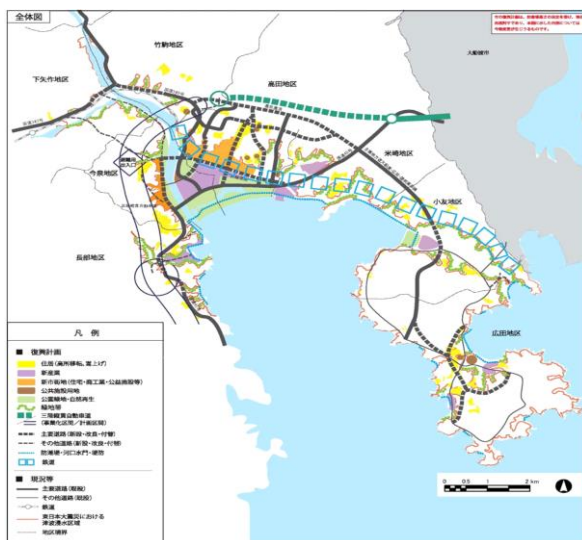
図 2-2-9 将来のまちづくりイメージの例（宮城県南三陸町伊里前地区での検討例）

② 防災方針の検討

- ・大規模自然災害、特に水産地域に大きな被害をもたらす津波災害を中心に防災の考え方を整理する。
- ・具体的には、防御の考え方、避難の考え方、防御と宅地との関係などについて整理する。

③ 復興まちづくりのパターンイメージの検討

- ・東日本大震災の復興においては、被災当初の検討において各自治体が復興まちづくりの整備イメージを整備パターンとして複数案検討した事例がある。
- ・空間整備のあり方のパターンとして検討する意味もあるが、防災の考え方（多重防御・移転・嵩上げ等）により、その将来のあり方が変わってくる面もあり、①での検討と併せて考えていくことが重要である。
- ・ここでの検討はあくまでイメージとしての整備パターンで良いが、各パターンについての特徴や、メリット、デメリットなどを整理しておく、地域住民など関係者から意見をもらいやすくなり、望ましい将来の姿の検討が迅速に進むことになる。



(震災復興計画イメージ図)



(高田地区構想図)

図 2-2-10 まちづくりパターンの検討例（陸前高田市 市街地復興パターン調査 H23）

(5) 事前復興計画図（マスタープラン）の作成

復興まちづくりのイメージを踏まえて、具体的な空間整備計画として事前復興計画図を作成する。計画図には、土地利用、都市基盤、主要な施設の配置について記載し、事業手法まで想定しておくことが望ましい。

（実施項目）

- ・ 上位関連計画の整理
- ・ 土地利用方針の検討
- ・ 基盤整備方針（生活基盤、生産基盤、公共施設）の検討
- ・ 統合図（事前復興計画）の作成

【留意事項】

- ・ 復興まちづくりのイメージを具体的な空間計画として図化するのが事前復興計画図である。これまで策定された事前復興計画では計画図までは検討されていない事例が多いと考えられるが、具体的な計画図をあらかじめ描いておくことが重要である。
- ・ 災害は実際に発災しないと住民がリアリティを持って考えないところがあり、また、事前復興計画図を示すことにより様々な拒否反応が起きることも考えられる。従って、事前復興計画図を策定する過程では、復興まちづくりのイメージについて十分に協議し、合意をした上で図化していくことが重要である。
- ・ 計画を立案する上では、復興まちづくりのイメージのみならず、既存の計画における計画内容や意図を十分にくみ取る必要もある。事前復興計画は、「もし被災したらどのような市街地を形成するか」という側面と、「このまちの本来のあるべき姿はどのようなものか？」という側面があり、これらを複合させたものが理想的な事前復興計画図ということになる。
- ・ 計画策定に当たっては、水産地域の環境・機能の一体性という特性を担保する計画手法の選択に留意する。
- ・ 特に、漁業・漁港と住生活環境の整備パターン（多重防御型、高台移転型、既存地嵩上型等）を明確にしておくと同時に、高台移転型の場合の漁業・漁港との機能的一体性確保方法に留意する。（※東日本大震災の復興にあたり、多くの水産地域で防集事業（高台移転）ありき、防潮堤整備ありきの一律的手法が選択され、水産地域本来の産業（漁業）と生活と自然環境の空間的・機能的一体性が確保できない事例があった。）

【検討内容】

① 上位関連計画の整理

- ・ 総合計画、都市マスタープラン、立地適正化計画、津波防災地域づくり推進計画、地域防災計画、地区防災計画、漁業・漁村関連計画等について整理し、行政の観点からみた当該地域の課題と目指すべき方向を整理する。

② 土地利用方針の検討

- ・ 事前復興計画図のベースとなる土地利用の方針を検討する。
- ・ 土地利用方針は、基本的には用途別のゾーンによって示され、住居系の用地、水産系の用地、商業やサービス系の用地、農地や自然地などの区分で示するのが一般的である。

- ・また、ここで想定する地域のフレーム（居住人口や漁業関係の就業人口・漁家数など）を踏まえて必要な面積を検討することも重要である。
- ・水産関係については共同作業場や倉庫などについて必要な規模を検討しておくことが望ましい。

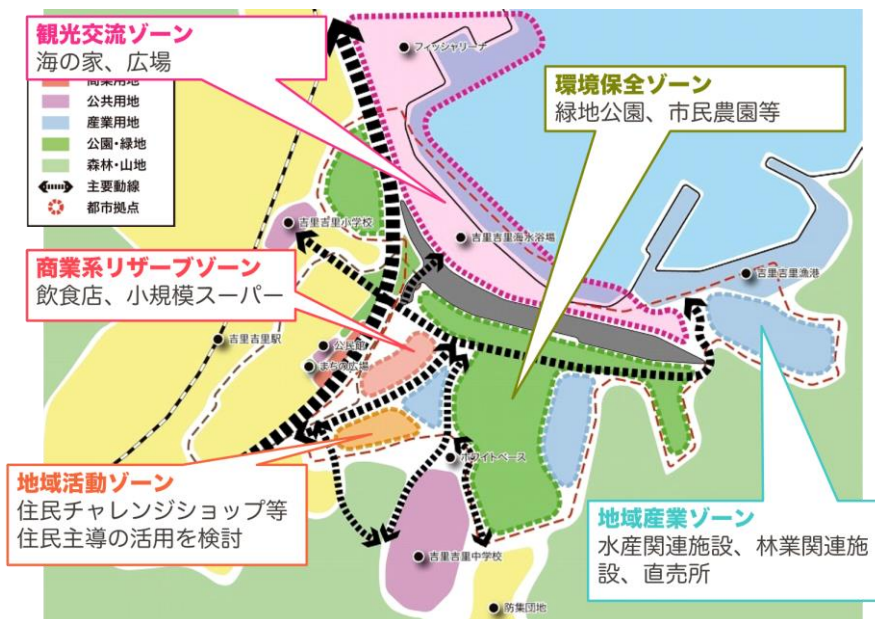


図 2-2-11 土地利用方針イメージ(大槌町吉里吉里地区・被災低地土地利用計画の例)

③ 基盤整備方針（生活基盤、生産基盤、公共施設）の検討

- ・道路、河川・排水路、防災施設（防潮堤、河川堤防、避難路、避難タワー等）、漁港施設、地域の基盤となる施設の配置を検討する。
- ・実際の検討は土地利用方針と平行して行うことになる。
- ・特に防災施設については、当該地域における津波防御の考え方と避難の考え方によって整備や配置の考え方が変わるため、十分な検証を行いながら検討する。

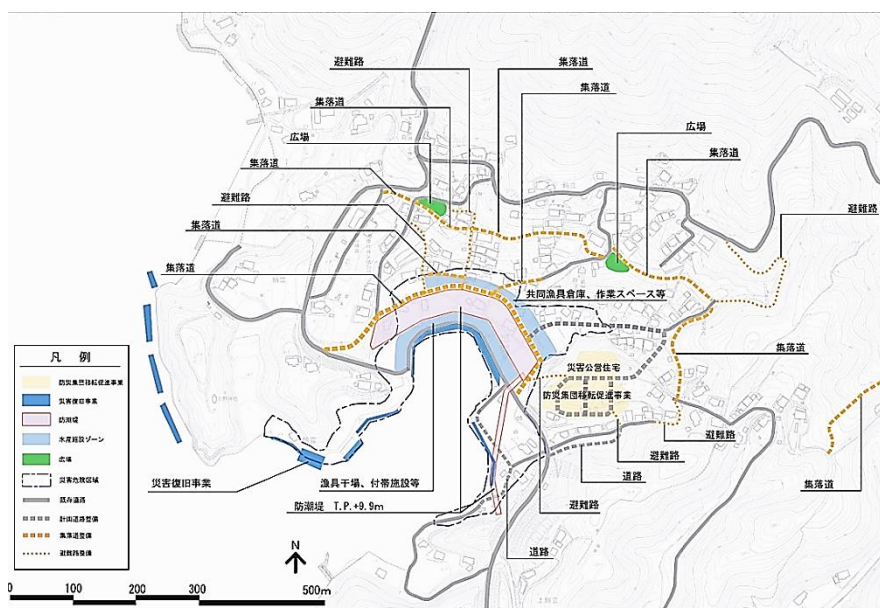


図 2-2-12 基盤整備方針イメージ（気仙沼市鮎立地区の例）

④ 統合図の作成

- ・検討した内容を統合図として標記する。
- ・次の「(6) 実現化手法の検討」で示す事業手法についても併せて記載しておくことが望ましいが、統合図とは別に、事業計画図として事業内容を別図にしても良い。

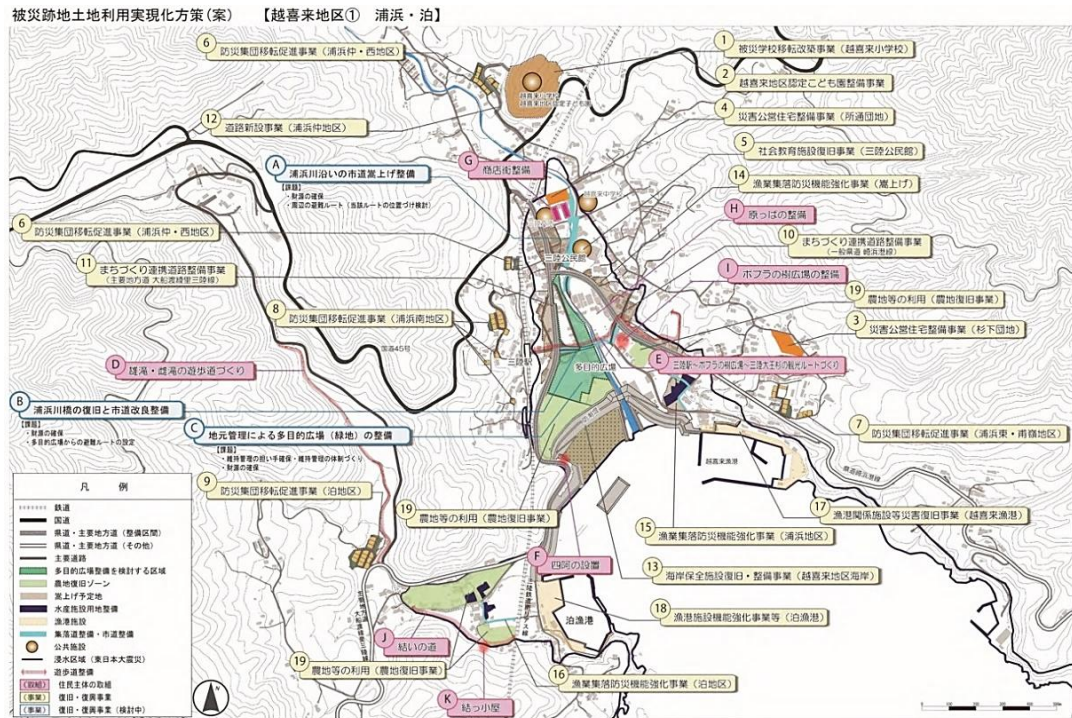


図 2-2-13 事業統合図のイメージ (大船渡市越喜来地区の例)

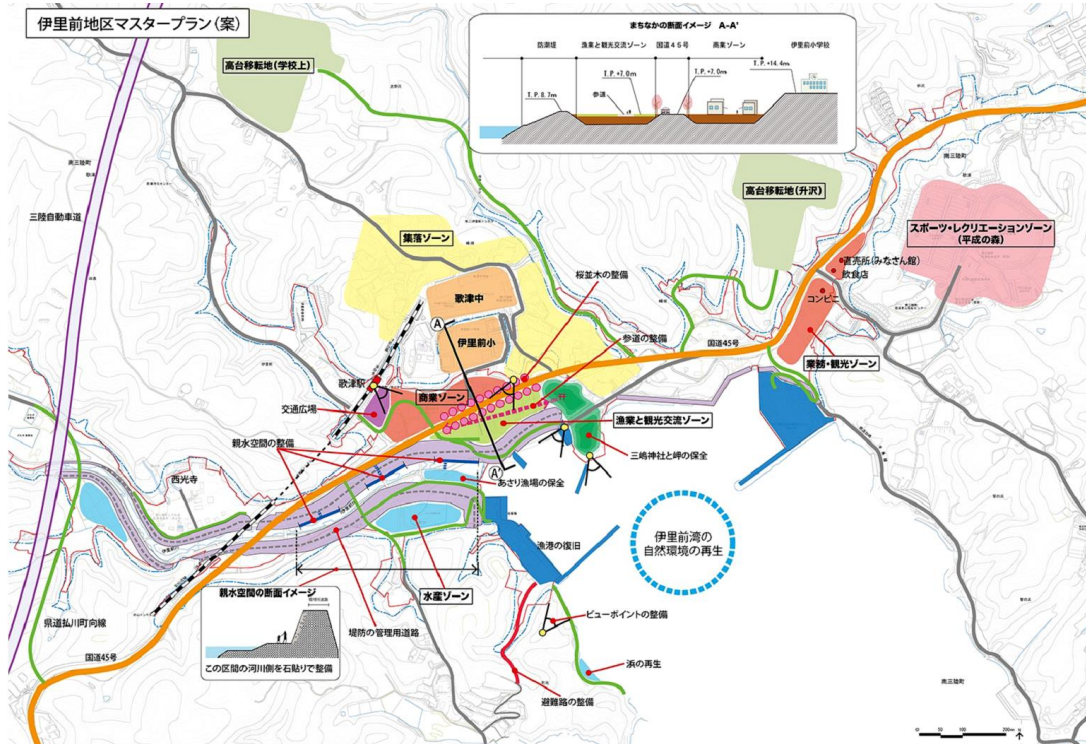


図 2-2-14 事業統合図のイメージ (南三陸町伊里前地区マスタープラン図)

⑤ その他の検討

- 土地利用方針に基づき、それを実現するための土地利用規制（都市計画制限、災害関連の土地利用制限等）を検討するのが望ましい。その際、復興直後の加工業など水産業の事業継続に配慮した一時的規制緩和の方法や、事前復興計画と整合のとれた仮設住宅建設地の配置などに留意することが重要である。
- 平面計画図としての事前復興計画図を、一般の住民にも分かりやすく伝えるため、イメージパース（※下図参照）を作成するのも効果的である。ただし、この図が確定されたものとして住民など関係者に誤解されないよう、取り扱いには十分注意する必要がある。



図 2-2-15 イメージパース（南三陸町伊里前地区の例）

(6) 実現化手法

作成した事前復興計画図に示された事業について事業手法を検討する。事業手法は主に、水産基盤再生の手法と生活基盤再生の手法が中心となるが、現時点で用意されている事業手法の中から適切な手法を選択し、概ねの予算規模を掴み、その整備手順について検討する。

なお、事業の選択や組合せに当たっては、水産庁所管事業に限らず、複数の省庁所管事業を有効活用することが効果的である。

(実施項目)

- ・水産基盤再生の事業手法の検討
- ・生活基盤再生の事業手法の検討
- ・復興プロセス（応急復旧期から本格復興期への段階的な整備と土地利用）の検討

【留意事項】

- ・実現化手法は事前復興計画においても重要な事項である。将来像は示されたが、どのような手法で実現するのか不明では、被災した際の一から検討することになる。
- ・一方、事業手法は時代により変化し、予算措置のあり方もその時点での社会経済および政府・自治体の財政状況によっても変わってしまう可能性がある。しかしながら、宅地整備の手法や防災施設整備の手法の基本的な部分は継承されていくことが想定されるため、現在用意されている手法（東日本大震災時の復興交付金事業など）の中で、検討することとなる。
- ・予算や国・県・市町村の補助率については、予測ができないことから、あまり厳密に検討する必要はなく、総事業費としてどの程度の規模となるかについて目処を立てる。
- ・ここで検討する実現化手法は、①水産基盤再生の事業手法と、②生活基盤再生の事業手法が中心となる。また防災施設については、事前復興計画図の中で防潮堤、防波堤、河川堤防、避難路、避難施設の想定がなされるため、ここでは省略する。
- ・復興に必要な施設の適切な配置とともに、事業間調整に留意する。東日本大震災の復興にあたり、水産地域（特に個々の集落）では、狭い空間内にさまざまな社会資本が集中立地しており、各施設の所管も異なるため、それぞれの公共施設など社会資本復興方針がばらばらに議論され、統一性のある復興計画の障壁となった事例が見られた。
- ・水産地域は資源の立地状況により大小多数の水産地域（漁港・集落）が立地するため、適切・有効な復興支援事業や資金の確保に留意する。東日本大震災の場合、地域に豊富な水産資源が存在していたことから、多数の水産地域（漁港・集落）が立地していたため、多くの復興基礎単位（個別の水産地域）ごとに、一般に求められる漁業生産、ストック、流通加工等に係るあらゆる施設を全てワンセットで復旧するという復興が目指された。そのため多大の復興費用が必要となり、費用の面から復興全体の工程自体が遅れた例もあり、適切な復興支援事業の選択を始め、可能な限り必要な復興費用の確保のチャンネルが求められる。
- ・対象地域が都市計画区域の内か外か、地形条件の違いなどにより、復興計画を推進する選択可能な事業手法が異なることに留意する。東日本大震災の場合、対象地域の地域指定により選択可能な復興事業に制限があることなどが住民に正確に情報提供されていない場合、計画

の事業化段階で実行に移せないことが判明し、住民の満足度の低下につながるという事例も見られた。

- ・全国の水産地域を概観すると、東北三陸地域程の水産資源の集積がない（又は減少傾向にある）場合が多く、漁港機能や集落の再編・集約的な事業（資金）投入も重要な論点となる。

【検討内容】

①水産基盤再生の事業手法の検討

- ・水産基盤再生としては主に以下の4点について事業手法を検討する。
- ・現時点で用意されている手法は限られているため、あまり選択の余地はないが、検討の過程で概ねの面積・規模等も併せて整理しておくことが重要である。

- 1) 漁港の復旧事業
- 2) 漁港の堤内・堤外の施設整備手法
- 3) 水産加工場、共同加工場、作業場、倉庫などの整備手法
- 4) 漁業集落の整備手法（漁業集落防災機能強化事業）

②生活基盤再生の事業手法の検討

- ・生活基盤再生の事業手法は主に住宅地整備が中心となるが、主要な公共施設や地域施設の整備手法についても併せて検討する。

- 1) 住宅地の移転・再整備の手法
- 2) 災害公営住宅の整備手法
- 3) 公共公益施設の整備手法
- 4) 道路・避難路・避難場所の整備手法

③復興プロセス（応急復旧期から本格復興期への段階的な整備と土地利用）の検討

- ・事前復興計画を実現するプロセスを検討する。
- ・東日本大震災の経験から、最終的な空間整備までには長期の時間を有することと、特に水産地域においては、生業の復旧を急ぎ、生活再建を図りながら復興事業を平行して行う必要があることから、その手順の検討が重要になる。
- ・被災後から一定の期間は、暫定の漁港施設、暫定の道路、暫定の作業場での作業が余儀なくされるが、その暫定期間が数年に渡る場合、道路の配置や作業場の舗装のレベル、排水の性能など、様々なことがきめ細かく計画されていることが重要である。
- ・従って、①応急復旧期⇒②本設整備への移行期⇒③本設復興期など、いくつかの段階に分け、その都度土地利用形態と動線形態が変わることを前提としてプランニングすることが重要である。

④その他

④-1.事前に実施すべき事業の記載

- ・整理した事業手法のうち、事前に実施できるもの、実施すべき事業について記載する。
- ・住宅地整備等については事前実施は困難であることが予測されるが、それでも移転先及び移転を開始することについて地域住民の合意が得られた場合には実施可能である。

- ・一般的には避難路や避難場所の整備などが事前に実施できる可能性の高い事業であると考えられる。

④-2. 外部支援・応援者への適切な対応窓口・体制の整備

- ・「受援体制」や「対口支援」など災害時の多種多様な応援人材や団体の適切な受入れ体制を事前に計画しておく。

事業選択の参考に、水産地域の復興まちづくりに直結する、東日本大震災時の復興交付金基幹事業の情報を、以下に整理する。

【参考：東日本大震災の復興に活用された主な事業手法】

表 2-2-2 東日本大震災の際の復興交付金基幹事業の一覧

番号	事業名	番号	事業名
文部科学省		国土交通省	
A-1	公立学校施設整備費国庫負担事業(公立小中学校等の新增築・統合)	D-1	道路事業(市街地相互の接続道路等)
A-2	学校施設環境改善事業(公立学校の耐震化等)	D-2	道路事業(高台移転等に伴う道路整備(区画整理))
A-3	幼稚園等の複合化・多機能化推進事業	D-3	道路事業(道路の防災・震災対策等)
A-4	埋蔵文化財発掘調査事業	D-4	災害公営住宅整備事業等(災害公営住宅の整備、災害公営住宅に係る用地取得造成等)
厚生労働省		D-5	災害公営住宅家賃低廉化事業
B-1	医療施設耐震化事業	D-6	東日本大震災特別家賃低減事業
B-2	介護施設復興まちづくり整備事業 〔「定期巡回・随時対応サービス」や「訪問看護ステーション」の整備等〕	D-7	公営住宅等ストック総合改善事業(耐震改修、エレベーター改修)
B-3	保育所等の複合化・多機能化推進事業	D-8	住宅地区改良事業(不良住宅除却、改良住宅の建設等)
農林水産省		D-9	小規模住宅地区改良事業(不良住宅除却、小規模改良住宅の建設等)
C-1	農山漁村地域復興基盤総合整備事業 (集落排水等の集落基盤、農地等の生産基盤整備等)	D-10	住宅市街地総合整備事業(住宅市街地の再生・整備)
C-2	農山漁村活性化プロジェクト支援(復興対策)事業 (被災した生産施設、生活環境施設、地域間交流拠点整備等)	D-11	優良建築物等整備事業
C-3	震災対策・戦略作物生産基盤整備事業 (麦・大豆等の生産に必要な水利施設整備等)	D-12	住宅・建築物安全ストック形成事業(住宅・建築物耐震改修事業)
C-4	被災地域農業復興総合支援事業(農業用施設整備等)	D-13	住宅・建築物安全ストック形成事業(がけ地近接等危険住宅移転事業)
C-5	漁業集落防災機能強化事業 (漁業集落地盤かさ上げ、生活基盤整備等)	D-14	造成宅地滑動崩落緊急対策事業
C-6	漁港施設機能強化事業 (漁港施設用地かさ上げ、排水対策等)	D-15	津波復興拠点整備事業
C-7	水産業共同利用施設復興整備事業 (水産業共同利用施設、漁港施設、放流用種苗生産施設整備等)	D-16	市街地再開発事業
C-8	農林水産関係試験研究機関緊急整備事業	D-17	都市再生区画整理事業(被災市街地復興土地区画整理事業等)
C-9	木質バイオマス施設等緊急整備事業	D-18	都市再生区画整理事業(市街地液状化対策事業)
		D-19	都市防災推進事業(市街地液状化対策事業)
		D-20	都市防災推進事業(都市防災総合推進事業)
		D-21	下水道事業
		D-22	都市公園事業
		D-23	防災集団移転促進事業
		環境省	
		E-1	低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業

資料-復興庁HP (復興交付金制度 (制度要綱・交付要綱等))

表 2-2-3 東日本大震災の際の復興交付金基幹事業のうち水産地域の復興まちづくり関連事業抜粋

所管省庁	事業名
水産庁	①漁業集落防災機能強化事業(漁業集落地盤かさ上げ、生活基盤整備等) ②漁港施設機能強化事業(漁港施設用地かさ上げ、排水対策等) ③水産業共同利用施設復旧整備事業(水産業共同利用施設、漁港施設、放流用種苗生産施設整備等)
国土交通省	①防災集団移転促進事業 ②災害公営住宅整備事業(災害公営住宅整備事業、災害公営住宅用地取得造成費等補助事業等) ③土地区画整理事業(都市計画区域) ④住宅地区改良事業(不良住宅除去、改良住宅の建設等) ⑤小規模住宅地区改良事業(不良住宅除去、小規模改良住宅の建設等) ⑥住宅市街地総合整備事業(住宅市街地の再生・整備) ⑦津波復興拠点整備事業【新規】 ⑧都市公園事業 ⑨道路事業

資料-復興庁HP (復興交付金制度 (制度要綱・交付要綱等))

特に、水産地域の復興まちづくりに直結する基幹事業である「漁業集落防災機能強化事業(水産庁)」と「防災集団移転促進事業(国交省)」の事業内容・制度などの詳細を、次に紹介する。

C-5. 漁業集落防災機能強化事業 (漁業集落地盤嵩上げ、生活基盤整備等)

事業概要

被災地の漁業集落において、安全安心な居住環境を確保するための地盤嵩上げ、生活基盤や防災安全施設の整備等を実施し、災害に強い漁業地域づくりを推進。

補助対象

- ① 漁業集落地盤嵩上げ・切盛土
- ② 漁業集落排水施設や集落道等の生活基盤の整備、漁港との連絡道の整備
- ③ 高台等の避難地、避難路等の防災安全施設の整備

補助要件

- ・ 300人以上5,000人以下の漁業集落
- ※ただし、過疎地域等の指定を受けている地域においては人口の下限値を50人に緩和
- ・ 漁家比率1位又は漁業依存度1位の集落

(注)上記要件に合致しない集落については具体的な要望を踏まえて検討

漁業集落地盤嵩上げのイメージ

交付団体

都道府県

事業実施主体

市町村

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。
国:1/2、市町村:1/2

資料-復興庁HP (復興交付金制度 (制度要綱・交付要綱等))

図 2-2-16 漁業集落防災機能強化事業の概要

D-23. 防災集団移転促進事業

事業概要

東日本大震災により被災した地域において、住民の居住に適当でないと認められる区域内の住居の集団移転を支援する事業

補助対象

- ① 住宅団地(住宅団地に関連する公益的施設を含む)の用地取得及び造成に要する費用(移転者等に分譲する場合も分譲価格(市場価格)を超える部分は補助対象)
- ② 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助に要する経費(借入金の利子相当額)
- ③ 住宅団地に係る道路、飲用水供給施設、集会施設等の公共施設の整備に要する費用
- ④ 移転促進区域内の農地及び宅地の買取に要する費用(当該移転促進区域内のすべての住宅用途に係る敷地を買い取る場合に限る)
- ⑤ 移転者の住居の移転に関して必要と認められる作業所等の整備に要する費用
- ⑥ 移転者の住居の移転に対する補助に要する経費
- ⑦ 計画策定費

補助要件

・住宅団地の規模が5戸以上(移転しようとする住居の数が10戸を超える場合には、その半数以上の戸数。)

交付団体

都道府県・市町村

事業実施主体

都道府県・市町村

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。
国:3/4、地方公共団体:1/4

資料-復興庁HP (復興交付金制度 (制度要綱・交付要綱等))

図 2-2-17 防災集団移転促進事業の概要

東日本大震災の際の水産地域の復興まちづくりの基本的な部分は、復興交付金基幹事業によったが、更にきめ細かな補完的取組に、「復興交付金効果促進事業」があり、本事業の活用が重要である。

1. 復旧・復興事業により損壊した道路舗装の補修

○ 復旧・復興事業に伴う大型工事車両の通行量増加により、一部市町村道に舗装の損壊が確認され、安全な通行確保のため補修の必要性が生じている。これを踏まえ、国関連の各種復旧・復興事業に起因する市町村道の損壊の補修費用について、復興交付金でまとめて支援。

※ 支援対象

- ・ 国関連の復旧・復興事業に起因して生じた道路の舗装の損壊
- ・ 復旧・復興事業に伴う大型工事車両の交通量が舗装計画交通量を超えているもの
- ・ 補修の時期・方法、その後の維持管理について、適切な計画が作成されているもの



(損壊した道路の路面状況)

2. 被災地における観光振興

<旧校舎の活用>

○ 教育旅行をはじめとした観光客受け入れのため、震災に起因した人口減少等に伴う廃校の旧校舎の活用に必要な改修等について支援。(宿泊施設又は体験施設としての活用を想定)

※ 支援対象

- ・ 運営が持続可能であるもの
- ・ 公設公営(民間委託、指定管理可)



(体験施設として改修した旧校舎)

<観光コンテンツの充実>

○ 学びの場としての価値の向上のため、地域資源・観光資源を活かした観光者向けコンテンツや体験プログラム作りへの支援。



(豊かな自然を活かした体験活動)

<情報発信の強化>

○ 観光者向けコンテンツの情報発信の取組等への支援及び被災市町村間で連携して行う情報発信の強化に資する拠点整備への支援

3. 離半島部等における暮らしの再建支援

<食料品・日用品を販売する小型店舗の整備>

○ 被災により集落の生活機能が失われ、民間の小売店等が存在しないような離半島部等の集落における暮らしの再建のため、食料品・日用品を販売する小型店舗の整備を支援。

※ 支援対象

- ・ 運営が持続可能であるもの
- ・ 公設公営(民間委託、指定管理可)の店舗

<コミュニティバスの導入>

○ 拠点集落や商店街等と各集落とを結ぶ移動手段の確保への支援として、効果促進事業で支援しているモデル運行にかかる費用に加え、コミュニティバスの導入等にかかる初期費用の一部を支援。

※ 支援対象

- ・ 安定的経営が可能なもの
- ・ 公有公営(民間委託可)として運行するもの



(通院、買い物等に対応するコミュニティバス)

<バス停機能の強化>

○ 低地部の幹線道路を運行するバスの停留所と高台団地との間で高低差が大きく、高齢者の徒歩による移動が困難である等の固有の事情がある箇所において、電動アシスト自転車、電動乗用カートなどのための駐輪スペース整備を支援。



(バス停の駐輪スペース)

資料-復興庁HP (復興交付金 (効果促進事業) の活用について)

図 2-2-18 復興交付金(効果促進事業)の活用の具体的内容について

次に、被災後の実際の復興計画策定の下敷きとなる「(仮称)事前復興計画書(報告書)」の整理イメージを以下に示す。

事前復興計画策定に当たり検討された諸々の情報は、被災後の復興計画づくりの基本となるため、資料が散逸しないように報告書としてとりまとめておくことが重要である。その際、紙ベースのものと合わせて、報告書及び関連情報は電子化して、安全な場所に保管し、次段階に迅速に活用できる状況を確認しなければならない。

表 2-2-4 事前復興計画書目次イメージ

構成	目次内容
はじめに	事前復興計画策定の目的
1章 対象地区の現状と課題	1-1 対象地区の範囲と計画主体 (※計画主体メンバーについては、被災後の連絡・調整を可能になるよう連絡先などの名簿を整理) 1-2 地区の現状 ・人口世帯、土地利用 (※地籍調査の実施含)、自然環境、地域社会・コミュニティ、災害 ・産業構造、水産業・水産基盤 ・上位計画の位置づけ 1-3 将来の見通し ・人口・世帯及び漁業・水産業にかかる大まかな見通し(※現実的詳細な社会経済指標予測は、被災後改めて実施する必要がある) 1-4 災害による被害想定 ・被害想定 (人的・物的被害) 1-5 地区の課題 ・人口、産業、土地利用、都市基盤、地域社会等
2章 復興のビジョン	2-1 復興の基本方針 (暮らし・住まい、漁業・生業、環境と歴史文化等) 2-2 復興計画フレーム (人口世帯、産業) 2-3 防災方針(※特に、防潮堤の選択関連の方針) 2-4 復興まちづくりのパターン
3章 復興計画	3-1 土地利用の方針 3-2 基盤整備の方針 3-3 事前復興計画総合図 (マスタープラン) 3-4 その他必要な措置に関する方針
4章 実現に向けて	4-1 水産基盤整備に関する事業の検討 4-2 生活基盤整備に関する事業の検討 4-3 復興プロセスに関する方針 4-4 事前に実施すべき事業の抽出
資料集	①地域の各種データ ・人口・世帯構造、漁業・水産業情報、漁港はじめ水産関連施設利用・規模・内容など、土地 (地籍調査情報) 及び建物利用状況、自然、社会環境、都市基盤情報等 ②漁業者・水産関係者、地域住民意向に関するデータ ③地域社会の構成に関するデータ 等

表 2-2-5 和歌山県太地町における事前復興計画の事例 ①

策定年月	令和3年3月（都市計画マスタープランと同時策定）	策定機関	太地町
計画の主旨・位置づけ	本町は、南海トラフ巨大地震で想定されている震源域に近く、津波の到達が早いため、津波到達までに安全な場所へ避難することが困難な地域（津波避難困難地域）が多く存在する。そのため、自然災害への事前の備えが急務であり、津波被災後の復旧・復興をいち早く実現することから、策定されたもの。		
対象区域	本町に最大の被害をもたらすと想定される、南海トラフ巨大地震（M9.1）の浸水想定区域		
基本的な方針	<p>【基本方針】</p> <p>1) 命を守るまちづくり…津波浸水を許容する区域には居住を誘導しない</p> <p>2) 暮らしやすさを高めるまちづくり…新庁舎周辺や高盛土エリア、平見台に必要な機能を誘導</p> <p>3) 産業を守るまちづくり…漁業・水産加工施設の迅速な復旧復興のための用地・道路整備</p> <p>【計画の前提条件】</p> <p>1) 対象とする災害…南海トラフ巨大地震（M9.1）</p> <p>2) 計画人口…10年後に襲来を想定、人口減少を加味した全町民が助かる</p> <p>3) 考え方…L1（発生頻度が高い）津波…防御、L2（最大クラス）津波…逃げる</p>		
復興まちづくりの方針	<p>(1) 土地利用に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則、都市計画マスタープランが掲げる将来都市構造を目指す ・新庁舎を中心に、被災の程度が著しく低い平見台を「居住エリア」とし、緩やかに居住を誘導 ・大東、小東：歴史をたどれる貴重な集落であることから、優先的に復興まちづくりを進める ・常渡：観光産業拠点、暖海：大規模公園用地、森浦：観光客の玄関口、として再整備 <p>(2) 都市施設に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急郵送路を中心とした幹線道路の強化 ・高台（平見地区）へのアクセス道路の強化 ・新しい土地利用に基づいた上下水道の再整備 <p>(3) 市街地開発事業（面整備）に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高速道路残土を利用した高台（平見地区）の整備 ・低地部の嵩上げ盛土とそれに伴う切土宅地の創出 <p>(4) 防災施設配置に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・L2津波には地盤の嵩上げや避難対策の強化 ・与根子川への津潮上を阻止するL1対応水門設置を要望 ・津波で被災しない場所に避難場所を配置、被災の危険性がある区域に緊急避難施設を整備 		
応急復旧期（発災後1ヶ月以内）	<p>被災から緊急対応を経て、まず人命が確保される状況から、本格的な町の復興に至るまで</p> <p>1) 基礎情報・被災状況の収集整理 5) 仮設店舗等に関する事前準備</p> <p>2) 仮設住宅に関する事前準備 6) 建築制限に関する事前準備</p> <p>3) 災害廃棄物に関する事前準備 7) 産業の復旧</p> <p>4) し尿の処理に関する事前準備</p>		
復興期	<p>【復興まちづくりイメージ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸堤防を整備した上で、低地部の居住誘導エリアは盛土により浸水を抑制 ・盛土部より海側は原則非可住地として、公園や産業ゾーン（漁業、水産加工場）を検討 ・高台谷埋め盛土部の上面整備とともに、低地部の嵩上げ盛土用土砂を捻出するため、山地を切土し、新たに居住地を確保し、非可住地となった従前居住地の移転先等とする ・海岸沿いの景勝地は、展望や親水の間として、公園を検討 ・がれき集積用地は、がれき撤去後、公園・緑地として整備 		
被災前に取り組んでおくべき事項	<p>一刻も早い復興を成し遂げるため、あらかじめ、復興まちづくりに向けた、本町における事業、業務や体制の整備や整理</p> <p>(1) 町役場の移転 (2) 高台・アクセス道路の整備 (3) 切土・盛土等調査設計の事前検討</p> <p>(4) 上下水道における耐津波対策の検討 (5) 地籍調査の推進</p> <p>(6) 体制</p> <p>1) 庁内体制…①体制の整備、②情報管理、③人材育成</p> <p>2) 広域調整…自治体間災害協定、学識経験者・コンサルタント会社等とのパートナーシップ協定</p> <p>3) 発注について</p> <p>(7) 事前の合意形成の推進</p> <p>地域への情報発信→協働関係の構築→地域主導の検討→地域課題解消のための計画策定、施策実施</p>		

資料-和歌山県太地町都市計画マスタープラン(事前復興計画)

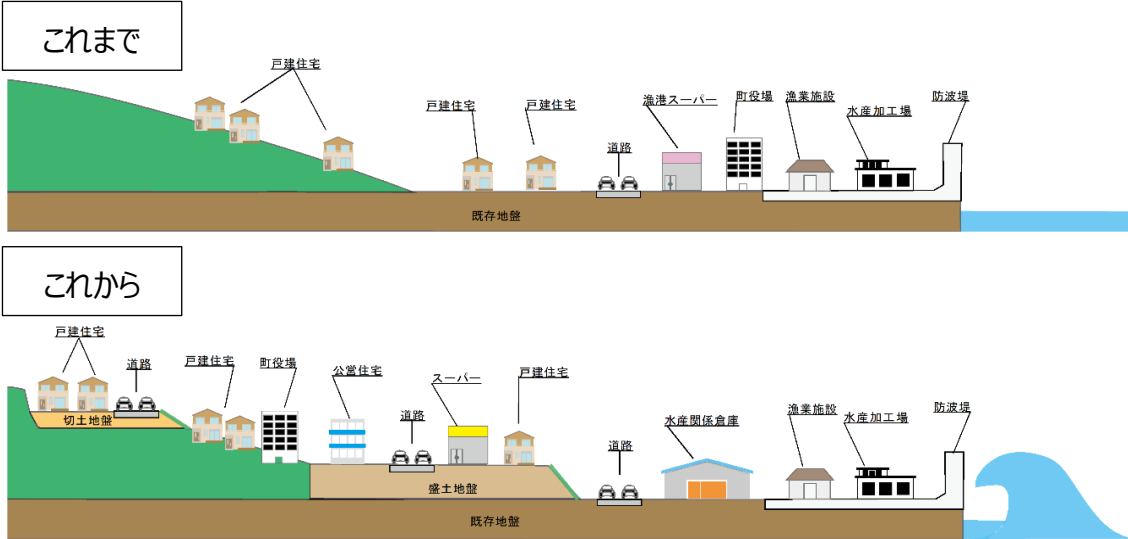
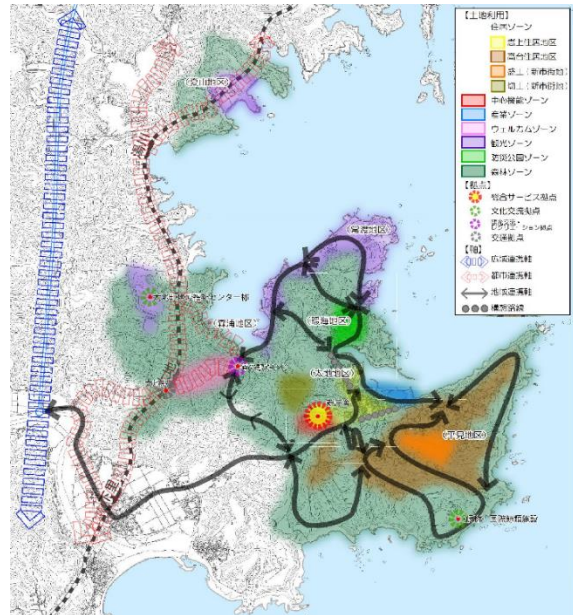
参考) 復興まちづくりについて

本町では、南海トラフ巨大地震で想定されている震源域に近く、津波の到達が早いいため津波到達までに安全な場所へ避難することが困難な地域（津波避難困難地域）が多く存在し、大規模な自然災害への事前の備えが急務であることから、津波被災後の復旧・復興をいち早く実現するため事前復興計画を本計画と同時に策定しています。

本町はすでに若い世代が新築時に高台を選択しており、新庁舎も浸水想定区域外に上げるなど、町の重心が高台へ移ってきています。都市計画マスタープランは10年間後の目標年次まで、緩やかに高台へ居住や都市機能を誘導することとし、事前復興計画は、都市マスが見定めている20年後（都市計画マスタープランの目標年のさらに10年後）の都市の姿に向かって復興まちづくりを進めることとなります。

復興まちづくり整備方針

- ・海岸堤防を整備した上で、低地部の居住誘導エリアは盛土により浸水を抑制
- ・盛土部より海側は原則非可住地として、公園や産業ゾーン（漁業、水産加工場）を検討
- ・高台谷埋め盛土部の上面整備とともに、低地盛土用土砂を捻出するため、山地を切土し、新たに居住地を確保し、非可住地となった従前居住地の移転先とする
- ・海岸沿いの景勝地は、展望や親水の場として、公園を検討
- ・応急仮設住宅の候補地として、新たに整備される高速道路ICからアクセスのよい場所を検討
- ・がれき集積用地の候補地として、大きな被害を受ける海岸沿いの用地を検討するとともに、がれき撤去後は公園・緑地を整備



【復興まちづくりイメージ】

資料-和歌山県太地町都市計画マスタープラン(事前復興計画)

2-2-2. 事前復興計画の運用

策定した事前復興計画は、行政の上位計画（地域防災計画の地区計画や都市計画マスタープランなど）に反映することで、行政的な位置づけを明確にするとともに、時間経過に伴い変化する対象地域の社会・経済状況に柔軟に対応した計画の見直し・修正を繰り返し、現実性を担保しておく必要がある。

また、計画の一部でも実現可能性が高く、優先度が高いと判断されるものについては、選択的に迅速に実施することが考えられる。加えて、計画の見直し・修正とも関わるが、事前復興計画に記載された内容について、関係者（行政及び漁業・水産関係者、地域住民など）により被災後を想定したイメージトレーニング（机上、事前訓練などにより、安全な避難経路や避難場所、安全安心な復興まちづくりの姿を共有する）を実施することが、ハード・ソフトの防災力を高めていくことにつながる。

【解説】

事前復興計画の策定後は、事前実施可能な事業には取り組みながら、計画を見直し、適切に運用していくことが重要である。まず策定した計画の内容を都市計画などを行政の各種計画に反映することにより、施策を具体化し、実行していくが重要である。また、事業の進捗や、その間に発生した災害の状況、被害想定などの見直し等も踏まえて、状況に応じた修正を行うことで、発災時に有用な計画となる。

また、復興に備えるための住民や職員の準備、復興イメージトレーニングを行っておくことも重要であり、ハード、ソフトともに備えておくのが事前復興計画の運用となる。

事前復興計画の運用の実施項目は、次のとおりである。

- 各種上位計画への反映
- 先行的な事業実施
- 計画の見直し・修正
- 復興まちづくりのシュミレーションと模擬訓練

【留意事項】

- ・事前復興計画は行政各分野を横断する計画になることから、策定後は、分野別の行政計画、マスタープランの改定に反映させ、施策として具体化する道筋をつくることが重要である。
- ・また事前復興計画は、発災後に実施するものだけでなく、事前実施すべき事業を記載されており、これを順次実施すること、またその成果を踏まえて計画は常に見直すことが重要である。
- ・災害に備えるための人の訓練も必要であり、行政職員、住民等を対象に復興イメージトレーニングを実施することが重要である。イメージトレーニングに当たっては、想定される最大クラスの地震・津波及び風水害の規模や被災想定に基づき、机上、実践訓練を通じて、来訪者や外国人を含めた避難路や避難場所（規模や必要な機能など含む）の確認、事後の安全・安心な復興まちづくりのあるべき姿を関係者間で共有しておくことが重要である。

- ・その際、行政と住民等と一緒に現場を歩き、事前復興計画自体の確認・精査に加え、被災直後に必要となる仮設住宅の整備位置や、経営継続が求められる水産加工業など水産関連事業所の臨時利用可能箇所などについて、被災後に被災の実情に応じて事前復興計画をベースに改めて策定する事後の復興計画図（※図1-5 本マニュアルの構成の2-4. 復興まちづくり計画の策定の項参照）を意識しながら検討・精査しておくことも重要である。
- ・事前復興計画（事業計画など実現化手法イメージ含む）は、事前の災害予防時に想定される災害・被害を前提としたものであることから、現実の被災状況との差異が生じた場合は、柔軟に修正・補強を行うことを前提とする。

(1) 各種上位計画等への反映

策定された事前復興計画は、今後各種行政計画が見直される際に、その内容を適宜反映させ、関連計画の事業とも連動させるなど事前復興計画が関連部局の政策として実現されていく道筋をつくる。

（実施項目）

- ・都市計画への反映
- ・防災関連計画への反映
- ・総合計画・地方創生総合戦略、その他関連計画への反映

【留意事項】

- ・事前復興計画はそもそも上位計画等も踏まえて策定するものであるが、各種の行政計画は必ずしも災害に備えるための計画にはなっていないことから、事前復興計画をまとめる過程で、修正を余儀なくされる部分も生じる。
- ・特に都市計画については、現状の課題を踏まえた将来の姿が描かれているが、事前復興計画の計画図は、災害後の復興による姿である。また実施すべき事業についても、災害発生後に必要となる事業が多いことから、上位計画には記載されていないことが大半である。
- ・さらに防災面に関しては、事前復興計画の策定プロセスにおいて課題が明確化することも想定され、各種防災計画に反映していくことが重要になる。

【検討内容】

①都市計画への反映

- ・通常都市計画マスタープランが示す将来像は、必ずしも災害による被害を前提として描くものではないため、事前復興計画図の内容とは将来の姿が異なる可能性もある。
- ・このため、都市計画マスタープランにおいては、事前復興計画図を参考として掲載しながら、それを踏まえた基幹的都市基盤の整備の方向性や、想定される移転居住地など、都市マスタープランに反映可能なものを部分的にでも反映することが、現実的な対応になる。

- ・一方で、事前復興計画策定後に都市計画マスタープランを改定する場合で、目指す将来像を災害の被害を前提として描くと合意された場合には、事前復興計画の内容（将来像）を都市計画マスタープランの将来像とすることも考えられる。



図 2-2-19 国土強靱化計画に事前復興計画図を記載した例（静岡県伊豆市・土肥地区の例）

②防災関連計画への反映

- ・地域防災計画や地域防災計画の中の地区防災計画、国土強靱化計画、都市計画マスタープランなど、防災分野の計画には内容を反映していく必要がある。
- ・また、防潮堤や防波堤、河川堤防など、事業主体が必ずしも当該市町村でない事業内容については、計画策定の過程で所管官庁との協議を行い、整備内容について合意を図ることが重要である。

③総合計画・地方創生総合戦略、その他関連計画への反映

- ・事前復興計画の内容は市町村の根幹となる総合計画などへも反映することが望ましい。
- ・特に災害が発生する前に実施すべき事業は総合計画や総合戦略等に位置づけ、積極的な予算化を図るのが望ましい。また、総合計画等において事前復興計画が示す将来像も掲載し、復興後の姿を住民が共有できるような工夫も重要である。

(2) 先行的な事業実施

事前復興計画の中で位置づけた「事前に実施すべき事業」について予算化し、災害に備えて事業を実施する。

(実施項目)

- ・事前実施すべき事業の精査
- ・事業実施と整備効果の検証

【留意事項】

- ・事前復興計画に示した事業のうち、防災施設や避難路、避難施設、公共施設の高台移転整備など、事前に整備着手が可能なものについては順次実施する。
- ・事前の事業実施は、出来るものからという側面と、優先順位の高いものからという側面があるが、予算措置も含めて総合的に勘案し、実施していくことになる。
- ・その際、事業の進捗と平行して当該地域の住民の防災意識も高めていくことが重要であり、避難訓練や後に示す復興イメージトレーニングなどを平行して実施することにより、ハード・ソフトの防災力を高めていくことが重要である。

【検討内容】

①事前実施すべき事業の精査

- ・事前復興計画に位置づけた事業のうち、事前に実施すべき事業について整備スケジュール及び予算化の検討を行う。
- ・事業実施にあたり、避難路や避難施設の整備など、地域住民が日常的に活用する施設については、設計にかかる意見交換やワークショップや、模擬訓練などを通じて整備後に使われる施設となるように配慮する。

②事業実施と整備効果の検証

- ・事業を実施し、期待される整備効果について事業後に検証する。
- ・特に国庫補助金を活用する場合には効果検証が重要となる。

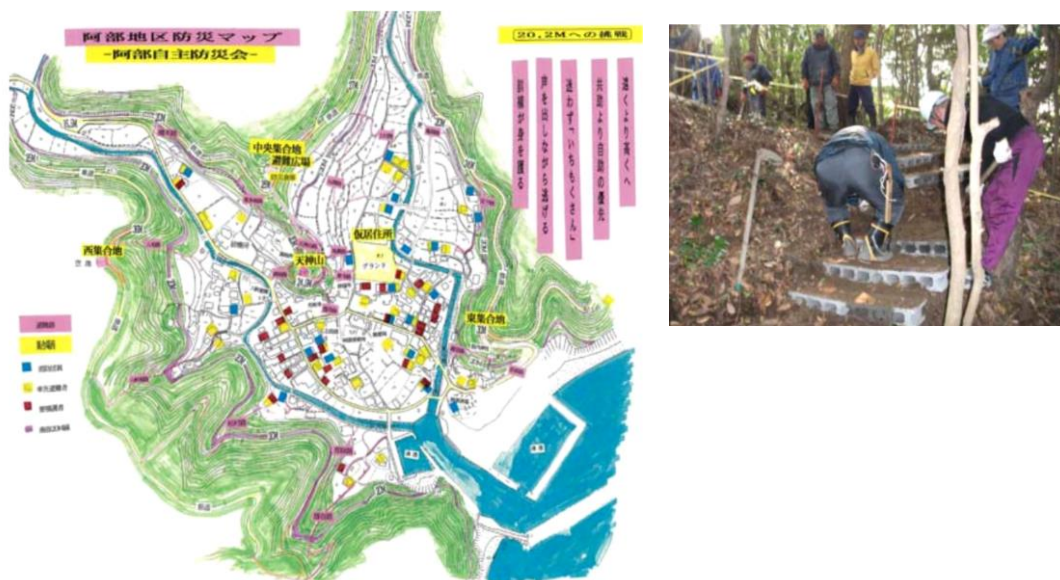


図 2-2-20 徳島県美波町の地区防災マップの作成と「マイ避難路」の自主整備の事例

(3) 計画の見直し・修正

事前実施事業の進捗や災害の被害想定の見直しなどの動向を踏まえ、適切な時期に計画を見直し、修正を図る。見直した計画は速やかに公表し、住民への周知を徹底する。

(実施項目)

- ・計画の与条件の変化の整理
- ・見直し事項の整理と見直し
- ・関係機関との調整・計画の周知

【留意事項】

- ・事前復興計画に基づく事業の実施やその事業効果、災害の被害想定の見直しなどの動向を踏まえて、必要に応じて的確な見直しを行う必要がある。
- ・計画の見直しは必ずしも定期的に行う必要があるものではなく、災害復興にあたっての計画の前提条件に変化があった場合を目安に見直しを検討することにより。
- ・また、見直しも全面的に行うのではなく、見直しが必要な箇所について、必要な計画内容と事業内容を部分的に見直すことにより。

【検討内容】

①計画の与条件の変化の整理

- ・見直しの前提となる与条件の変化について整理する。
- ・当該地域の人口世帯の推計、被害想定の変化（事業実施による効果も含め）を中心に整理する。



図 2-2-21 南三陸町復興計画 (H23, 12) における将来人口の見直し例

②見直し事項の整理と見直し

- ・与条件の変化を踏まえて見直し事項を整理する。
- ・この場合、復興後のまちづくりイメージや将来像などの目標自体を見直す必要性は低いと考えられ、主に土地利用や都市基盤・生産基盤整備、防災施設整備の内容等、事業内容やその規模や位置などについて精査を行うことが中心になる。

③関係機関との調整・計画の周知

- ・見直し内容について関係機関と協議するとともに、見直し後の計画について情報共有を図る。
- ・見直し後の計画も自治体ホームページや広報誌などで公表するなど、広く周知を図る工夫を行う。

(4) 復興まちづくりのシミュレーションと模擬訓練

被災後の円滑な復旧・復興の取組を限られた人員で進めていくためには、関係住民等の意識を高めるとともに、具体的なシミュレーションと模擬訓練（イメージトレーニング）の実施が有効である。

（実施項目）

- ・復興まちづくりのシミュレーションと模擬訓練の実施
- ・地域住民への事前復興計画の周知と意識啓発
- ・行政と地域住民組織との協働関係の構築
- ・外部の専門家との連携方法の確認

【留意事項】

- ・被災後には、住まいや生業の再建に向けたさまざまな事柄に対応する必要性が生まれるとともに、多くの混乱と精神的なダメージの中で、経験したことのない地域の復旧・復興についても考えて行くことが必要になるため、被災前から地域住民と行政との協働関係を構築し、復旧・復興を進めていく一連のプロセスを理解しておくことが重要である。
- ・状況によっては、集落や漁港機能の再編・集約によって地域の持続を図っていくことが必要になることも想定されるため、再編・集約の対象となる地域で事前復興計画の情報共有や意見交換などの場をつくっていくことも検討する。
- ・イメージトレーニングに当たっては、想定される最大クラスの地震・津波及び風水害の規模や被災想定に基づき、机上、実践訓練を通じて、来訪者や外国人を含めた避難路や避難場所（規模や必要な機能など含む）の確認、事後の安全・安心な復興まちづくりのあるべき姿を関係者間で共有しておくことが重要である。
- ・その際、行政と住民等と一緒に現場を歩き、事前復興計画自体の確認・精査に加え、被災直後に必要となる仮設住宅の整備位置や、経営継続が求められる水産加工業など水産関連事業所の臨時利用可能箇所などについて、事後の計画との整合性に配慮しながら検討・精査しておくことも重要である。

- ・事前復興計画（事業計画など実現化手法イメージ含む）は、あくまで、事前の災害予防時に想定される災害・被害を前提としたものであることから、現実の被災状況との差異が生じた場合は、柔軟に修正・補強を行うことを前提とする。

【検討内容】

① 復興まちづくりのシミュレーションと模擬訓練の実施

- ・被災後の復旧・復興を、限られた人員で迅速かつ円滑に進めていくためには、事前に策定した事前復興計画の見直し、合意形成などについてシミュレーションを行うことで、具体的な手順を確認したり、復興まちづくりのプロセスについて多くの地域住民の参加のもとに模擬訓練を実施していくなど、住民の理解と災害時の業務への適応能力を育成する。
- ・復旧復興のプロセスは実際の被害の状況に応じて変化するため、事前復興計画をもとに、さまざまな被害状況を設定し、ゲーム形式でのシミュレーションワークショップの実施などを通して、事前復興計画の修正方法や集落内部での役割分担、対応する人材などを確認しておく。
- ・水産地域の辺地的・飛び地的立地特性から、都市部よりも救助が遅れたり、高台避難場所での孤立などが想定されるため、1次避難から2次避難、長期にわたる避難生活までを段階別に想定したシミュレーションを実施しておく。
- ・個人が住まいや生業の再建を行っていく過程と、地域全体の復旧復興を行っていく過程が並行して実施されていくため、実際に取り組みを担当できる人材や作業分担などを確認しておく。

② 地域住民への事前復興計画の周知と意識啓発

- ・策定した事前復興計画をもとに、実際に復旧・復興プロセスの模擬訓練を実施することで、計画の内容や被災後に発生するさまざまな課題や必要となる取組の内容を、多くの地域住民など関係者が理解すると同時に、意識啓発を行っていく。

③ 行政と地域住民組織との協働関係の構築

- ・復旧・復興のプロセスにおいては事業実施主体となる行政との円滑なコミュニケーションが必要になるため、行政と住民組織などの協働の取組として、連絡調整方法や役割分担等について確認しておくことが重要である。復興まちづくりのシミュレーションや模擬訓練は行政と地域住民との協働で実施することにより、平時より行政と地域住民組織など関係者との円滑なコミュニケーションを育成する機会となる。

④ 外部の専門家との連携方法の確認

- ・水産地域の復興まちづくりは広範な範囲に及ぶため、シミュレーションや模擬訓練を実施するに当たっても、高度な専門知識や知見が必要になる場合が多い。従って、復旧復興プロセスにおいては多くの専門的知識や合意形成のための第三者の介在が必要になることも想定されるが、専門家に全てを任せるのではなく、住民自らが主体的に地域の将来を考え、復旧復興を考えて行くためにも、どのような段階でどのような支援を受ける必要があるのかについて理解しておくことが有効である。

場面1【発災から数時間後】

南海トラフ地震が発生しました。12分後には津波が来ます。

Q1. 発災直後どこに避難しますか？

コマを移動する

必要な情報を地図上に追加する

Q2. 地域の人たちはどこに逃げると思いますか？また、全員入ると思いますか？
 Q3. 地域の人たちは逃げた避難場所に全員入ると思いますか？

場面2【数時間後から自衛隊到着（約1週間後）】

みなさんは津波から逃げ切りなんとか生き残りました。しかし建物が崩壊し主要道路には瓦礫で埋まり津波に浸かっているため動けません。

Q4. 自衛隊が来るまでどこで生活をしますか？

コマを移動する

必要な情報を地図上に追加する

Q5. 地域の人たちはどこで生活すると思いますか？
 Q6. 発災して逃げた避難場所から自衛隊が来るまで生活をする避難場所には行けますか？
 Q7. テントを貼った状態で避難場所に全員入りますか？
 Q8. 水や食料はどうしますか？水や食料も手に入らない孤立した避難場所に対して、事前にどのような対策をとれば良いと思いますか？

場面3【自衛隊到着から仮設住宅完成】

なんとか生き残ることができ、自衛隊の助けが来ました。自衛隊によって物資の搬送が行われ当面の物資不足の問題はなくなりました。しかし低地部は津波に飲み込まれ建物は倒壊し、津波から逃れた建物も地震で倒壊しています。

Q9. 木岐に残って生活をしますか？他の地域の避難場所で生活をしますか？

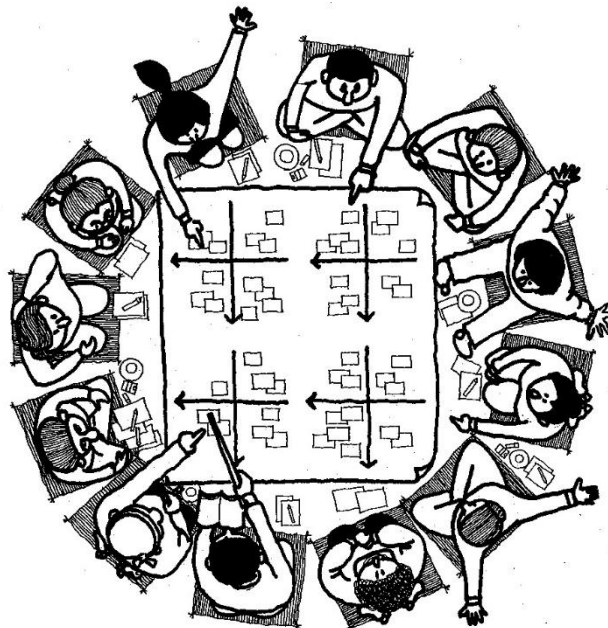
コマを移動する

必要な情報を地図上に追加する

Q10. 木岐を復興させるのにどのような人が何人必要だと思いますか？
 Q11. 木岐に残る人はドミトリー聖ヶ丘に入りますか？

凡例 QN. 質問事項 → → → コマの移動 地図情報を追加

資料-日本建築学会技術報告集第25巻第59号/2019
 図2-2-22 段階別避難生活シミュレーションの概要



資料-水産庁

図2-2-23 段階別避難生活シミュレーション実施イメージ

2-3. 災害時の対応(災害・被災実態の把握)

【基本的考え方】

前述の事前復興計画は、その時点での災害や被害想定に基づき策定します。従って、被災時に、実際の災害や被災の規模や内容をAIやドローンなど最新技術を活用しながら正確に把握し、事前復興計画の前提条件の見直しの根拠となる情報を収集・整理しておくことが、実際の復興まちづくり計画にとって重要であると同時に、被災直後の被災者への有用情報の提供につながります。

このような被災時の取組は、事前復興計画と実際の復興まちづくり計画を結ぶ橋渡しの作業と言えます。

また、被災時から復旧・復興時にかけて、外部支援者の適確な受入れが不可欠なため、事前に策定した受援計画に基づき、速やかに対口支援要請を含めた受援体制を構築することで、事後の膨大な災害対応に資する必要があります。

(1) 災害時の対応(災害・被災実態の把握)の手順

- ① 災害・被災状況の把握
- ② 情報収集と発信
- ③ 対口支援や受援体制の確立・運用

(2) 災害時の対応(災害・被災実態の把握)上の留意点

【解説】

被災直後は、混乱した状況の中、人命救助、避難及び一時避難場所の確保が最優先されなければならない。

次に着手すべきは、事前復興計画策定時の想定とは異なることが考えられる現実の災害や被災状況の正確な把握と、避難・被災情報の収集と情報発信である。できる限り迅速に、正確な被災状況や避難、孤立情報を収集し、被災住民に情報発信することが求められる。東日本大震災の際も、被災直後の情報不足が、被災住民をより不安にさせた教訓がある。

正確な被災、避難、孤立情報は、被災直後の住民などにとって、どこがどのような被災を受け、どこにどのように避難し、支援を求めればよいかという有効な判断材料になり得ると同時に、行政にとっては、事前復興計画と仮設住宅建設地の調整を行う上での一助となることが期待される。

この時点で既に策定されている事前復興計画は、現実的な復興まちづくり計画の下敷きとなるものである。従って、事前に想定した災害・被災は、実際の災害や被災規模や内容と異なることが考えられる。そこで、できるだけ速やかに、その相違を明らかにし、事前復興計画の見直し・修正に資する基礎情報(信頼性の高い正確な被災状況など)を収集・整理しなければならない。

このように、被災直後の時期は、災害・被災情報の収集に基づく、被災者への緊急支援情報の受発信と同時に、事前復興計画と現実的復興計画の橋渡しの時期といえ、迅速かつ正確な災害・被災情報の収集・整理が重要である。

【留意事項】

- ・災害が発生した時、その被害の拡大を防ぐためには、国・地方公共団体（県や市町村）や自主防災組織、そして地域住民一人一人の迅速な対策が求められ、人命救助、避難、被災者支援を最優先する。
- ・被災時には、極度の混乱が予想されるが、現実の災害・被害状況をできるだけ迅速、正確に把握する必要がある。このような取組が、被災直後の人命安全確保や避難、支援拠点となる施設や漁港などの復旧や応急対応など2次災害防止、仮設住宅建設場所選定の際の事前復興計画との整合性の確保などに資すると同時に、事前復興計画を下敷きとした実際の復興まちづくり計画の見直し・修正に向けた、計画策定条件の基本的な相違点の確認につながる。
- ・収集した情報は、ただちに被災者他関係者に発信し、正確な情報に基づく、被災者の避難行動や支援物資取得及び、孤立した地域や被災者の救援活動に結び付けていく。更に、正確な災害・被災情報は、その後の事前復興計画策定条件の差異を確認し、実際の復興まちづくりの見直し・修正の基礎情報となるため、安全なサーバーなどに電子データとして保管しておくことが望ましい。
- ・迅速・正確な災害・被災状況の把握と情報受発信には、AI やドローンなどの最新技術と長期的に情報を安全・確実に保管できる資機器や空間、作業を担う人と作業手順を事前に決めておく必要があり、行政は、各地区の信頼できる情報提供者ネットワークを形成すると同時に、浸水、崩壊の恐れのない場所に資器材を用意し、対応可能な複数の人材との連絡網を作成しておくことが重要である。

(1) 災害・被害状況の把握

実際の災害・被害状況を、行政が中心となって、迅速に整理・把握する。状況把握に当たっては、最新技術（ドローンやAIなど）を活用するとともに、実際の作業を担う複数の行政担当職員と信頼性の高い地域ごとの情報提供者のネットワークを事前に形成しておく必要がある。

（実施項目）

- ・行政内の担当チーム配置
- ・地区ごとの信頼性ある情報提供者の配置
- ・行政と地区ごとの信頼性ある情報提供者ネットワークの形成
- ・新技術（AI、ドローンなど）の活用と適切な保管
- ・収集した情報の適切な保管・活用

【留意事項】

- ・行政を中心に、速やかに状況把握担当のチーム（※被災状況によっては職員の被災も想定されるため複数の担当者を配置しておく）を事前に行政内に配置しておくことが望ましい。
- ・水産地域は、資源依存型の立地をしているため、飛び地的・辺地的に立地している場合が多く、特に大規模合併市町村などの場合、多数の水産地域が立地することが多く、行政だけで個々の水産地域の災害・被災状況を把握することは困難であり、できる限り地域ごとに信頼性の高い情報提供者を配置することが効果的である。その場合、対象者が個人であるか漁協

や漁協支所職員、あるいは流通加工企業の社員であるかは地域の状況によるが、資器材の安全保管や代替要員などの担保を考慮すると、組織・団体を対象とすることが効果的と考えられる。

- ・官民協働の情報収集ネットワークの機能維持に当たっては、日ごろの模擬訓練などが重要と考えられ、定期的実施されるBCPや防災訓練などの際のメニューに含めておくことが効果的と考えられる。
- ・被災状況収集・把握には、新技術（AI、ドローンなど）を活用することが有効であるが、これら精密機器や資材に加え、収集情報を電子データで保管する大容量サーバーなどについては、崩壊や浸水の恐れが極力少ない高台などしかるべき場所に配置することが望ましい。東日本大震災の際、既存情報を集約した行政庁舎が浸水したためデータが消失したことで、復興計画策定に多大の時間を要した事例もあることに留意する。

【検討内容】

① 行政内の担当チーム配置

- ・行政内に、速やかに状況把握担当の専属チームを事前に配置しておく。
- ・場合によっては、平時の交流人口や緊急復旧工事などで被災現場の最前線に入る建設業者などのネットワークを活用したチーム編成も考えられ、事前の連絡や協力要請方法など事前準備に着手しておくことが望ましい。

② 地区ごとの信頼性ある情報提供者の配置

- ・行政内部だけでは管轄地域全体の状況を把握するには限界があるため、各地区に信頼性の高い技術を有した一般住民の情報提供者を配置する。

③ 行政と地区ごとの信頼性ある情報提供者ネットワークの形成

- ・行政担当チームと地区毎の情報提供者は、定期的に模擬訓練などを行うなどして、官民協働の状況把握ネットワークが必要十分に機能するか否かを常に確認しておくことが望ましい。

④ 新技術（AI、ドローンなど）の活用と適切な保管

- ・災害・被災状況収集・把握については、比較的使いやすく技術的進歩が著しいAIやドローン、スマートフォンなどを活用する。このような精密機材は、地震による倒壊や津波、洪水などの進水被害の恐れが少ない施設に保管し、日ごろの模擬訓練やメンテナンスにより、常に利用可能な状況にしておくことが重要である。

⑤ 収集した情報の適切な保管・活用

- ・収集した情報は、被災直後の被災者に情報発信し、安全、避難、支援に役立ててもらおうと同時に、事前復興計画の前提条件との相違を実際の復興まちづくり計画に反映し、見直し・修正に資する大切な基礎情報となるため、電子データ化し、大容量のサーバーに保管し、いつでも利用可能な状況にしておくことが望ましい。

(2) 情報収集と発信

被災時の災害・被災状況は、多くの関係者に容易に届けられることができる情報として発信することで、被災直後の安全確認・避難・救援など状況改善に資するとともに、実際の復興計画づくりの基礎資料となる。

事前復興計画は想定災害と被害に基づき策定するものであり、実際の災害や被災の規模や内容を正確に把握し、事前復興計画の前提条件の見直しの根拠となる情報を被災時に収集・整理し、必要に応じて情報発信することが、実際の復興まちづくり計画にとって不可欠である。

(実施項目)

- ・ 災害・被災実態情報の収集・整理
- ・ 行政内の担当チームによる収集情報の整理・保管
- ・ 広域的な行政間の復旧・復興情報の共有
- ・ 必要に応じた適切な情報発信

【留意事項】

- ・ 被災者からの情報要請は、被災直後の初期段階と計画策定の間の中期段階に位置付けられると思われるが、前述「(1)災害・被害状況の把握」の項で収集したさまざまな情報を、適切に整理・保管する専門部署を行政内に設置することが望ましい。
- ・ 更に、各段階で要請が想定される情報を項目ごとに容易も検索、抽出できるシステムを構築しておくことが望ましい。
- ・ 被災直後の収集情報は、行政を中心にできる限り災害・被災の正確な状況を集め、被災者の安全確保、避難、支援に関する緊急性の高い情報を専用アプリなどを使い、多くの被災者に、スマートフォンなどを通じて積極的に発信する体制を事前に確立しておくことが望ましい。
- ・ 次の段階として、事前復興計画策定時の計画主体が実際の災害・被災により再編成した場合の実際の復興まちづくり計画策定組織の要請（事前復興計画との差異を確認して、事前復興計画の見直し・修正に向けて実際の事前復興計画策定準備に使用するための基礎情報収集要請）に、的確に対応できる事前復興計画単位ごとの情報整理と迅速な発信が求められる。この際、事前復興策定段階の計画主体の誰（構成メンバー複数が必要）に、どのような方法（SNS、専用スマホアプリ、パソコンなど電子媒体または紙媒体）で情報を発信するかを事前に決めておくことが望ましい。

【検討内容】

①災害・被災実態情報の収集・整理

- ・ 前述「(1) 災害・被害状況の把握」において収集・把握された地震・津波を含めた大規模自然災害による被災情報などを、事前復興計画単位別に、以下の項目で整理する。

(初期情報例)

- ・住民安否情報
- ・浸水範囲情報
- ・孤立地域情報
- ・各出施設被害情報(特に道路・避難場所などに関する情報)
- ・避難(安全な避難路、避難場所など)・救援支援情報
- ・その他緊急情報

(次段階情報：計画検討に係る基礎情報例)

- ・人口・世帯(漁業就業者・漁家世帯含)被害情報
- ・浸水範囲
- ・地域の孤立状況
- ・事前復興計画における高台移転予定地の山崩れなどの被害情報
- ・事前復興計画における低地利用計画予定地の被害情報
- ・道路、橋梁、河川、漁港、防潮堤他インフラ被害情報
- ・漁港関連施設や水産流通加工施設及び、その他商工業施設など民間の主要施設の被害情報
- ・集落の住宅被害情報
- ・海面の定置網や養殖施設他漁場被害情報
- ・漁船被害情報
- ・その他地域によって事前復興計画見直し・修正に必要な情報

②行政内の担当チームによる収集情報の整理・保管

- ・行政内の情報収集・発信チームは、速やかに前述①の情報を整理し、実際の復興計画策定主体(※事前復興計画主体が実際の災害・被災状況を踏まえ再構築された計画策定主体)の要望に応じて情報発信が可能なように保管し、準備する。

③広域的な行政間の復旧・復興情報の共有

- ・復旧・復興過程において、異なる自治体間の状況をリアルタイムで把握しておくことが、その後の復興事業等の進捗の参考になる可能性が高い。
- ・そのため事業進捗に関する情報、計画策定状況に関する情報等について、一定の範囲の行政間で情報を共有する仕組みを構築しておき、必要に応じて各地域における知見を共有することが有効である。

④必要に応じた適切な情報発信

- ・実際の復興まちづくり計画主体から要請が、あった場合、速やかに正確で的確な情報を発信する。

(3) 対口支援や受援体制の確立・運用

被災直後から復旧・復興時にかけて、被災自治体には、短期間に膨大な災害対応業務が発生するため、国、他の地方公共団体、民間やボランティアなど多種多様な応援を適確に受け入れて、それぞれの善意の応援をスムーズに水産地域の復興まちづくりの現場で活動してもらうために、事前の受援計画に基づく対口支援を始め受援体制をなるべく速やかに構築する必要がある。

【留意事項】

- ・被災直後には被災自治体には、その対応力を越える業務が集通することになる。官民学にわたる支援を適確にコントロールするには、事前(災害予防時)の事前復興計画の策定と運用の一環として、受援窓口や対口支援体制が構築されていることが前提となる。
- ・被災自治体には、このような事前に構築した受援窓口や対口支援体制に基づき、必要な業務を適切かつ迅速に実施することが求められる。

【検討内容】

①必要な業務、手薄な業務の把握と整理

被災直後にも実施すべき通常業務があることに加え、膨大な災害応急対策が発生する。被災自治体は、事前に策定している受援計画に基づき、被災直後に必要な業務の全体像と当該自治体職員だけでは手薄になりそうな業務を把握し、整理する。

②自治体職員や専門家等の応援要請先のリストアップ

事前の受援計画に基づき、災害基本法や自治体間協定による派遣が想定される外部自治体職員や、被災状況に応じた専門家など応援先のリストアップを行う。

③応援の要請

上記①、②に基づき、適宜、応援相手先に応援の要請を行う。

④受援計画に基づく庁内の体制、指示系統等の構築

被災直後には自治体内の組織や指示系統などが混乱する恐れが大きい。円滑な受援活動を適切にコントロールするためには、事前の受援計画に基づき、庁内における受援体制と指示系統等を迅速に構築することが重要である。

⑤漁業協働組合や地元組織等との連携体制の構築

水産地域の被災直後の対応に当たっては、孤立や当面の生活環境の確保（避難など）に際し、地域独自の問題や支援要請が想定される。事前の計画に基づき、漁業協働組合や自治会などの地元組織と行政間の連携体制を構築する。

2-4. 復興まちづくり計画の策定（事前復興計画の見直し・修正）

【基本的考え方】

事前復興計画策定の前提条件と、被災時に確認した実際の災害・被災規模や内容の相違を踏まえて、事前復興計画及び事業化計画などを見直し、修正、補強することで、現実の復興まちづくり計画を策定します。

その際、データベースを活用した他の自治体との情報共有やデジタル活用型の連携を通じた「ネットワーク型復興」がそれぞれの復興まちづくりの取組を後押しすることが期待されます。

事前、被災時の取組を経て、現実の復興まちづくり計画を策定するので、計画策定及び、その実現のために必要な事業選択と組合せ及び事業間調整などの作業は、被災後にスタートするよりも圧倒的に迅速かつ、住民満足度の高いものになります。また、事前の受援計画に基づき被災時に構築された対口支援や受援体制を通じて受け入れた人材、組織の支援により、迅速な水産地域の復興まちづくりを推進します。

(1) 復興まちづくり計画の策定の手順

- ① 復旧・復興体制の再構築
- ② 事前の被害想定との相違の確認
- ③ 復旧・復興に向けた課題抽出
- ④ 事前復興計画の見直し・修正

(2) 復興まちづくり計画の策定の留意点

【留意事項】

復旧から復興の段階では、それを実施する体制を速やかに構築し、被害状況・避難の状況を把握し、復興に向けた前提を再整理する。

事前復興計画の見直しに早急に着手し、見直しのポイントを明確にした上で、計画の前提となる各種のフレームの整理と関係者の意向の把握を行う。

合意形成にあたっては、定期的かつ十分な回数協議を行うことにより、関係者が納得できる計画とすることが重要で、行政間協議により事業推進の手順、プログラムを決定し、復興の見通しを住民等に公表する。

実際の災害被災状況を踏まえて、現実的な水産地域の復興まちづくり計画（事業計画を含む）を策定する段階である。被災時に引き続き、この時期、被災自治体は、短期間に膨大な災害対応業務が発生するため、被災時に構築した対口支援や受援体制を通じた国や他の地方公共団体、民間企業やボランティアなど多種多様な応援を、水産地域の復興まちづくり支援に適材適所で受け入れて、水産地域の復興まちづくりの現場で活動してもらうことが望ましい。

基本的には、事前復興計画を下敷きとしながら、実際の災害被災状況を踏まえて現実の復興まちづくり計画に仕上げていく。

その際、事前復興計画時点で想定した計画実現のための事業計画の見直しも必要になる可能性がある。事前復興計画策定時の事業計画イメージを基本としながら、被災の状況に応じて、

東日本大震災の際の復興交付金基幹事業や同効果促進事業などを基本に、水産庁所管事業に限らず、複数省庁にまたがる関係事業を効果的に再構築していくことが求められる。

一方、事前復興計画時点の計画主体についても、人的被害などが想定されることから、その再構築が必要となる。

また、対象地区の実際の被害状況が、事前復興計画策定時の想定とは異なる場合、その相違を確認するとともに、現実的な復旧・復興に向けた復興まちづくり計画の課題を改めて洗い出す必要がある。更に、被災後の段階で、地域の漁業や人口・世帯数など社会経済指標予測を行い、適切な整備規模設定を確認することで、事後の過剰な施設整備を回避することが重要である。

このような作業において、他自治体や地域の取組をデータベース化し、他の自治体や地域が情報共有でき、それを参考にそれぞれが計画の改良に役立てることができるシステムとしてのネットワーク型復興が可能になる取組が期待される。

そして、これらの一連の事前復興計画の見直し・修正を経て、復旧・復興事業に移行することになる。

東日本大震災の場合、大規模地震・津波災害に対する行政、住民の意識は高かったが、復興まちづくり計画の策定が、被災直後からスタートしたことや復興計画策定時に個々の地域が他自治体や地域の取組などの情報が入手できなかったことから対応が遅れ、計画策定から事業実施にかけて多大の時間を要したという教訓がある。しかし、既に、関係者間で地域の実情や課題解決方針が検討されている事前復興計画を下敷きとして、他自治体や地域情報を共有しつつ、現実的な復興まちづくり計画及び事業計画をつくることになるため、関係者の合意形成、計画策定、事業選択、事業間調整など計画づくりの一連のプロセスに必要な時間と労力は大幅に縮減され、迅速な水産地域の復興まちづくりが推進されることが期待される。

現実的な復興まちづくり計画の策定時に取り組むべき最も重要な視点は、事前復興計画の前提条件と現実の被災状況の相違点を把握するとともに、詳細の社会経済指標予測を実施し、事前復興計画の修正・見直しを行い、現実的な復興まちづくり計画を策定、事業化していくことにある。

- ・被災直後の応急段階が過ぎ、復旧・復興を本格的に始動する段階においては、現実の被害状況を踏まえ、事前復興計画を速やかに見直して、現実の復興まちづくり計画として策定（改訂）するとともに、復旧及び復興事業に着手する。
- ・まずは、それらを実施する体制を速やかに構築することが必要になるが、復興まちづくり計画の策定体制と、情報伝達・諸調整を行う体制とに分け、速やかに意思決定ができる体制を整えることが重要である。
- ・事前復興計画の見直しにあたっては、策定時に想定した被害と実際との相違を明確にして、現実に対応した規模・形状に修正していくことを基本に、検討作業を進める。
- ・一方で、実際に被災した際に、住民・被災者が望む将来は、事前復興計画で想定した姿とは異なる可能性もあることから、計画の見直しにあたっては住民はじめ関係者の意見聴取や合意形成に十分な時間をかけ、多くの人が納得できるプロセスを踏むことが重要である。

(1) 復旧・復興体制の再構築

被災後は速やかに復旧、復興にあたる体制を構築する。体制は、行政内部及び行政間の連絡調整体制と、行政及び地域主体との計画策定体制づくりに分けられるが、いずれもこれまでに検討していた体制を適宜見直し、再構築することになる。

(実施項目)

- ・連絡調整体制づくり
- ・計画策定体制づくり

【留意事項】

- ・速やかに行政各レベルの体制づくりと、漁業者・水産関係者及び地域住民や外部支援者などによる体制づくりを行う。自治体はその体制の要となり、情報の集約・伝達機能を果たす。
- ・計画策定体制については、事前復興計画を策定した際の体制を基本に、必要に応じて見直し、速やかに公表、招集する。

【検討内容】

①連絡調整体制づくり

- ・国、都道府県、市町村、漁村レベル間の連絡体制を構築するが、この役割は主に当該都道府県が中心的な役割を担うことが望ましい。

②計画策定体制づくり

- ・事前復興計画の際に構築した行政と漁業者・水産関係者、地域住民を中心とした主体を前提に、実際の被害状況に鑑み、海岸・漁港管理者、漁協、漁業関係者及び地域住民、NPO等外部有識者など、復興計画を策定する地域の範囲における体制づくりを行う。その際、適切な外部専門家（大学、コンサルタントなど）の参加も検討する。

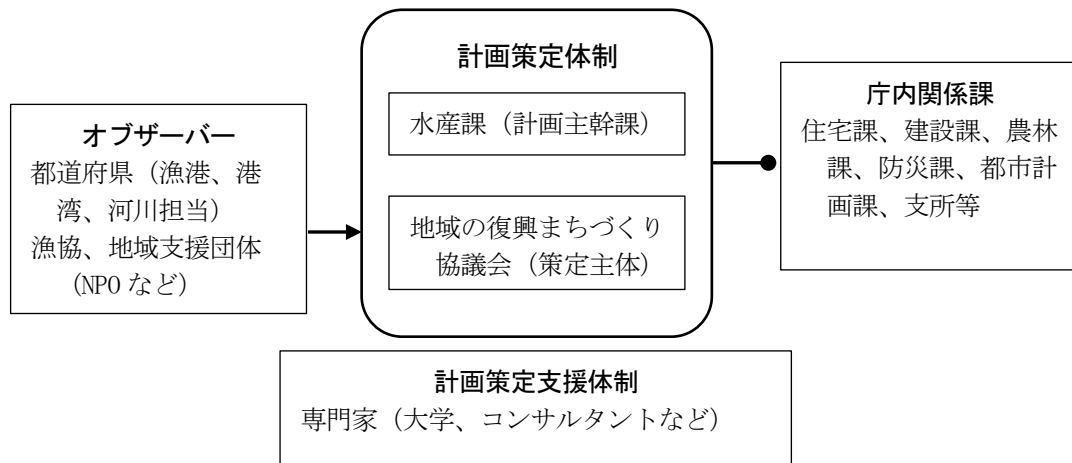


図 2-4-1 計画策定づくりの体制イメージ

(2) 事前の被害想定との相違の確認

事前復興計画で想定した被害と現実に発生した被害との相違を確認し、復興計画を見直すポイントを明らかにする。

(実施項目)

- ・各施設の被災状況及び被災者避難の状況の把握
- ・事前復興計画における被害想定との相違の整理

【留意事項】

- ・前述「2-3. 災害時の対応」で述べたように、被災後の状況把握・整理に基づき、被害をうけた地域について、避難や被災の状況を把握し、復旧・復興に向けた課題を整理し、事前復興計画の見直しの前提となる基礎条件を整理する。
- ・被災状況を整理した上で、事前復興計画が前提とした状況との相違を確認し、事前復興計画が現実の被災状況にそぐわない場合、今後、実際にめざすべき復興計画の姿を再検討し、明らかにする。
- ・計画フレーム（将来の人口世帯、水産業の規模・施設量等）の見直しを行う。現実の被害状況と住民や漁業者、水産関係者などの意向を踏まえ、希望的観測による過大なフレームではなく、現実的なフレーム設定を行うことが重要である。また、将来の定住や漁業操業、加工業など水産業の業務持続意向などについては、復興の進捗により変化していくことにも留意し、定期的に確認していくことが望ましい。

【検討内容】

- ① 各施設の被災状況及び被災者避難の状況の把握
 - ・主要施設の被災状況及び被災者の避難状況（避難所等）を把握し、今後の合意形成プロセス設計上の基礎情報とする。
- ② 事前復興計画における被害想定との相違の整理
 - ・実際の被害状況を想定した被災状況を整理し、最も基礎的な計画と条件のひとつとなる、計画フレーム（計画対象地域の復興後の人口・世帯、漁業・水産業指標予測など）の基礎資料とする。
 - ・被害状況の相違を地理情報としてマップ化し、整備が必要な区域を明確化する。また、宅地などの再建が可能な土地についてもここで整理しておく。

(3) 復旧・復興に向けた課題抽出

現実の復旧、復興に向け、復興まちづくり計画を見直していく前提となる主要な課題を整理する。主に水産業の再建、生活再建、防災対策の観点からの課題について、地域住民や関係者の意向や見解を踏まえて整理する

(実施項目)

- ・ 漁業・水産業の再生にかかる課題の整理
- ・ 生活再建にかかる課題の整理
- ・ 防災対策に関する課題の整理

【留意事項】

- ・ 実際の被災状況と事前復興計画策定時点の被害想定との相違を確認したのちに、今後の現実の復旧及び復興まちづくり計画策定に向けた課題を再整理する。
- ・ 課題の整理方法はさまざまであるが、まずは漁業・水産業の再生、生活再建、防災対策の観点から整理を試みると比較的やりやすい。
- ・ いずれの課題も被災者、地域住民、関係者の意向を把握することが基本となるが、特に被災した人の意向は時期によって変化していくことにも留意することが重要である。

【検討内容】

① 漁業・水産業の再生にかかる課題の整理※4

- ・ 漁業・水産業の再生に関する課題は、当該地域における漁業者・水産関係者の継続意向及びその数、漁業や水産加工など水産業の操業・経営形態を勘案した必要な施設の内容や規模などの観点が中心になるが、生活再建と同様、被災後間もない期間内には意向が固まらないことも多く、関係者との継続的対話が重要である。
- ・ また、水産業の再生については、漁業、水産関係者を中心としたヒアリングや会合を行うと比較的やりやすい。

② 生活再建にかかる課題の整理

- ・ 生活再建にかかる課題は、主に住宅をどこにどの程度再建していくか、関連して集会所などのコミュニティ施設の再建のあり方などが中心になる。
- ・ 住宅再建のフレームは、地域に戻りたいとする被災者の意向の量に相関するもので、これも漁業・水産業の再生同様、被災直後では判断できない場合も多い。
- ・ 一旦、初期段階での意向の把握をベースに仮の計画フレームを算出し、実際の復興計画の素案を作成する基礎資料とし、仮に実際の再建数が減った場合の対応や課題などについても整理しておく。

③ 防災対策に関する課題の整理

- ・ 実際の被害実態を踏まえて、防災対策の考え方も、事前復興計画時点で検討した内容と変わってくる可能性もある。従って、事前の計画からの見直しが必要となるかどうかについて、被害実態を考慮しながら検討を深めていく。

- ・防災対策が見直される場合（例えば防潮堤の高さ、宅地の嵩上げをするか否か、高台移転をするか否かなど）、避難路や避難場所の設定、日常的な広場や作業場の配置、漁港背後低地の考え方も変わってくることとなり、それに伴う課題の整理が重要になる。

※4. 漁業・水産業の再生にかかる課題の整理の詳細については、別途「災害に強い水産地域づくりマニュアル～水産物の生産・流通機能の確保編」を参照されたい

(4) 事前復興計画の見直し・修正

被害状況及び課題の整理をした上で、事前復興計画を見直し、現実の復興まちづくり計画として策定する。想定計画と、実際に発災した後の計画との違いがあることを認識し、関係者の合意形成を図りながら策定する。

(実施項目)

- ・復興プロセスの検討
- ・地域住民及び関係主体の意見聴取と合意形成
- ・事前復興計画の修正案の作成
 - ・復興パターンの選択
 - ・人口回復の見通し・目標の設定
 - ・漁業・水産業復興の概ねの目標の設定
 - ・水産施設の復旧の考え方の整理
- ・復興計画及び事業スケジュールの作成と公表

【留意事項】

- ・事前復興計画における見直しの要点を明確にした上で、空間整備に関する復興パターンの選択、人口や水産業回復の目標の設定を行い、計画部分の修正案を作成する。
- ・計画の見直し検討と並行して、地区単位での意見把握や合意形成を図るための場を設定すると同時に、実際の復興まちづくり計画策定に関するスケジュールや手順を明らかにすることに留意する。
- ・特に、防潮堤など防災施設の整備のあり方については、地域（住民）の意向が分かれることは、東日本大震災の復興プロセスでもあった。従って、意見の相違をそのままにしておけば、実際の復旧・復興の取組に多大の時間と労力を要することになるため、これらの考え方や整備手順について、初期段階で明らかにしておくことが望ましい。
- ・水産地域の辺地性や飛び地的立地は情報過疎に陥りやすく、復興まちづくり計画の見直し・修正に当たっては、各地の先行事例や優良事例などの情報受発信による知恵やアイデアの共有が有効である。
- ・実施すべき事業が整理された段階で、行政間の協議を行いつつ、復興まちづくりに係る事業面の実現に向けた復興プロセス^{※5}を整理することが重要である。

※5. 復興プロセスとは、発災後、円滑な復興まちづくりを進めるため、それぞれの関係者が復興の段階毎に、何をどのように取り組んでいくかの過程や方法をいう。

【検討内容】

① 復興プロセスの検討

- ・実際の復興計画の策定から、暫定整備、本設復興事業に至る全体プロセスを検討し、公表する。
- ・現時点から概ね5年後までのスケジュール案を作成し、復旧事業及び暫定的な整備、住宅及び生活基盤の再建、漁港など水産基盤の再建、防潮堤などの防災施設の再建がどのような手順で行われるかを分かりやすく整理する。
- ・このプロセスは状況に応じて常に見直し、その都度公表することで被災者が現状を把握できるようにする。

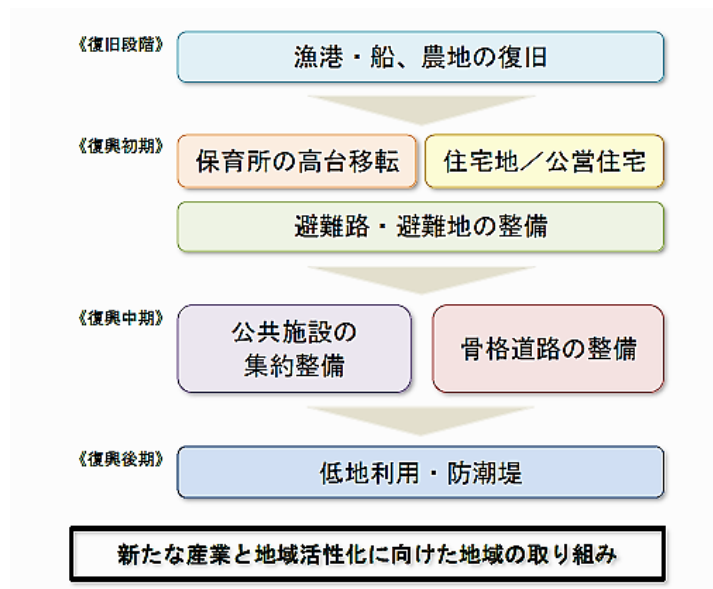


図 2-4-2 地域の復興プロセスとして検討された例（陸前高田市広田地区の例）

② 地域住民及び関係主体の意見聴取と合意形成

- ・被害状況と課題の整理を踏まえて、地域住民及び関係主体の意向を把握する。
- ・復興に関する意向や課題認識は立場によって異なることが多いため、当初の意向の把握は、関係主体別にそれぞれに行う。
- ・また、被災者は、避難所又は仮設住宅などに分散的に居住していることも考慮し、意見聴取の方法については十分検討することが重要である。例えば、居住している仮設住宅単位で行うなどの取組に配慮する。
- ・なお、アンケート調査では本質的な意向が見えにくいことが多いため、初期段階での意見聴取は直接ヒアリングを行う。
- ・また、被災者と非被災者で意向が大きく異なることも、東日本大震災の復興プロセスからの教訓のひとつであり、この違いを把握した上で、意向調査を実施する。

【意見聴取の単位例】

- ・地域主体（自治会、被災者、非被災者）
- ・地域関係主体（地域のNPOや、福祉関係組織、その他活動組織）
- ・漁業従事者（当該地域での操業者）
- ・漁協支所
- ・支援者（支援に入っている各種団体、専門家等）

③ 事前復興計画の修正案の作成

【留意事項】

1) 復興パターンの選択

- ・事前復興計画で検討した復興パターンについて、地域や関係者の意見聴取をもとに案を検討する。
- ・複数のパターンを提示して協議を開始することも考えられるが、地域特性や被災の状況により1案に絞って検討することが有効の場合も多いと考えられ、複数案にとらわれず、計画主体としての案を作成すればよい。

2) 人口回復の見通し・目標の設定

- ・計画の前提となる人口の見通しは、計画において重要な要素であるが、最も設定の難しい部分でもある。
- ・計画の単位によっても異なるが、漁港・集落の地域単位で計画策定を行う場合には、被災者の地域内での再建意向をもとに、今後の人口推計を踏まえて概ねの目標を決める考え方で良い。
- ・ただし、災害復興の場合、一般に時間の経過とともに被災者の流出が増えていく傾向があり、目標人口は減少する可能性があること、これに対応できる計画にすることに留意する。

3) 漁業・水産業復興の概ねの目標の設定

- ・漁業、水産業の復興については、主に当該地域の漁業・水産業事業者と所管漁協（または支所など）へのヒアリングと操業・事業継続意向の把握により検討することになる。
- ・漁業については個人漁業者、法人の水産事業者それぞれに、今後の操業継続の方向性を確認して、必要な水産基盤の規模や施設を検討することになる。
- ・更に、将来の方針として、漁業権の再配置などの考え方も重要であり、被災後の新規の漁業者の受け入れや新たな漁業権設定を行うかどうかにも影響することに留意することが重要である。

4) 水産施設の復旧の考え方の整理（優先順位・統合なども含む）

- ・水産施設の復旧については、今後の操業意向などを踏まえそのボリュームを検討することとなる。
- ・東日本大震災からの復興においては、作業場、漁具倉庫、共同加工場などは、2人以上の共同利用が前提となって復興交付金が支出される仕組みとなっていたことから、共同施設としての復旧意向を正確に把握することが重要になる。

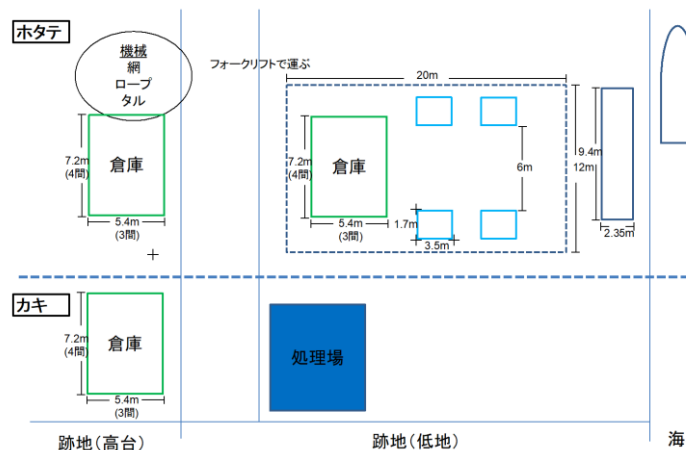


図 2-4-3 水産施設の復旧の規模設定検討例

④ 復興計画及び事業スケジュールの作成と公表

- ・地域及び関係者の合意を図りながら復興を進めるためには、事業スケジュールが常に明確になっていることが最も重要であり、基本となるスケジュールを作成する。
- ・生活者、漁業・水産業者のいずれの立場の被災者にとって、自分の生活、操業や事業継続などの再建を考える上で、全体の事業推進の予定が最も重要な判断要素になるため、スケジュールに変更があるとしても、随時、関係者に公開・周知する。
- ・実際には、当初描いたスケジュールが遅延することは往々にしてあり得ることであり、変更があった場合には常に修正し、公表する。このことが、行政と地域社会との信頼関係を構築する上で非常に重要である。
- ・事業スケジュールは次図(※図 2-4-4 参照)の事例にあるように、事業種目別に示す。年度ごとに、地域がどのような状態になっているかが明確になり、分かりやすい。
- ・ただし、事業所管省庁など関係機関との協議や予算措置の関係から、本来、理想的と思われる手順通りに進めないこともあること、その関係で暫定的な措置が必要となることが生じることもあり得ることを念頭におき、住民など関係者との情報受発信と理解のプロセスを重ねていくことが望ましい。



3. 事後の持続的な地域の維持・振興

【基本的考え方】

水産地域の復興まちづくりを考えるに当たっては、本来の地域の維持・振興に係る取り組みを並行して実施していくことが求められます。

防災・減災や事前復興の取組みは、被災前から復旧復興段階へと継続する地域維持・振興の取組みの一環であり、地域力を高めることが、災害に強い水産地域の形成の一端を担うという前提のもとに、地域維持・振興に係る取り組みを並行して実施していく必要があります。

- (1) 事前の取組
- (2) 事後の取組

【解説】

防災・減災や事前復興から被災後の復旧・復興の取組の流れは、対象となる水産地域における大規模自然災害を念頭に、いかに適切かつ迅速な復興まちづくりを達成するかの道筋を示したものである。

一方、水産地域の防災力や減災力の基本は、その「地域力」にあり、これら一連の復興まちづくりに向けた取組は、持続的な地域の維持・振興の取組の一環であり、「地域力」を高めること、つまり活力ある水産地域の維持・振興が、災害に強い水産地域の形成につながることを認識しておく必要がある。

また、復興まちづくりは、計画に応じたハードのみで完成するのではなく、その後もその地域が維持・振興し続けることによって初めて達成されることを忘れてはならない。

【留意事項】

防災・減災や事前復興の取組は、被災前から復旧復興段階へと継続する地域維持・振興の取組の一環であり、地域力を高めることが、災害に強い水産地域の形成の一端を担うという前提のもとに、地域の維持・振興に係る取り組みを並行して実施していく。

防災・減災や事前復興から被災後の復旧・復興の取組の流れは、対象となる水産地域における大規模自然災害を念頭に、いかに適切かつ迅速な復興まちづくりを達成するかの道筋を示したものである。

一方、水産地域の防災力や減災力の基本は、その「地域力」にあり、これら一連の復興まちづくりに向けた取組は、持続的な地域の維持・振興の取組の一環であり、「地域力」を高めること、つまり活力ある水産地域の維持・振興が、災害に強い水産地域の形成につながることを認識しておく必要がある。また、復興まちづくりは、計画に応じたハードのみで完成するのではなく、その後もその地域が維持・振興し続けることによって初めて達成されるものである。

つまり、水産地域の復興まちづくりを考えるに当たっては、本来の地域の維持・振興に係る取組を並行して実施していくことが求められる。そのための事前の取組として、既存のさまざまな地域組織の取組を束ねつつ、漁業・水産関係者や地域の意思を代表する組織を育成すると同時に、平時より行政との連携に加え、協働体制や専門家、外部支援者などとのネットワークを形成しておくことが「受援体制」の構築にもつながり、重要である。

また、わが国の中小漁村における過疎高齢化や漁業生産規模や漁業就業者の減少といった水産地域の社会経済指標が低下傾向にある中での、復興まちづくりになることを想定したうえで、事後においては、復興関連事業完了後の持続的な地域の維持・発展に向けて新たな視点での取組を想定しておくことが望ましい。家屋の高台移転などに伴う漁港と集落の分断など従前と同じ空間再生の可能性が低いため、新しい集落構造や社会システムに適合できるように、効率的な運営ができる地域振興のかたちが求められることになる。

このような、持続的な地域の維持・発展に向けて、事前から取り組むべきことと、事後に継続的に取り組むべきことを、しっかり認識しておくことが重要である。

これら、水産地域における事後の持続的な地域の維持・発展に資する、事前、事後の取組の考え方の流れを総括的に次図（図 3-1）に示す。

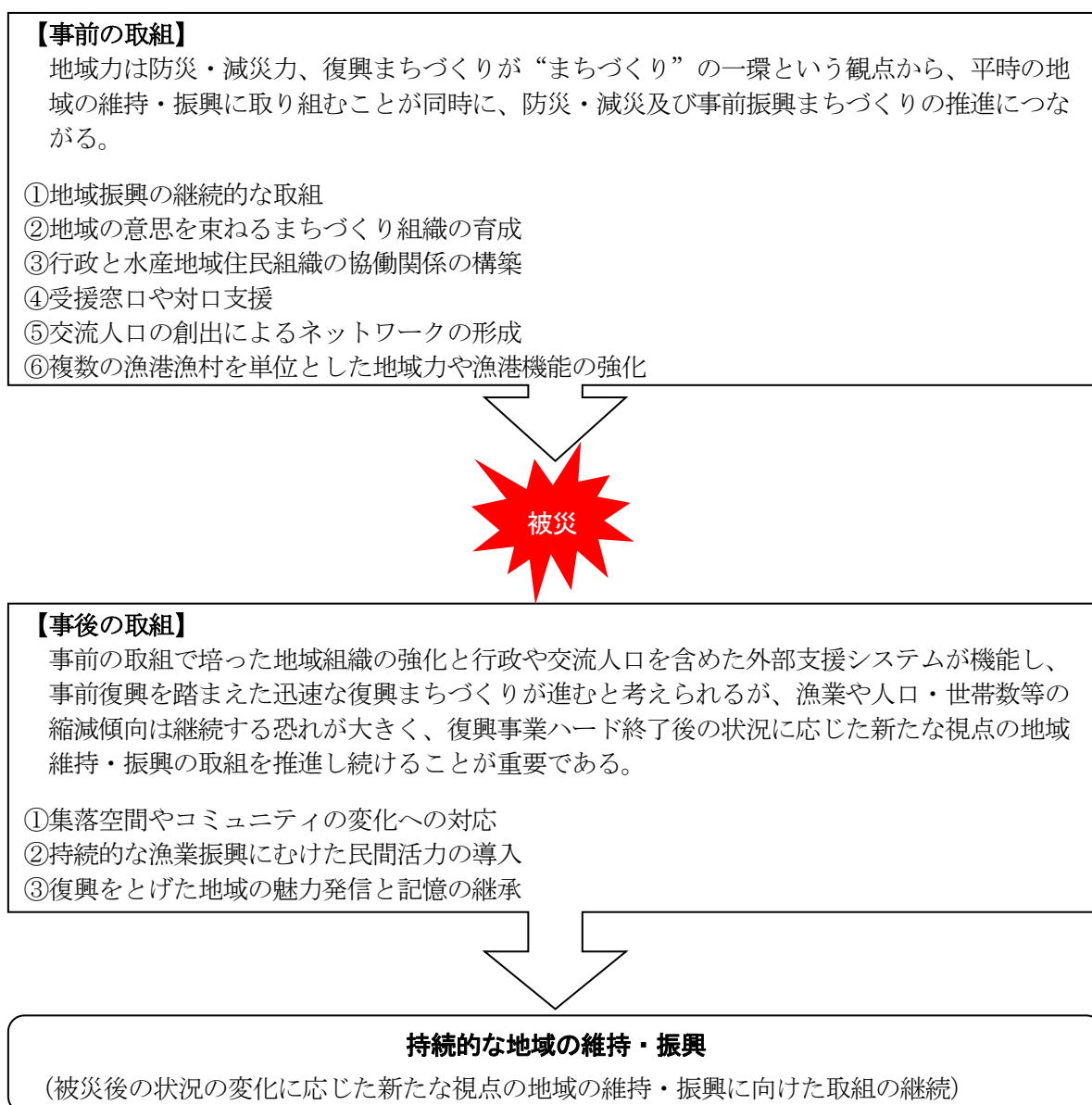


図 3-1 水産地域の持続的・発展の考え方

3-1. 事前の取組

【基本的考え方】

地域の維持・振興に係る取組を進めていくために、既存のさまざまな地域組織の取組を束ねつつ、地域の意思を代表できる組織を育成します。また、平時(災害予防時)より、行政との連携・協働体制や、専門家、外部支援者等とのネットワークを形成することも想定しながら取組を進めていくことが重要です。

- (1) 地域振興の継続的な取組
- (2) 地域の意思を束ねるまちづくり組織の育成
- (3) 行政と水産地域住民組織の協働関係の構築
- (4) 受援窓口や対口支援
- (5) 交流人口の創出によるネットワーク形成
- (6) 複数の漁港漁村を単位とした地域力や漁港機能の強化

【解説】

平時(災害予防時)より、水産地域の防災・減災や事前復興(事前復興計画の策定など)は、行政の助言や協力を得つつも、地域が主体となって考え、行動していくことが必要であり、漁業・水産関係者や住民満足度の高い取組につながることになる。

つまり、地域の自主・自律性や行動力の背景となる地域の持続的な維持・振興が、災害に強いまちづくりの前提となる。

【留意事項】

事前段階で、持続的な地域の維持・振興に向けた地域の意思を代表する組織の育成や行政との連携・協働体制の構築、専門家や外部支援者などとのネットワークの形成などの取組を、復興まちづくりと同時並行で実施していくことが重要である。

地域維持・振興に係る取組を進めていくために、既存のさまざまな地域組織の取組を束ねつつ、地域の意思を代表できる組織を育成する。また、平時から行政との協働体制や、専門家、外部支援者等とのネットワークを形成することも想定しながら取組を進めていく。

平時(災害予防時)より、水産地域の防災・減災や事前復興(事前復興計画の策定など)は、行政の助言や協力を得つつも、地域が主体となって考え、行動していくことが重要であり、漁業・水産関係者や住民満足度の高い取組につながることになる。つまり、地域の自主・自律性や行動力の背景となる地域の持続的な維持・振興が、災害に強いまちづくりの前提となる。このような地域の維持・振興に係る取組を実施するプロセスには、漁業・水産関係者を始めさまざまな既存組織が関与することになり、地域の意思を代表できる組織の育成が期待されると同時に、行政と地域組織の連携・協働関係の構築が重要である。

更に、平時から、他市町村との交流や協力支援体制の構築に加え、有識者やコンサルタントなど外部支援者との「受援窓口」や「対口支援」システムを構築しておくことが重要である。

また、漁業体験交流観光の振興や交流人口の創出は、水産地域振興の重要な取組のひとつであると同時に、交流した人と地域とのネットワーク形成の可能性があり、これは被災、復興時の支援につながることを期待される。

全国の水産地域の実態を見れば、産業（漁業、水産業）や人口・世帯数は縮小傾向にある。

つまり、今後、大規模自然災害による被災が想定される水産地域の復興まちづくりは、社会経済指標の縮減局面下での取り組みにならざるを得ないことから、地域の維持・振興対象となる水産地域を、個々の集落単位を超えた複数の漁港・集落により構成される、より広域的なエリアを単位として取り組んでいくことも検討する余地がある。

- ・ 防災・減災や事前復興の取組は、地域が主体となって考え、行動していくことが重要であり、地域が持続的に維持・振興されていくことが前提となる。
- ・ 人口減少が継続する中での復興になることを想定すれば、個々の集落ごとの取組を超えて、より広域的なエリア全体の取組として実施していくことも検討する余地がある。
- ・ 地域の維持・振興に係る取組を実施するプロセスにおいて、さまざまな既存組織が関与することになり、結果として地域の意思を代表できる組織の育成が期待される。
- ・ 被災後の復旧・復興プロセスにおいては、事業実施主体となる行政との円滑なコミュニケーションが重要になる。地域の意思を代表できる組織が育成されることによって行政との窓口機能を発揮することが期待される。
- ・ 有識者やコンサルタントなど外部支援者とのネットワークの形成を通じて、地域力の維持に向けた有効なアイデアや知見などの集積が期待される。
- ・ 被災後には、人的資源が大幅に必要なになる。平時より、さまざまなネットワークを構築しておくことにより多くの支援が集まり、早期の復旧復興につながることを期待される。

(1) 地域振興の継続的な取り組み

地域の防災力は、「地域力」であり、平時より「地域力」を強め、地域の持続的な維持・振興に向けた取組が重要である。そのため、地域の意思を代表できる組織の育成と行政との連携・協働関係の構築とともに、水産地域の特性を活かした地域振興の取組を通じた交流人口の創出と地域と外部のネットワークを創出する。

(実施項目)

- ① 地域特性や地域資源に対する共通認識の形成
- ② 水産地域の特性を活かした取り組みの実施
- ③ 取り組みを通じた人的資源の活用とネットワーク形成

【留意事項】

- ・水産地域には水産資源の供給地としての役割のみならず、海洋資源を利用した環境学習の場としての役割や、漁業体験などを通じた総合的なブルーツーリズムの拠点としての役割も期待される。
- ・特に近年では都市住民の余暇の多様化や環境への意識の高まりから、水産地域におけるブルーツーリズムに対するニーズも高まりつつある。

【検討内容】

- ① 地域特性や地域資源に対する共通認識の形成
 - ・住民参加のワークショップなどを通じて、集落が受け継いできた生活文化や歴史資源、大切にしたい場所や風景、地域の豊かさなどについて地域住民の共通認識を形成する。
 - ・生活の場と生業の場が一体となった水産地域においては、水産資源や漁業形態も重要な地域資源となるため、地域固有の水産資源や漁業形態についての理解を深め、地域の魅力として認識できるように共通認識を形成する。
- ② 水産地域の特性を活かした取り組みの実施
 - ・集落の魅力を高め、地域振興へとつなげていくために、漁業体験をはじめとするブルーツーリズムの実施方法を検討する。
- ③ 取り組みを通じた人的資源の活用とネットワーク形成
 - ・地域振興の取組を通して地域力を高めていくことを想定し、取組を通してさまざまな人的資源の関与を促しながら、地域的広がりをもった取組として実践する。



(サップ船アドベンチャー写真)



(番屋の塩づくり体験と通販パンフ)

図 3-1-1 NPO 法人体験村・たのはたネットワークの取り組み

(2) 地域の意思を束ねるまちづくり組織の育成

地域の持続的な維持・振興に向けた取組を推進する意識を共有するまちづくり組織を育成し、実質的に活動していくことが重要である。

(実施項目)

- ① 集落組織の全体像の把握
- ② 地域の意志を束ねるまちづくり組織の設立
- ③ まちづくり組織を中核とした地域振興の取組の実施

【留意事項】

- ・水産地域には比較的強固なコミュニティが維持されているものの、過疎高齢化、漁家の減少などが進み、サラリーマンなどの一般世帯が相対的に多くなることで、漁協（支所含む）など中心とした既存の地域組織の機能が低下している地域も見られる。
- ・被災後に、異なる生業手段を持った主体と漁業者や水産関係者の意向の違いによって望ましい空間整備に乖離が生まれることも多い。意思決定を行っていくうえでは、双方の円滑なコミュニケーションが可能な「まちづくり組織」を育成しておくことが有効である。
- ・全国的には個別の目的に応じて設立されたさまざまな組織を横断的につなぐ、「まちづくり協議会」などの地域自治の仕組みが取り入れられ、地区のまちづくりが進められているが、漁協（支所含む）を中心とした地域組織が機能している水産地域では、まちづくり協議会などの運営経験が比較的少ない点に留意する。

【検討内容】

① 集落組織の全体像の把握

- ・水産地域特有の濃密なコミュニティの全体像を把握するため、個別の目的に応じて設立されたさまざまな組織の役割と、構成メンバーの重なりや相互関係等を把握する。

② 地域の意志を束ねるまちづくり組織の設立

- ・農家やサラリーマンなどの一般世帯が増加している水産地域では、さまざまな既存組織の代

表者や、積極的に地域活動に参加できる住民などで構成する「まちづくり協議会」などの地域の意思を束ねることのできる組織を新たに設立することを検討する。

- ・「まちづくり協議会」等を継続的に運営していくうえでは、往々にして役員などに負担が生じることが多いため、専門家の派遣などの支援体制を検討する。

③ まちづくり組織を中核とした地域振興の取り組みの実施

- ・防災・減災や事前復興の取組みにおいては、地域の大きな方針や将来像を描くことになるため、「まちづくり組織」を中心に取り組む。その際には、自主防災会や自治会などの既存の組織との連携が重要になる。
- ・地域振興に向けた取組を、「まちづくり協議会」などの地域の意思を代表できる組織を中心に取り組んでいくことで、円滑なコミュニケーションや意思決定の基盤を構築することが期待される。

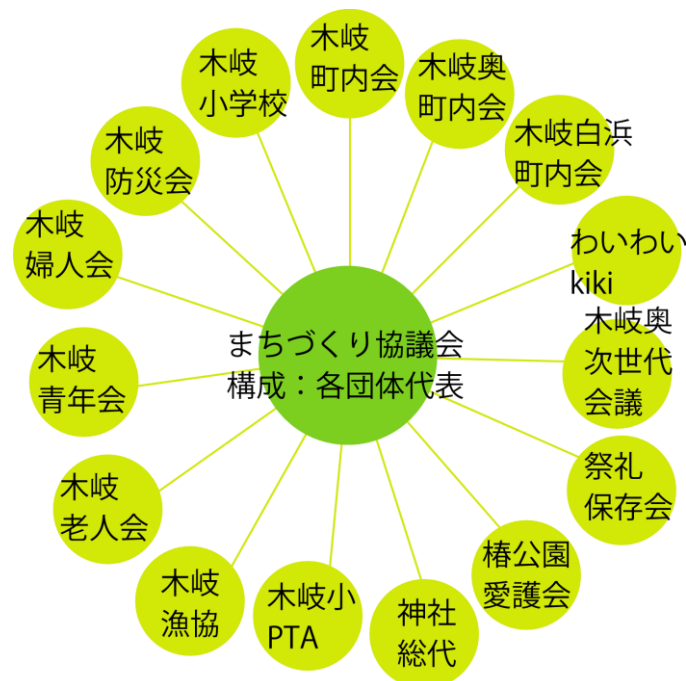


図 3-1-2 まちづくり協議会の構成例（徳島県美波町木岐まちづくり協議会）

(3) 行政と水産地域住民組織の協働関係の構築

地域の持続的な維持・振興に向けた取組を推進していくためには、行政における地域組織の窓口の一元化と、行政と集落組織との平時からの協働関係の構築が必要である。

(実施項目)

- ① 行政における地域組織との連絡窓口の一元化
- ② 行政と集落組織との平時からの協働関係の構築

【留意事項】

- ・復旧・復興のプロセスにおいては、財源の問題、事業制度に関わる制約が生まれることから、地域が望む復興像と行政が実施する復興事業との間に軋轢が生じることも想定される。そのため、事業実施主体となる行政と地域組織との間の円滑なコミュニケーションが重要になる。
- ・被災後は、行政においても地域においても平時の業務を著しく超えるさまざまな業務が発生することから、十分な時間が確保できないことや、応援職員が事務にあたることも想定され、行政担当者と集落組織とがコミュニケーションを図る機会は大幅に減少することが想定される。

【検討内容】

① 行政における地域組織との連絡窓口の一元化

- ・行政において、平時の地域振興、防災・減災や事前復興の取組、被災後の復旧・復興のそれぞれを担う部局を想定するとともに、縦割りにならないように、地域とのコミュニケーションを密にとり得る窓口となる部局（旧村を単位とした地域振興担当職員など）の設置を検討する。

② 行政と集落組織との平時からの協働関係の構築

- ・住民主体の地域振興の取組において、定期的に行政との意見交換を実施したり、行政を交えた協議会を開催するなど、日々の生活の中で行政組織と集落組織の連携を深め、行政と集落組織とが平時から日常的に相互の信頼関係、協働体制を構築していく。
- ・住民主体のまちづくり（地区防災計画や事前復興計画の策定など）を行政が支援する過程を通して、行政と地域組織との役割分担や協働で進める事業などについて確認しておく。

(4) 受援窓口や対口支援

地域の持続的な維持・振興にとって、他自治体や外部専門家などとの効果的なネットワーク形成のための「受援窓口」や「対口支援」のシステムを検討、計画、実践しておくことが重要である。

(実施項目)

- ① 他地域の自治体職員とのネットワークの構築
- ② 専門家とのネットワークの構築
- ③ 受援計画の策定

【留意事項】

- ・被災後は、平時と比べて行政機能が低下するとともに、平時の業務を著しく超えるさまざまな業務に人員を配置する必要があるため、限られた人員のみでは復旧、復興を進めて行くことが困難になることが予想される。
- ・水産地域を抱える自治体は、比較的規模の小さい自治体が多く、被災後に多くの計画策定業務、事業調整を行うためには、外部からの応援職員や専門家、有識者などの支援を受けることを想定しておくことが望ましい。

【検討内容】

① 他地域の自治体職員とのネットワークの構築

- ・水産地域の復旧・復興プロセスにおいては、漁港や漁村関連事業などの水産に関する知見を有する職員の応援は大きな効果を発揮するため、姉妹都市や職員交流などの仕組みを活用し、同様の漁業形態を有し、想定される災害により被災しないエリアにある自治体とのネットワークを構築しておく。

② 専門家とのネットワークの構築

- ・水産地域の復旧・復興プロセスにおいては、個々の集落により異なる地域特性や地域コミュニティなどのさまざまな事項を被災後の短期間で理解しながら、事業を実施していくことになる。被災後の「受援体制」を効果的に機能させるため、地域振興や事前復興計画の策定などの取組を通して、集落を熟知した外部の専門家やボランティア等とのネットワークを構築しておく。
- ・国や民間のアドバイザー制度を活用するなどして、復旧・復興を担うことができる経験豊富な人材や団体等について、リストアップしておく。

③ 受援計画の策定

- ・派遣職員などによる応援を受けることを想定し、下記に示すように、必要になる人材像、担当してもらう業務の想定などを、被災後の各段階でまとめた受援計画を策定する。
 - ・必要な業務、手薄な業務の把握と整理
 - ・自治体職員や専門家等の応援要請先のリストアップ
 - ・応援の要請
 - ・受援計画に基づく庁内の体制、指示系統等の構築
 - ・漁業協働組合や地元組織等との連携体制の構築

(5) 交流人口の創出によるネットワーク形成

地域の持続的な維持・振興にとって、水産地域の資源を活用した交流事業の活性化による交流人口の創出とネットワークの形成が重要であることは言うまでもないが、このような取組が、被災後の復旧・復興支援にもつながる。

(実施項目)

- ① 都市部との交流人口を創出する取り組みの実施
- ② 外部人材とのネットワークの構築

【留意事項】

- ・多くの水産地域において、人口減少や過疎高齢化が継続する中で、地域の維持・振興を図っていくためには、地域振興の取組を通じた交流人口の創出が有効な方法である。
- ・交流人口が拡大することにより、復旧・復興プロセスにおいて寄付が集まったり、海産物の購入などを通じた支援の輪が広がるなど、さまざまな形で早期の復旧・復興に寄与することが期待される。

【検討内容】

① 都市部との交流人口を創出する取り組みの実施

- ・それぞれの水産地域の立地や特性を分析したうえで、交流人口の創出につながる地域資源を発掘し、具体的な取組へとつなげていく。
- ・都市部からアクセスしやすい地域であれば漁業体験などの体験事業を実施したり、地域独自の特産品や加工品などを有する場合にはインターネット販売などによる消費者とのネットワーク構築など、地域の特性にあった交流人口創出の方法を検討する。

② 外部人材とのネットワークの構築

- ・地域振興の取組を通して交流人口を創出し、地域に関わるファンを増やすことによって、被災後に復旧復興にかかわる外部人材とのネットワークを構築しておく。

(6) 複数の漁港漁村を単位とした地域力や漁港機能の強化

地域社会経済指標が縮減傾向にある水産地域の場合、復興まちづくりの視点からも、持続的地域維持・振興の視点からも、漁港機能や集落の再編・集約の可能性についても平時から議論しておくことが重要である。

(実施項目)

- ① 近隣集落間での連携
- ② 漁港機能の集約再編の議論の継続
- ③ 相対的に利用が低下している漁港機能の再編
- ④ 集落の集約再編の可能性に関する議論の継続

【留意事項】

- ・継続的な漁獲高の減少、少子高齢化、過疎化の進行が進むエリアにおいては、中長期的には、個々の水産地域や漁港がこれまでのように単独での機能を維持していくことが困難になることも想定される。従って、水産物の生産又は流通に一体性を有する範囲である圏域において、その漁港機能の役割分担等を踏まえた水産基盤整備の方向性を定めた圏域計画の考え方を参考に、既存ストックを有効活用することも含め、漁港機能の再編・集約を考慮する。
- ・集落の再編・集約については、漁港機能の再編・集約以上に難しい問題が伴い、極度に過疎化が進み、将来的な集落維持が困難な集落が存在する場合の可能性について、一定の共通性を有する地域内で関係者による議論が重要となる。
- ・被災後の短時間において、利便性や機能的不具合がないように漁港機能の再編・集約を図ることは非常に困難である。更に、集落の再編・集約の可能性については、更に困難であり、関係者による事前のきめ細かな協議と合意形成が不可欠となる。

【検討内容】

① 近隣集落間での連携

- ・一定の漁業操業や生活面で相互に関係の大きい近隣集落間で、事前に、被災後の生活・避難支援や早期の漁業操業再開に向けた連携・協力関係を構築しておくことで、被災後の早期の復旧・復興につながる。
- ・特に、個々の集落で集落運営や漁業運営機能が低下している地域などでは、平時からの水産地域振興の視点から関係者による議論と合意形成の場を創出し、具体的、現実的な決めごとを実効性のあるシステムとして構築しておく。

② 漁港機能の再編・集約議論の継続

- ・定期的に圏域内の漁港利用や管理の動向を把握し、被災後の漁港機能の再編・集約を既存ストックの有効活用を含めて圏域計画の考え方を参考にしつつ、関係者間で復興後の地域漁業・水産業の将来像を念頭に置いた議論を継続していく。
- ・圏域を単位とした水産流通ネットワークなど広域的なネットワークについて理解を深め、漁港機能の役割分担や再編・集約、加工流通のネットワークの再編などについて事前に検討しておく。

- ・老朽化により修理が必要になった時、なんらかの災害によって部分的に機能が壊れた際などに、漁港機能の再編・集約の可能性を探っていくような漸進的な取組を実施する。

③ 相対的に利用が低下している漁港機能の再編

- ・②で述べた、一定の圏域内での漁港機能の再編・集約が必要かつ実施の可能性がある場合、漁港機能が他漁港に集約される側の漁港については、既存ストックの有効活用に資する検討を事前に実施しておく。
- ・既存ストックの有効活用については、一定圏域内の漁業振興や6次産業振興などを通じた地域振興に資する利活用のあり方を事前に関係者間で合意を形成しておく。

④ 集落の再編・集約の可能性に関する議論の継続

- ・地域の持続的な維持・振興のため、一定の共通性を有する複数の集落を対象に、集落の再編・集約の可能性も想定しておく。
- ・定期的に集落の人口動態を把握し、被災後の居住地選択などに関するアンケートなどによる住民意向の把握を定期的実施しながら、集落の持続可能性、復興フレームや望ましい将来像についての議論を継続していく。
- ・地域の維持・振興主体である漁業者・水産業者及び地域住民は、日常的な経験蓄積をもとに、再編・集約を選択することの可能性について日々の生活の中で検討していく。
- ・漁協（支所）などの単位を超えた範囲をひとつの単位とした議論の枠組みをつくり、平時から漁港機能や集落配置について、意思決定を行うことのできる体制（※範囲内に立地する漁港を利用し、集落に居住する漁業者・水産関係者及び住民などにより構成される組織など）を形成する。

3-2. 事後の取組

【基本的考え方】

地域経済指標の低下が継続する中での復旧復興となることを想定し、復興事業実施後の持続的な地域の維持・振興への取組が重要です。

従前と同じ集落空間が再生されない可能性が高いと考えられる場合は、新しい集落構造や社会システムに適合できるように、効率的な運営ができるような地域振興を継続していくことが重要です。

- (1) 集落空間やコミュニティの変化への対応
- (2) 持続的な漁業振興にむけた民間活力の導入
- (3) 復興に資する観光と記憶の継承

【留意事項】

復興ハードが完成することだけが、復興まちづくりではなく、復興後の状況の変化に応じて、地域が新たな視点で、持続的な地域の維持・振興に向けた努力を続けていくことが重要である。

復興ハード整備が終了した事後においても、その地域が継続的に維持・振興していくための、復興事業終了後の条件に応じた新たな視点の取組を続けていくことが求められる。

地域社会・経済指標の低下が継続する中での復旧・復興となることを想定し、復興事業実施後の持続的な地域の維持・振興の取組が重要である。従前と同じ集落空間が再生されない可能性が高いため、新しい集落構造や社会システムに適合できるように、効率的な運営ができるような地域振興を継続していくことが重要である。

被災後は、防潮堤整備や住宅の高台移転などさまざまな復興事業によって、被災前の集落構造が大きく変化することも想定される。大きく改変した地形や大規模構造物の出現などに対応した利用利便性の向上や景観改善を目的とした「復興リハビリ^{※6}」への取組が、地域維持・振興の一助となる。

一方、被災をきっかけに、人口、世帯数などが大幅に減少すれば、公共施設の統廃合、場合によっては漁港機能や集落の再編・集約が進む可能性もある。このような変化により、被災前の地域コミュニティや地域自治の仕組みが機能しなくなることも想定される。この場合、被災後の新しい集落構造や集落コミュニティに応じた地域自治の仕組みを再構成していく必要が出てくる。

- ・ 交通利便性が悪い飛び地的、辺地的立地の小規模水産地域（集落）では、被災後に大幅に人口が減少することも予想されるため、より広域的なエリアを単位とした地域の維持・振興の方法も検討していくことが望ましい。
- ・ 高台移転により集落構造が大きく変化したり、状況によっては漁港機能や集落の再編・集約が進められる可能性もある。そのため、被災前には想定しなかった新しい集落構造や生産流通システムの下に生活を再生していかなければならないことも想定される。

※6. 佐藤宏亮（芝浦工業大学建築学部教授）が提唱する概念で、地域への愛着や持続的・地域維持・振興を念頭に、復興事業などで大きく改変した環境や空間、景観などの改良に向けた、自助、共助、公助による取り組みをいう。

【検討内容】

① 集落空間やコミュニティの変化への対応

・ 生業の復興、住まいの復興、基盤整備が完了した後に、新しくつくられる集落構造や生産流通のネットワークに即して、地域自治のしくみなどを修正しながら、生活の質や豊かさを享受できるような地域振興を継続的に進めていく。

② 持続的な漁業振興にむけた民間活力の導入

・ 持続的な地域の維持・振興や漁業振興の取組を進めていくために、既存の漁協による経営のみならず、民間企業とのコラボレーションや部分的な民間活力の導入など、地域にとって望ましい漁業資源管理、活用方法の検討を行い、新しい生産・流通のしくみを構築する方法を検討する。

③ 復興に資する観光と記憶の継承

・ 震災遺構などを活用しながら、被害の状況や復旧復興のプロセスを災害に備える他地域の学びに活かしつつ、復興をとげた地域の魅力を発信していくことを目的とした復興ツーリズムの実施も持続的な地域維持・振興にとって有効である。また、このような災害の記憶の継承は、地域の防災力・減災力の維持や来訪者への防災意識の啓発にもつながる。